

官報

昭和六十三年二月十八日

○第百十二回 衆議院會議録 第六号

昭和六十三年二月十八日(木曜日)

議事日程 第六号

昭和六十三年二月十八日

午後二時開議

- 第一 漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出)
- 第二 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

昭和六十二年一度一般会計補正予算(第2号)

昭和六十二年度特別会計補正予算(特第2号)

昭和六十二年度政府関係機関補正予算(機第2号)

昭和六十二年度政府関係機関補正予算(機第2号)

日程第一 漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出)

日程第二 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後三時三十二分開議

○議長(原健三郎君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(原健三郎君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

高橋辰夫君から、海外旅行のため、二月二十一日から三月二日まで十一日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

○自見庄三郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

昭和六十二年一度一般会計補正予算(第2号)、昭和六十二年度特別会計補正予算(特第2号)、昭和六十二年度政府関係機関補正予算(機第2号)、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(原健三郎君) 自見庄三郎君の動議に御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

昭和六十二年一度一般会計補正予算(第2号)
昭和六十二年度特別会計補正予算(特第2号)
昭和六十二年度政府関係機関補正予算(機第2号)

○議長(原健三郎君) 昭和六十二年一度一般会計補正予算(第2号)、昭和六十二年度特別会計補正予算(特第2号)、昭和六十二年度政府関係機関補正予算(機第2号)、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長奥田敬和君。

昭和六十二年一度一般会計補正予算(第2号)及び同報告書

昭和六十二年度特別会計補正予算(特第2号)及び同報告書

昭和六十二年度政府関係機関補正予算(機第2号)及び同報告書

「奥田敬和君登壇」

○奥田敬和君 ただいま議題となりました昭和六十二年一度一般会計補正予算(第2号)外二案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

この補正予算三案は、去る一月二十五日本委員会に付託され、同月二十九日宮澤大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二月十七日及び本十八日の両日質疑を行い、本日質疑終了後、討論採決をいたしましたものであります。

まず、補正予算の概要について申し上げます。一般会計につきましては、歳出において、給与改善費、国民健康保険特別交付金、義務的経費の追加等、特に緊要となった事項について措置を講ずるため、合計二兆六千四百十四億円を計上いたしました。他方、既定経費の節減及び予備費の減額により、合計五千七百七十五億円の修正減少を行うことといたしております。

歳入においては、租税及び印紙収入の増加、前年度剰余金受け入れで合計三兆八千二百七十億円を計上するとともに、税外収入の減収を見込むほか、特例公債を一兆三千二百二十億円減額することといたしております。

なお、昨年不成立となりました売上税法案関連の歳入歳出につきましても所要の補正を行うことといたしております。

この結果、昭和六十二年度第二次補正後予算の総額は、歳入歳出とも、第一次補正後予算に対し二兆三百三十九億円増加して、五十八兆二千四百十二億円となっております。

特別会計につきましては、一般会計予算の補正等に関連して、国立学校特別会計など二十七特別会計について所要の補正を行うことといたしております。

また、政府関係機関につきましては、国民金融公庫など三公庫について所要の補正を行うことといたしております。

なお、一般会計及び特別会計において、所要の国庫債務負担行為の修正減少を行うことといたしております。

次に、質疑について申し上げます。質疑は、国政全般にわたって極めて熱心に行われたのでありますが、そのうち主な項目を申し上げます。

まず、税制改革問題では、政府統一見解と選挙公約の遵守、売上税廃案の理由、政府税調のあり方、税制改革の手順、不公平感の払拭と間接税導入の必然性、高齢化社会の到来と税制改革の関連性などについて、外交関係では、南アフリカへの我が国の対応、大韓航空機爆破事件に関連する問題などについて、防衛関係では、三宅島の夜間着陸訓練場建設計画、池子弾薬庫跡地利用、有事来援研究などについて、

昭和六十三年二月十八日 衆議院會議録第六号

昭和六十二年度一般会計補正予算(第2号)外二案

八八

農林水産関係では、農産物の輸入自由化、調査捕鯨などについて、

厚生関係では、国民健康保険及び退職者医療制度、脳死の判定と臓器移植などについて、

このほか、首相の政治姿勢、災害遺児育英制度の創設、補正予算と支出官レートのあり方、地方財政問題、地価高騰にかかわる諸問題、オートマチック車の欠陥問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

かくて、本日質疑終了後、三案を一括して討論に付しましたところ、政府原案に対し、自由民主党を代表して宮下創平君から賛成、日本社会党・護憲共同を代表して辻一彦君から反対、公明党・国民会議を代表して池田克也君から反対、民社党・民主連合を代表して田中康秋君から反対、日本共産党・革新共同を代表して中島武敏君から反対の意見が述べられました。

討論終了後、引き続き採決を行いました結果、昭和六十二年度補正予算三案は、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 三案につき討論の通告があります。順次これを許します。辻一彦君。

〔辻一彦君登壇〕

○辻一彦君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりました昭和六十二年度第二次補正予算案に対し、反対の討論を行うものであります。(拍手)

ここ一年ほどの我が国経済を振り返りますと、世界経済、とりわけ米国経済のありようの影響を直接に受け、大変な激動をこうむってきたと申せましょう。米国経済を見ますと、一千五百億ドルを優に超える膨大な経常赤字と財政赤字の連続、昨年十月の株価の暴落などに象徴されるように不安定をきわめております。いまだ国際取引におけ

る基軸通貨がドルであり、米国経済が現在置かれている重要な位置にかんがみれば、その不安定さが我が国経済をも揺り動かすのは当然なのであります。そして、この不安定さを少しでも緩和をし、世界経済、日本経済の安定的発展を確保していくためには、米国は経常収支、貿易収支を漸進的に改善していくことが急務であり、そのためには消費を縮小し、とりわけ財政赤字を計画的に削減していくかなければならないと強調され、それに伴って我が国は輸出主導から内需の拡大による経済成長を目指さなければならないと言われて久しいのであります。

この我が国の内需の積極的拡大による経済成長の必要性については、我が党が以前から主張してきたところでありますが、この間政府はそれに真剣にこたえてこなかったものであります。それが今日の事態を招来した最大の要因と申せましょう。積極的な財政運営が必要とされているが、六十二年予算も当初の段階では、一般会計、一般歳出の対前年度当初予算比で伸び率がともにマイナスイという歴史的な超緊縮予算だったわけでありまして、こうした当初予算を編成しておいて、財政再建を最優先させ、その数字合わせのための一般会計の経常的経費の削減を基本とした財政運営を變更させないままに補正予算で内外からの内需の積極的拡大の要請にこたえようとしても、どだい無理なことと言わなければなりません。

以下、本補正予算案に反対する具体的理由の主なものをご指摘したいと思います。

六十年九月G5合意以降、アメリカの赤字財政とドル安政策の放任、我が国の内需拡大政策の立ちおくれにより急激な円高を招き、日銀収入の低下、日銀納付金を激減させました。すなわち、急激な円高による為替介入などにより運用資金利回りの低下によって、日銀納付金は、六十二年当初予算八千五百十億円を見込んだにもかかわらず、二次補正減額二千六百四十億円となり、差し引き五千五百十億円となったのであります。これ

は六十年日銀納付金決算額一兆六千三百二十三億円に比べれば実に一兆八百十三億円の激減であります。六十二年度のみでも一兆一千億円の損失を国民に与えたこととなります。これは、まさしく経済運営の失敗と言わなくてはなりません。日銀納付金にこのような激減がなかったならば、第二次補正予算の中身はもっと変わったものになっていたのであります。この矛盾を糊塗するために本補正予算が編成されていることは明らかであります。これが反対の第一の理由であります。

次に指摘しなければならないことは、租税及び印紙収入が当初予定を大幅に上回っていることに關してであります。三兆六千億円近くの税収等の増が計上されておりますが、これは予定を超えて納税者等国民から徴収したものでありますから、国民に還元するのが本筋と言えます。確かに六十二年度税制改正によって一兆六千億円余り減税されておりますが、なお十分であつたと言わざるを得ません。もちろん、膨大な国債の累積という財政状況にかんがみれば、国債発行の減額も重要であり、全額を減税すべきだと主張する考えはあります。私が党などが要求した数千億円の中

低所得者を中心とした所得減税の上乗せは十分に可能であつたと言えます。政府があえてそれを実施しなかったのは、税制改革を口実に、所得減税などの減税と抱き合わせで新大型間接税による増税を予定しているからにはかなりません。今国会の代表質問や予算委員会での質疑を通じて、税制改革と称し、新型間接税の導入を企てる政府の態度がかなり明確になってまいりました。こうした事態を容認することはできないのであります。これが反対の第二の理由であります。

第三に、防衛費の対GNP比一％枠の突破が強行されていることでもあります。防衛関係費は、第一次の補正で削減され、今回、売上税の歳出計上分が削減されておき、さらに為替レートの変動などを考慮すれば、百数十億円の削減は十分に可能であつたわけで、政府にその考えさえあれば一％

枠を守ることはできたはずであります。政府がそれをなすなかつたのは、一％枠を守ろうとする考えが全くなかつた証左であると断ぜざるを得ません。政府は、十八兆四千億円の中期防衛力整備計画による防衛費の増大を強調しますが、思いやり予算の取り扱いや後年度負担の増大によってその増大はますます不明確なものになってきており、その計画自体が初めから軍備増強計画であつたことは明らかであります。米ソ核軍縮の合意を踏まえ、率先して軍縮、平和のために貢献するのが我が国の責務であるにもかかわらず、あえて防衛費の対GNP比一％枠の突破を図り、軍備増強への道を切り開こうとする政府の姿勢に強く反対するものであります。

第四に、本来、公務員給与改善費は当初予算に計上すべきでありましたが、それが計上されず、本補正予算によって処理されているのであります。公務員の給与は民間給与に準じて改善されることの建前があり、政府の責任で人事院勧告は完全実施されなければならぬことからすれば、当初予算にある程度その経費を計上するのが当然であります。政府は、公務員給与の引き上げの実施を当初予算に計上することによって内需拡大への姿勢を示すべきときであります。我が国の内需拡大のためには、貯蓄率を減少させ、消費の拡大を図らなければなりません。我が国の貯蓄率の高さは、老後や病氣、そして教育、住宅などに対する備えによるものであり、これは我が国の社会保障、公教育などの貧弱さに原因しており、政府の行財政改革が内需を冷えさせ、高貯蓄率を維持させ、輸出を加速させた大きな要因であつたと言えらるものであります。

最後に、国民生活向上を目指し、このような財政運営を抜本的に転換させるよう強く要求し、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(原健三郎君) 宮下創平君。

〔宮下創平君登壇〕

○宮下創平君 私は、自由民主党を代表いたしま

して、ただいま議題となっております昭和六十二年
度一般会計補正予算(第2号)外二案に対し、賛
成の討論を行うものであります。(拍手)

御承知のとおり、大幅な対外不均衡等を背景に
諸外国との間に種々の摩擦が激化する中で我が国
の取り組みべき最重要政策課題は、内需を中心に
景気の積極的な拡大を図ることでありました。こ
のため、政府は、一昨年九月の総合経済対策に引
き続き、昨年五月には総額六兆円規模の緊急経済
対策を決定し、七月にはその予算措置として公共
投資の追加を中心に二兆円を超える大型補正予算
を成立させるなど、内需の拡大に向け最大限の努
力を払ってまいりましたところでありました。

これら一連の経済対策によって、我が国経済は
円高の進展にもかかわらず昨年の中ごろから大き
く好転し、景気は、個人消費、住宅建設といった
国内需要を中心に急速に回復を見せ、今や大局
面に移行するまでに至っているものであります。ま
た、円高を背景に産業構造調整が進展する中で雇
用情勢の悪化が懸念されたものであります。これ
も政府のきめ細かな雇用対策あるいは適切な景気
対策によりまして、完全失業率が一時の高水準を
脱して低下に向かうなど、緩やかであるとはいえ
改善を見せておるのであります。私は、このよう
な政府の的確でしかも機動的な政策対応に敬意を
表するとともに、このことは、責任政党たる我が
自由民主党の適切な政策選択の結果であると確信
するものであります。(拍手)

以下、本補正予算の内容について賛成の理由を
申し述べます。

まず、賛成の第一は、緊要となった事項及び剰
余金の処理について適切な措置が講ぜられている
ことであります。

幾つか例を挙げて申し上げますと、まず、公務
員給与の改善についてであります。本年度も前
年度に引き続き、人事院勧告どおり率、時期とも
に完全実施され、公務員の生活の安定に対し十分
な配慮が払われているのであります。また、国民

昭和六十三年二月十八日 衆議院会議録第六号

健康保険特別交付金として一千億円余が計上され
ているなど、厳しい財政事情のもとで極めて適切
な措置を講じているものであります。さらに、前
年度剰余金の処理につきまして、本年度は財政法
の規定に従いその二分の一が国債整理基金特別会
計に繰り入れられており、これもまた極めて妥当
な措置であると考えます。

以上のごとく、緊要となった事項及び剰余金の
処理について極めて適切な措置が講ぜられてお
り、まことに当を得た措置として高く評価するも
のであります。

賛成の第二は、財政改革が着実に前進を見てい
ることです。

今後急速に進展する人口の高齢化、国際社会に
おける我が国の責任の増大などを考えた場合、こ
のような変化に伴う行政需要の増加に十分対応し
得るためには、一刻も早く財政がその対応力を回
復することが何よりも必要であります。そのため
には、昭和六十五年までに特例公債依存体質か
ら脱却し、公債依存度を引き下げるといふ努力目
標を何としても達成しなければならぬのであり
ます。

この目標については、かねてより野党等から、
目標は完全に破綻している、六十五年度特例公債
脱却の旗はおろすべきであるなどのさまざまな批
判を浴びてきたのであります。しかしながら、本
補正予算において一兆三千億円の公債金を減額
した結果、六十二年度の公債依存度は、当初の一
九・四％から一八・一％に引き下げられることにな
るのであります。また、提出中の六十三年度予算
におきましても、本年度の当初予算に比べて特例
公債について一兆八千三百億円の減額が予定され
ておりまして、財政再建の目標達成に向けて着実
に前進しているものであります。しかしながら、む
しろこれからがまさに胸突き入丁、正念場ござい
まして、このような重要な時期を迎えている今
こそ、財政改革の旗をより一層高く掲げて、着実
にこれを推進していくことが肝要であると考えま

昭和六十二年一般会計補正予算(第2号)外二案

す。政府におきましては、引き続き経費の徹底し
た節減合理化に努めるなど、目標の達成に向けて
より一層の努力を傾注されんことを強く望む次第
であります。

終わりに当たり、一言申し上げたいと思いま
す。

高齢化社会の到来を控え、また、変転きわまり
ない国際情勢の中で、我が国経済、なかんずく財
政に対する内外の期待はますます大きなものと
なっております。こうした中で、税制の抜本的見
直し、財政改革は避けて通れない課題でありま
す。私も自由民主党は、政府と一体となってこ
れらの課題の解決に向かって積極果敢に事に当た
り、難局を乗り切り、国民の負担にこたえらるゝの
決意をここに改めて表明し、本補正予算に対する
私の賛成討論を終わらせていただきます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 森本晃司君。

〔森本晃司君登壇〕

○森本晃司君 私は、公明党・国民会議を代表し
て、ただいま議題となつております昭和六十二年
度第二次補正予算三案について、反対の討論を行
います。(拍手)

本予算案は、表面的には税収増加に伴う災害復
旧費、給与改善費、義務的経費の追加等の財源措
置を行うこととしておりますが、一歩踏み込んで
考えてみるならば、財政危機を誇大に宣伝するた
めに、意図的と言わざるを得ない当初予算におけ
る税収の過小見積もりが暴露されたものでありま
す。しかも、積極的な施策を盛り込むのではなく
して、余剰予算、金余りのつけかえのための補正
ではかなく、我々はこうした政府の態度を認める
ことはできません。

以下、補正予算三案に反対する具体的な理由を
申し述べます。

本補正予算案に反対する第一の理由は、税収見
積もりの誤りにより多額の自然増収を得ながら、
所得税減税が極めて不十分であるという点であり
ます。

我々は、六十二年度において実現した一兆五千
四百億円の所得税減税では、持続的な内需拡大
を図り、かつ、重税と不公平にあえぐ中堅サラ
リーマン層の税負担を軽減するには不十分である
として、二兆円規模の所得税減税の実施をこれま
で強く一貫して要求してまいりました。しかし、
政府・自民党は、我々の主張に耳を傾けず、逆
に、マル優制度の廃止などに象徴されるよう、庶
民、弱い者いじめを強行したのであります。しか
も、せっかく実現した減税の効果はと見れば、社
会保険料等の増大などから、ことごとく帳消しに
された形となつてしまつてゐるのが実情であり
ます。中途半端な施策は、その効果が激減するのみ
であります。それだけにとどまらず、政府・自民
党は、今や、税制の抜本改革と称し、不公平税制
の是正を放置したまま、国会での政府統一見解に
反し、国民に対する選挙公約に違反し、国権の最
高機関である立法府の国会決議に違反するところ
の大型間接税の導入を画策しようとしてゐるので
あります。

本補正予算案で、所得税、法人税などの減税分
一兆八千三百億、売上税増徴分一兆九千三百億
を差し引いた上で、なおかつ一兆八千九百三十億
円に及ぶ自然増収を計上するのであれば、我々が
当初から要求していた二兆円規模の所得税減税の
実施は十分に可能であつたはずであります。した
がつて、現在が年度末にあるとはいへ、私はこの
際、六十二年度内において、相当規模追加の所得
税減税を実施することを、ここに改めて要求する
ものであります。そして、さらには、財政再建の
ためとか、高齢化社会到来のためとか、そのたび
に口実を巧みに使い分ける姑息な手段による大型
間接税の導入を画策すべきではありません。そう
した画策に対し我々は断固として反対するもので
あります。

さて、その第二の理由は、歳出面で本来六十三
年度予算で計上すべきものを、便宜的に前倒し
で本補正予算案に計上している点であります。

昭和六十二年二月十八日 衆議院會議録第六号

昭和六十二年度一般會計補正予算(第二号)外二案

本補正予算案で自賠責特会、食料特会への繰り入れ、外航船舶利子補給金などを計上しておりますが、これらは、過去の借金の返済であり、本来六十三年度予算案に計上し、処理すべきものであります。にもかかわらず、六十二年度において多額の自然増収を得て財政に余裕ができたからといって、本補正予算案に計上し、借金を返済しようとする手法は、財政法第二十九条の趣旨からいって、補正予算の性格を逸脱するものであると言わざるを得ません。一兆円を超える規模で赤字国債を減額しているとはいえ、特別会計への移管や後年度への繰り延べというつじつま合わせの歳出削減策による見かけ倒しの財政再建策を従来どおり繰り返している政府の財政運営の姿勢には、やはり基本的かつ重大な問題があるのであります。

第三には、内需拡大を持続させる施策が盛り込まれていないことであります。我々は、本年度当初予算の審議に際して、日本経済が直面している最大の課題は、いかにして中長期的かつ持続的な内需型成長を図るか、そして産業構造の転換、日本経済の構造転換をいかにして実現するか、この一点に集中していることを繰り返して繰り返して申し上げてまいりました。

円高が一段と進み、日本たまたが露骨に繰り返された昨年度を振り返るとき、我が国が迫られているのは対外経済政策の修正や生産の合理化ではなくして、物事に対する考え方を変えることにあると痛感させられます。現状のままで我が国の景気が回復したとしても、それで問題は解決いたしません。そのために、この六十二年度において、政治の責任において、行政府の責任において講じられるべきことが多々あったはずであります。例えば、国民生活に密着する生活関連社会資本整備は、今なお大幅におくれたままであります。その原因の一端が予算配分と各省庁の綱張り意識にあり、これを改革し、国民の意識の多様化、高度化に対応しつつ、国民のニーズを踏まえた生活関連資本整備の計画を策定し、予算配分の大胆な転換

の必要性を我々は機会あるたびに申し上げてまいりました。すなわち、生産重視、外需志向からの脱却でありました。そのためには、個人消費の問題から金余り現象の効果的吸収方法や企業投資、民間と地方自治体の協力を促進させるの活性化などに至るまで、まさしく広範な分野にわたる政策と誘導的施策の組み合わせが求められていたものであります。

そうした政治要求に対して、昨今の政府施策がもたらしたものは何かといえ、地価の狂乱を挙げざるを得ません。これは極めて遺憾なことであり、予算配分の硬直化によって、本当に必要な有効な事業に十分な資金が配分されておらず、この引上げという政策目標は達成されません。もって本補正予算案では、何ら内需拡大を持続させるための具体的施策が講ぜられていないばかりか、公共事業の円滑な執行とその効果的配分についての改善が全く行われておりません。これでは、せっかく向上きつた我が国経済が今後とも持続的に安定成長できるかどうか、極めて不安であります。

第四に、防衛費の減額修正が極めて不十分な点であります。本補正予算案では、廃案となった売上税分、不用分などを差し引いておりますが、防衛関係費については、対GNP比一・〇七％と依然としてGNP比一％枠を突破したままであります。こうした背景には、経済摩擦でのアメリカからの批判と攻撃を防衛問題にすりかえてかわし、解決を図ろうとする意図が強く働いているようであり、これが、これは見当違いも甚だしいものがあると言わざるを得ません。円高差益分の適正な還元や在日米軍の駐留経費負担における無原則な思いやり予算等の適正化を図ることでGNP比一％枠内におさめることが十分に可能であることは、さきの総括質問における質疑の中で明らかにしてきたところであります。

今、世界の趨勢は軍拡から軍縮へと、その流れの変化が目を追うごとく強まっております。軍拡よりも経済改革、軍事費を削れないものかと叫んだとされるソ連のゴルバチョフ書記長、私たちは歴史をつくったと自画自賛したというアメリカのレーガン大統領によって、昨年INF条約が調印されたのであります。ソ連が軍事費を据え置きにし、アメリカが実質削減を行うという状況の中で、ひとり我が国が、防衛力増強への歯どめであり、世界平和政策の一つである防衛費のGNP比一％枠の突破を行ったことは断じて容認することはできません。改めて一％枠突出分の削減を強く要求するものであります。

以上、反対の主な理由を申し述べまして、私の反対討論を終えます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 滝沢幸助君。

〔滝沢幸助君登壇〕

○滝沢幸助君 ここに議題に供されました昭和六十二年度補正三案につき、民社党・民主連合を代表いたしまして、反対の意見を表明するものでございします。

さて、反対の理由の第一は、この補正予算案は、我が国が今日直面いたしております緊急かつ不可欠なる国民的要請に全くこたえていないからであります。

すなわち、我が国は今やその国民総生産におきましてはついにアメリカに追いつき、これを追い越し、まさに世界一の経済大国となりましたものの、しかし、国民の生活実感におきましては、何人もみずから経済大国の国民たるにふさわしい生活とは思っていないのであります。すなわち、その身大都市に住む者にとりましては、一生涯働けど働けどなお我が暮らしが楽にならずとして、ついに自分の家と名のつくものも持つことができません。あるいはウサギ小屋と侮られて甘んじなければなりません。また、農山村僻地に住む者にとりましては、竹下総理の「ふるさと創生論」とは裏腹に、過疎、荒廃のふるさとを嘆き悲しみ、政治の

貧困と時代の変転を恨み終わるのであります。ここに我々は、当初予算の編成に当たりましては、経済大国たるよりはむしろ生活先進国であるべしといたしまして政策の一大転換を要求したことであります。

さらに、さきの百九国会におきまして、その補正には、五兆円に及ぶ公共事業費などを一応評価をしながらも、その内容におきまして、いわゆる社会資本の固定的、硬直的分配率をかたくなに踏襲しております態度を強く戒めたのであります。かくて、今ここに第二次補正を組むとするならば、今こそこれら公共事業配分の枠組みを大胆に改革、改善すべきであるにかかわらず、この思想の転換はついになされなかつたのであります。

今、国策として真に内需の拡大を進めるためには、何よりもまず必要なることは大幅なる減税であります。すなわち、さきに一兆五千四百億の減税は辛うじて成立いたしましたものの、もちろんこれは不十分であります。しかし、もっていささかの改善と思ひましたその矢先にマル優が廃止され、まさに種花一朝の夢、減税はことごとく相殺され終わったのであります。かてて加えて、もしもそれ伝えられるがごとく、昨年の売上税廃案の教訓をかえってこれをさかしまに学んで、異名同体の新型間接税を今国会に、もしくは秋の臨時国会に安易に提案されるならば、国民大衆はこれを断じて許さないのであります。政府は再び断腸の苦杯を喫することは火を見るよりも明らかであります。

すなわち、今必要なるものは増税にあらずして不公平の解消であります。売上税の間接税にあらずして、実に所得税、法人税等の大幅なる減税であります。よって、内需主導型の経済運営を確立し、内に民生を安んじ、外に外圧を解消して国際協力の実を上げなければなりません。もしも総理がその心国民とともにあるならば、三歳の幼子といえどもよく理解できるこの道理をわきまえて再考されるように希望いたします。

さて、第二の反対の理由は、行政改革の思想と手はずが全く見られないことであります。

すなわち、N T T株の売却益あるいはいささかの税収の伸びをいかにして行政改革を中途半端にして忘れ去り、怠けているとするならば、竹下内閣はその無責任、無能を歴史の上にさらすことになりましょう。今、政府みずからが、みずからの肥満病弱の体質をみずからの反省と努力によつて改善し、まさに肉を切り骨を削る行政改革のうちに、簡素化、官庁の縮小、小さな政府の実現をなさなければ悔いを千載にとどめることになりましょう。土地対策から思いついた一省庁一機関の移転などと逃げたり、問題をすりかえてはいけないのであります。竹下総理の勇断を促す次第であります。

さらに、反対の第三の理由は、財政の再建がまるで忘れられていることであります。

すなわち、のど元過ぎれば熱さ忘れるの例えのごとく、税収の伸びを理由に国債費を大幅に減額し恥ずるところがありません。この無節操にして無反省なるいわゆる官僚的やりくりは、まさに場当たりであります。私は、ここに、竹下総理の国家財政再建に対する信念と気迫を知りたいのであります。

以上は、補正三案に対します具体的、事象的、政策的批判と反省であります。私はこの機会に、予算案の数字の陰、政策の裏、すなわち、行間紙背ににじみ出るところのいかにも官僚の小手先料理、小細工に対し、国民の信託にこたえるべき政府が一体何を加え、何を削らんとしているか、何をなさんとしてゐるか、何をなし得るか、少なくともその志を知りたいのであります。

思うに、今日の我が国の政治には、その国家的、国民的理想というものがありません。一体理想なき人物のその人生は暗黒にして墮落し、理想なき国家とその民族は、内、ことごとく不満と不平、対立に満ち、道義は乱れ、経済もまたついに凋落し、外、外国の侮りと侵略を招きあえなく

昭和六十三年二月十八日 衆議院会議録第六号

も滅び去ることは、ローマにおいて、エジプトにおいて、また帝政ロシアに、かつての中国に、世界史上その例を挙げるにいとまがございません。しかも、それら繁栄のうちに国家的理想を失いつたがゆえに滅び去った国々と今日の我が国とは余りにもよく似ているじやありませんか。

さきに述べましたごとく、今や世界最大の経済大国として繁栄と平和をほしいままにしております我が日本が、ここに戦後四十年、失った古きよきものは民族の伝統としこれを勇氣を持って回復し、再生しなければなりません。また反面、学ぶべき新しきものがあるならば、これを正しくみずからの力に消化する、そしてその歴史を見る上においてそのような健康なる史観が必要であると私は思うのであります。まさに緊急必須のこれは政治的課題であります。しかるに、政府が多数にささかなりともおごり高ぶり、あるいは野党がこれに建設的助言と批判を怠るならば、国民の政治不信はますます高まり、国家存亡の危機は四十年前の敗戦にあらずして、実に今日たゞいまにありと申さなければなりません。

星は移り時は流れ、世界の情勢は刻々と変わりつつあります。いつまでもアメリカが世界の安全を保障し、経済をリードし続けると思うことは誤りであります。今こそ我が国がアジアの諸民族とともに、これを武力によらずして徳と愛を持って同和し、加えて経済援助と技術、學術の協力において一体的平和を確立し、アメリカにかわって世界に貢献すべきこの国家の大理想を国民の前に高く掲げる必要がございましょう。しかも、このことは予算に当然表現されなければならないことであります。

私は、ここに補正三案に対し反対の討論を試みるとともに、善良にして營々たる国民大衆の名において、竹下総理の反省と奮起を促す次第でございます。終わります。(拍手)

昭和六十二年度一般会計補正予算(第2号)外二案

○議長(原健三郎君) 見玉健次君。

〔見玉健次君登壇〕

○見玉健次君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、政府提出の昭和六十二年第二次補正予算案に対する反対討論を行います。

今、世界の大勢は、米ソ首脳のIN F合意に見られるように、核軍縮の方向に動き始めています。また、世界株式市場の暴落を引き起こしたブラクマンデーに象徴されるように、レーガン政権の大軍拡がつくり出したアメリカの財政赤字は、資本主義諸国の経済を重大な困難に直面させています。現在求められているのは、我が国が国際的平和に貢献し、自主的な経済、国民のための真の内需拡大を実現する上でも、軍事費を大幅に削減し、国民が願う平和、軍縮の方向に抜本的に転換することであります。

六十二年予算は、軍事費のGNP一%枠を突破させ、歯どめなき大軍拡の道を公然と突き進み、軍拡の財源確保を目的として公約違反の売上税、マル優廃止の二大増税の強行に打って出るとともに、福祉切り捨てを図るものでした。このように六十二年予算は、平和と軍縮の実現、暮らし、福祉の充実を求める国民の声に真っ向から挑戦するものであり、当然我が党は強く反対いたしました。本補正予算案は、当初予算の性格を何ら変えるものではありません。

以下、具体的に反対の理由を述べます。
第一に、軍事費は当初予算で三兆五千億に達し、P3C対潜哨戒機、F15戦闘機などの正面装備を大幅に削減することが国民の要求であるにもかかわらず、これに何ら手をつけていないことでもかかわらず、六十二年の予算上のレートは一ドルが百六十三円、その後百二十円台まで円高が進行しているものと、軍事費の減額は売上税分など五十四億程度にとどまり、円高に伴う差額は削減されていません。こうした政府の姿勢は、GNP一%枠の突破を一つの既成事実としてあくまで固守したいという政治的意図に基づくものと言わ

なければなりません。加えて、外為特別会計を膨らませ、日銀券の大量発行でドル買い介入を進めることによって、米国の財政赤字の最大の原因であるレーガン政権の大軍拡を支えていることは極めて重大です。

第二は、昨年の五月、国民の総反響を受けて廃案となった売上税による増税の削減を今日まで棚上げにしてきたことです。これは竹下内閣の増税強行の執念をあらわに示すものです。今、国民が税制に求めているのは、増税なしの大規模減税の実現することです。政府が性懲りもなく公約違反の大規模増税の導入を企図していることは断じて許せません。この際指摘しておきたいのは、いわゆる直間比率の見直しとは、すなわち大規模増税導入のことであるという点です。直間比率見直しのための税制改革協議会は、公約違反である大規模増税を強行するための画策の場所となることが明らかであり、直ちに解散すべきであります。

第三は、生活保護費を九十五億円、私学助成費十二億円、国立学校運営費二十二億円などを削減していることです。生活保護受給者がこの三年間で実に二十万人も減らされております。これは保護の適正化という名のみに、強力な支給制限、締めつけが進められているからです。昨年の一、月、札幌の母子家庭の母親が、生活保護を窓口で拒否され、三人の子供を残したまま餓死にいた痛ましい事件を初め、東京の荒川区では、生活保護を一方的に打ち切られた老婦人が抗議の遺書を残して自殺するなど、次々と悲劇を生み出しています。日本国憲法において、国は社会福祉、社会保障の増進に努めなければならないと明記されております。このような不当な支給制限を直ちに取り扱うべきであります。また、国民健康保険への特別交付金千八億は、政府の見込み違いによって生じたものであり、見込み違いが判明した時点で即刻手当てすべきものであります。政府は、この交付金と引きかえに国保の国庫負担を削減し、地方自治体に新たな負担を押しつける制度改

昭和六十三年二月十八日 衆議院會議録第六号

悪を強行しようとしております。国保加入者の保険料は、今や耐えがたいものになっております。この際、国の負担率をもとの四五%に戻し、保険料の減免補助を十割にすることこそ、国民健康保険再生の道であることを私は強調するものです。

第四の理由は、大企業には技術開発補助金の拡充など手厚い助成を行いつつ、円高で苦しむ中小企業、農業に対しては何ら有効な援助措置を行っていないことです。大企業のための民営プロジェクトの助成措置であるNTT株売却益による無利子貸付金五百八十億円及び五多補助金四十八億円はほとんど未交付の状態であり、これは当然削減すべきです。前川リポートに基づく構造調整政策は、大企業の海外進出を促進し、日本の石炭、農業、中小企業を切り捨て、大量の失業者をつくり出し、労働者に塗炭の苦しみを与えるものです。竹下総理が訪米のお土産として農産物の十二品目自由化を約束したことは、絶対に許せません。

我が党は、国民の苦しみの根源になっている日米軍事同盟を断ち切り、今こそ国民の貴重な税金を軍事費ではなく、暮らし、福祉、教育の充実に振り向け、核兵器廃絶と軍縮を進める政治に根本的に転換するために全力を挙げる決意を表明し、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(原健三郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(原健三郎君) 三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決であり、三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

【賛成者起立】

昭和六十二年一度一般会計補正予算(第二号)外三案 漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出)

日程第一 漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第一、漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長越智通雄君。

漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)

○越智通雄君 ただいま議題となりました漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昭和六十二年一度における異常な赤潮による養殖ハマチの大量死亡等に伴い、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定における漁業共済に係る保険金の支払い財源の不足に充てるため、昭和六十二年一度において、一般会計から、六十七億五千八百七十七万円を限り、同勘定に繰り入れることができることとしようとするものであります。

なお、この一般会計からの繰入金につきましては、後日、同勘定におきまして決算上の剰余を生じた場合には、この繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り戻さなければならぬこととしております。

本案につきましては、二月十六日宮澤大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑終了後、直ちに採決いたしました結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

また、昭和六十六年度分から昭和六十八年度分までの地方交付税の総額に五百億円を加算することに伴い、当該各年度分の地方交付税の総額に加算することとされる額を改めることとしております。

第二に、財源対策債の縮減に伴い必要となる財源を措置するため、昭和六十二年一度分の普通交付税の額の算定に用いる単位費用の一部を改定することとしております。

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第二、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長松本十郎君。

地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)

○松本十郎君 ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、第一に、今回の第二次補正予算により昭和六十二年一度分の地方交付税交付金の交付税及び譲与税交付金特別会計への繰り入れが増額されることに伴い、同特別会計における借入金を二千三百四億二千九百万円減額することとしております。

また、昭和六十六年度分から昭和六十八年度分までの地方交付税の総額に五百億円を加算することに伴い、当該各年度分の地方交付税の総額に加算することとされる額を改めることとしております。

に即応して、当面早急に実施すべき措置を講ずることとし、土地住宅税制について見直しを行うとともに、石油税について増収措置を講ずる等所要の改正を行うこととしたしております。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、土地税制につきましては、土地供給の促進、地価対策等に資するため、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得等について、その負担を軽減し、一律二〇%の税率による分離課税を行うこととするほか、所有期間が十年を超える居住用財産を譲渡した場合の譲渡所得について、買いかえの特例を原則として廃止し、軽減税率による分離課税を行うこととする等の措置を講ずることとしたしております。

第二に、住宅取得促進税制につきましては、国民の持ち家取得を一層促進する見地から、現行の控除対象限度額二千万円の範囲内で、公的な借入金等に係る控除対象額をその年末残高の二分の一から全額に引き上げることとするほか、適用対象者の所得要件を緩和するとともに、適用対象となる借入金等の範囲に一定の増設等のための借入金等を加えるなどの拡充を行い、あわせてその適用期限の延長を行うこととしたしております。

第三に、石油税につきましては、昭和六十三年度における税負担の安定を図りつつ、石油及び石油代替エネルギー対策財源を安定的に確保するため、昭和六十三年八月一日から昭和六十四年三月三十一日までの間の特例措置として、課税方式を従量課税するとともに、所要の増収措置を講ずることとしたしております。

第四に、企業関係租税特別措置等につきましては、連年厳しい見直しを行ってまいりましたが、昭和六十三年度におきましても、既存の租税特別措置の整理合理化を図る一方、地域産業の活性化、事業分野を異にする中小企業者の知識融合化による新分野の開拓の促進に資するため、特別償却等の措置を新たに講ずる等必要な改正を行うこととしたしております。

その他、欠損金の繰越控除の一部停止措置及び欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置を適用期限の到来をもって廃止するほか、住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例、たばこ消費税の税率等の特例措置、揮発油税及び地方道路税の税率の特例措置等適用期限の到来する租税特別措置について実情に応じその適用期限を延長する等の措置を講ずることとしたしております。

以上、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(原健三郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。石橋大吉君。

〔石橋大吉君登壇〕

○石橋大吉君 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしました。ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案に対し、まず初めに、総理、昨日は、女性は大衆院議員に不向きなどの発言をめぐって、我が党の土井委員長からきついおしかりを受けたようであり、本日、私にとりまして竹下内閣のもとで初めての代表質問でございますので、冒頭、同郷のよしみをもちまして、このたびの総理大臣御就任に對しまして、改めて心からのお祝いを申し上げる次第であります。総理大臣、大変おめでとうございました。(拍手)

思えば、郷里島根県選出の初の総理大臣、若槻禮次郎先生が第一次若槻内閣を組織されたのは大正十五年一月三十日から昭和二年四月十七日まで、一年二ヵ月余、第二次若槻内閣が組織されたのが昭和六年四月十四日から同年十二月十一日まで

の八ヵ月間でありました。短期間といえは短期間でありましたが、この二回にわたる若槻内閣の時代は、大正天皇の崩御、東京渡辺銀行の休業を皮切りとする銀行の取りつけ騒動、鈴木商店の倒産と台湾銀行救済問題などに揺れた金融恐慌の時代であり、また、東北六県を襲った大雪をきつかけとする深刻な農村恐慌に加えて満州事変の勃発、橋本欣五郎中佐を中心とする陸軍校舎の中堅將校らによるクーデター未遂事件など、政党政治の終えん、大正デモクラシーの崩壊から軍部独裁体制の成立、ひいては第二次大戦への序曲ともなった狂乱怒濤の激動の時代でありました。

直面する状況こそ異なれ、今次竹下政権の時代は、戦後四十年にして世界の経済大国となった我が国をめぐる内外の諸情勢は極めて厳しく、一方でまた基礎通貨ドルの暴落や途上国の債務問題などの動向いかんによっては、世界経済の大破局の可能性もあるという歴史的な危機と大転換の時代であります。願わくは、この激動する内外情勢の中で、国家と国民のために難局を切り開き、ふるさと島根県人の期待にこたえ、歴史に名をとどめる名宰相としての業績を残されんことを切に期待するものであります。(拍手)

あわせて、念のために、心して一層女性を大切にされ、再び女性は大衆院議員に不向きなどという発言をして、土井委員長など世の女性の怒りを買わないように自重をお願いする次第であります。さて、本論に入ります。

既に御承知のとおり、我が国は今日世界のGNPの一割を占める経済大国になりました。一人当たりGNPも、昨年に入りました一段と進行した円高・ドル安によりまして、一ドル百四十円で一万九千四百五十ドルとアメリカの水準を超え、また、一九八六年末現在の日本の対外純資産残高は千八百四億ドル。同年、対外純資産残高で約二千六百三十六億ドルの債務超過を抱え、世界最大の借金国となったアメリカとは逆に、今や世界一の

金持ち大国となったのであります。

しかし、国民生活のレベルでこのような金持ち大国の実感ほどとどまりません。なぜかといえ、生産性の伸び率に對して著しく低い実質賃金の伸び率、先進国では群を抜く長時間労働、世界一高い生活費、アメリカの百倍以上と言われる地価、税負担の社会的に不公平、社会資本の不足、余りにも過大な教育費負担などが、国民生活の上に重圧となり覆いかぶさっているからであります。

結果、世界各国の厳しい批判を浴びながら稼いだ金は、ほとんど国民生活を養いながら、国内の財政赤字の穴埋めに利用されるか、国内的には株式や土地の投機に集中され、空前の財テクブームの中で株価や土地の暴騰を招き、それが再び国民生活や社会資本整備の足を引っ張るという悪循環に陥っているわけでありました。このような悪循環を断ち切るためには、地価対策や労働政策上の個々の対応療法を施すとともに、何と云っても税制における社会的に不公平をなくし、税の所得再分配機能を利用しつつ、金の流れを変えることが今日最も重要だと思っております。

さて、本日議題として提案されました租税特別措置法の一部を改正する法律案に使われております租税特別措置法とは、特定の政策目的を実現するために税制上の例外規定、特別規定をもって行われる税の軽減措置、優遇措置であります。したがって、租税特別措置法は、租税特別措置法に規定されている範囲内に限定されるべきものでないことは当然であります。租税特別措置法が中心であることは当然としても、それ以外の規定については特別措置に含めて考えられなければなりません。

そこで、まず初めに、租税特別措置法に関連して、基本的な事項を二、三お伺いしたいと思います。御承知のとおり、一九七〇年代以降、税制改革の最大の論議は不公平税制をめぐらる問題に置かれ、その不公平税制の中心に置かれたのが租税特

昭和六十三年二月十八日 衆議院會議録第六号

租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する石橋大吉君の質疑

九四

別措置であります。そして、昭和五十一年の税調答申が租税特別措置の整理合理化を筆頭に挙げて以来、毎年のようにこの特別措置の整理合理化が行われてきたのであります。しかし、整理されたとはいっても、政府の資料によりますと、昨年三月末現在で、国税関係で百六十八項目、地方税関係で百八十項目の特別措置事項があると言われてるのであります。

そこで、第一にお伺いしたいと思いますのは、毎年各省庁から大蔵省、自治省に対し租税特別措置の要求が出されているわけでありますが、この要求の査定基準、手続等を明確にし、その減収状況、期限を示す租税支出制度を確立すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

第二に、期限が到来したものはもちろん、途中で目的を達成したり、状況の変化によって意義を失ったものなど、かなりそういう事例が出てくると思いますが、そういうものを含めて全体の整理をどうするか、関係者の恣意的な判断に任せるのではなく、合理的な整理計画に基づいて逐次改廃整理していくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

第三に、国税と地方税を含めまして特別措置全体の利用状況をわかりやすく公表すべきではないか。そのために税金白書というようなものを公表すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

以上三点につきまして、総理大臣並びに大蔵大臣の御見解をお伺いをいたします。

次に、法人税関係の特別措置について若干お尋ねをいたします。

まず第一は、最近問題になっております外国税

額控除制度についてであります。

日本を代表する九大商社のうち三菱商事など七社が昭和六十年度の法人税納税額がゼロと言われているとあります。赤字ならともかく、巨額の利益を上げながら外国税額控除制度を利用したり、拡大解釈したりして、法人税を納めていない。個人の場合には税務当局は税額を公表するが、法人の場合には課税所得だけが公表される。それによって、国民は法人税が所得に応じて納められているというふうな思い込まされているが、実際には納められていない。そして、その実態は、税務署の守秘義務、会社の企業秘密でしっかりガードされているというわけでありまして、このような国民を欺く外国税額控除制度は適切に見直すべきではないかと考えますが、総理の御所見を承りたいと思います。(拍手)

第二は、受取配当益金不算入制度と支払い配当課税制度についてであります。

本論に入る前に、この問題に関連して、所得課税上のいわゆるキャピタルゲイン課税についてお伺いをいたします。

個人の場合、株式の売却によるもうけである譲渡所得については、幾ら大きくとも原則として所得税が課されていない、株式の売却益が原則非課税となっていることは、個人所得課税に大きな空洞化をもたらし、極めて大きな不公平をもたらしていることは言うまでもありません。株式保有が機関、法人に集中しているといっても、個人保有の株式の時価総額は昭和六十一年三月末で七十一兆三千億に上り、個人の売却益は三兆円を超えるところも言われております。膨大な所得が課税外に放置されているわけでありまして、このような実態

から、株式売却益一億円申告漏れ事件なども起こって考えると考えられるわけでありまして、この際、公平を期するために、個人の株式の売却益については、原則課税の方向に所得税法の抜本改正を行うべきだと考えますが、いかがでしょうか。

総理の御見解を承りたいと思います。

本論に返りまして、法人税の関係ですが、法人が他社の株式を保有し配当金を受け取る場合、受取配当益金不算入制度により、法人間配当は原則非課税となっており、また、配当課税制度により、不算入額を超える支払い配当については低率課税となっています。さきの政府税制改革案では、法人間の受取配当についてはその二〇％を益金に算入するとしていますが、これでは不十分であります。もっと思いついた是正を行うべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。総理並びに大蔵大臣の御答弁を承りたいと思います。

第三は、賞与引当金、貸倒引当金、退職給付引当金など、各種引当金の是正問題であります。これらの引当金については、全体の額が巨額であること、主として大企業に偏っていることなどから、不公平税制の最たるものの一つとして世の批判を浴びてきたところであり、若干の是正措置はとられてきたものの、まだ不十分であります。合理的、必要最小限度にとどめるよう早急な是正が必要であると考えますが、大蔵大臣の答弁を求めます。

最後に、今国会におけるこれまでの税制改革に関する答弁を伺っておりますと、総理は、中曽根前内閣の大型間接税は導入しないとの政府統一見解や衆参同日選挙の公約には拘束されないとし、新型間接税の導入に非常に意欲的のようであ

りますが、民意の方向は、その後の政府税調の公聴会でも明らかのように、不公平税制の是正が第一であります。このような民意に沿って、大胆に不公平税制の是正を図り、新型間接税の導入を断念されるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。重ねて総理の御見解を承りたいと思います。

言語明瞭、意味鮮明なる御答弁をお願いいたします。私の代表質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(竹下登君)〕 まず、ただいま石橋議員より、同郷人としてお祝いの言葉と御激励、御叱正を賜りましたことに対して、心よりお礼を申し上げます。

石橋議員におかれましては、不撓不屈の精神と庶民性をもって本院の議席を獲得されたことに対して、謹んで祝意を表します。(拍手)今後の御健闘を心より期待をいたします。

さて、次に答弁に移ります。

まず、租税特別措置の問題でございますが、仰せられておりましたように、税負担の公平その他の税制上の基本原則をある程度犠牲にして講じられているものでありまして、おっしゃるような税制上の補助金あるいは租税減出、そういう言葉もあるのは御指摘のとおりであります。だからこそ、常時吟味を行う必要があるわけでありまして、こうした考えに基づきまして、企業関係租税特別措置については、昭和五十一年以降、その目的、政策効果に照らした厳しい見直しを進めてきておりまして、昭和六十三年度におきましても、相当程度の縮減合理化を図ることとしておるところであります。今後とも、税負担の公平確保の観

点から、社会経済情勢の変化に対応して必要な見直しを行ってまいります。特別措置によります減収額の試算は、毎年国会へ提出いたしてまいります。六十三年度分は、提出すべく目下鋭意準備中、このようなことであります。

次に御指摘のありましたのが、外国税額控除制度の問題であります。

国際的な二重課税を排除するための国際的に確立した制度であることは事実であります。本来の趣旨を超えた控除が行われる等の問題がございますので、早い機会に見直しを始めなければならぬと考えております。

その次が、有価証券譲渡益課税の問題でございます。

今回の税制改正は、まさに所得、消費、資産の間で均衡がとれた安定的な税体系の構築を目指しておりますだけに、有価証券譲渡益課税、これは資産課税そのものでございますので、この適正化も重要な課題である問題意識を持ってまいります。

それから、受取配当益金不算入と配当軽減措置の問題でございますが、六十一年度の抜本答申でもこのことはちようだいをいたしております。したがって、抜本的税制改革の一環として検討する課題であるというふうに考えます。

各種引当金につきましては大蔵大臣からお答えがございします。

不公平税制の是正ということに対する御意見を交えた御質疑でございましたが、そもそも税制改革をどうしてやらなければならぬかというのは、いわば不公平感というのが存在するところから起こった国民的課題であると、私もそう考えております。したがって、税負担の公平確保は税制に對

する国民の理解と協力を確保する上での不可欠の前提でありまして、これは絶えず努力を続けていかなければならない課題であります。今回の税制改革は、まさにそういう不公平感をぬぐい去るところから、されば所得、消費、資産の間でどのようなものが均衡のとれたものであるか、これを構築しようということが目的であるというふうに考えております。

以上で御答えを終わります。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 租税特別措置法の関連につきまして、総理大臣がお答えになられましたので、省略いたします。

次に、外国税額控除の問題でございますが、商社などは海外における事業活動が大きいものでございしますから、国際的な二重課税防止の条約によりましてその部分が引かれてしまうということになるわけでございしますが、最近どうも本来の趣旨を超えた控除が行われているような問題点もございします。是正する必要があると考えてまして、昨年の通常国会に実は是正案を御提案をいたしましたところでございます。これは廃案となりましたが、政府としてはそのような方向で今後も考えてまいります。

それから、キャピタルゲインにつきましては、総理も御答弁になりましたが、結局キャピタルゲインもキャピタルロスも、まんべんなく整合的な行政をどうやって行えるかというところが問題の焦点でございます。ただいまその方法等について税制調査会で御検討を願っております。

それから、受取配当の益金不算入、支払い配当の軽減の問題でございますが、法人間の配当につ

きまして、親会社と子会社、実態上はいわば企業内部取引のような場合の持ち株関係は、これは課税をいたしますと、それならばもう支店にしてしまったらいいじゃないかというような、税制がその企業形態に中立的でない影響を与えるという問題がございします。こういういわば親子関係のときには課税をしない方がいいだろうということなのでございしますが、そうでない場合、つまり法人が投資対象としてよその会社の株を持つている場合に、その配当が益金不算入だというのは、これは確かにどうであらうかという問題意識は以前からございまして、昨年、これも税制改正のときに、この益金不算入については段階的に縮小をしたいと思います。それから、配当軽減につきましては、これは確かに、いわば法人税、所得税の負担調整の方式としては配当軽減をやめまして個人の段階で調整をする方法もあると考えましたので、配当軽減はこれは段階的に廃止をするということ

で昨年御提案をいたしましたわけでございします。すなわち、益金不算入については段階的に縮小、配当軽減については段階的に廃止ということとで私どもも一度考えを決めておりましたので、今後ともこの方向で考えていくべきかと思ひます。

最後に、引当金の問題は、これは法人の費用と収益とがいわば対応するという考え方でございしますから、その費用を期間配分を適正にして企業会計の安定化をしようという考え方でございしますから、制度自体が政策税制だとは必ずしも思ひませんけれども、しかし引当金の中には実態的に見て見直しを行った方がいいと思ひものもございまして、例えば賞与引当金でございますが、前国会で

これは段階的に廃止をしようということで御提案をいたしておりました。この点も今後この方向で考えていきたいと思つておるところでございます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 森田景一君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔森田景一君登壇〕

○森田景一君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案に関し、総理並びに関係大臣に質問いたします。

六十三年度税制改正案では、懸案の相続税減税、酒税改正は見送られ、特に酒税については改正の基本方針を示すことのみにとどまり、租税特別措置法の手直しを中心としたものとなっております。これは新型間接税導入を盛り込んだ抜本改革を本年秋までに成立させることを念頭に置いたがためであると思ひますが、このような姿勢は、政治戦略を優先させ、国民生活を全く無視するもので断じて許されるべきものではありません。

政府が企図する税制の抜本改革では、国民世論に逆行した大型間接税をあえて強行しようとしております。このような中で大型間接税導入を強行すれば、相続税減税、酒税改正についても関連法案として廃案ということになりかねず、まさに売上税と同じ轍を踏むことになりまして、相続税減税、酒税改正については、緊急性、ガット勸告の速やかな履行という観点から、抜本的税制改革と切り離すべきであると思ひます。相続税、酒税法案は大型間接税の関連法案として一括して提出されるのか、あるいは切り離して提出されるのか、

昭和六十三年二月十八日 衆議院會議録第六号

租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する森田景一君の質案

九六

総理の御所見を伺いたい。

さて、政府・自民党が強行しようとしている新
型間接税の問題について伺います。

大型間接税導入をめぐる議論の争点となつて
いるのは、選挙公約違反問題、政府統一見解白紙
撤回問題であります。売上税の導入は紛れもなく
大型間接税は導入しないとした公約に違反するも
のであり、そのために第百八国会において廃案に
なつたという厳格な事実があります。総理は、売
上税が廃案となつたのは制度、仕組みが複雑で国
民に十分な理解を得られなかったためであると答
弁されておりますが、制度、仕組みの問題だけで
はなく、国民が大型間接税を拒否したという厳然
たる事実を目を向けなければなりません。した
がつて政府は、まず大型間接税の導入ありきとい
う立場ではなく、我が国の税制はいかにあるべき
かという根本的な問題から再検討を加えるべきで
あると思いますが、総理の所見を伺うものであり
ます。

統一見解問題について総理は、売上税が廃案と
なつた事実を踏まえてとか、重みを承知している
というような答弁をされておりますが、これはあ
くまで総理の主観的認識にすぎないのでありま
す。これに対して統一見解は、大型間接税の定義
という客観的基準の問題でありますから、総理の
主観的認識により破棄されるという性質のもの
ではありません。この統一見解は、国会における大
型間接税の定義として共通認識となっており、さ
らに国民の間でも、大型間接税であるかどうか判
断のよりどころとして広く認められております。
問題があるとすれば、この定義に反した法案を提
出した政府にあるのであって、統一見解を破棄し

ようとすることは断じて許されることではありま
せん。したがって、先日の衆院予算委員会でも総理
が大型間接税について新見解を示すと約束されて
おりますが、政府統一見解が重みを持つという以
上、竹下総理の立場からいってもあくまでも遵守
されるべきものであります。総理の決意を伺いた
いのであります。

次に、税制改革のあり方について伺いたいと思
います。

政府は、抜本的な税制改革に当たって、所得、
消費、資産の間で均衡のとれた安定的な税体系の
構築、広く薄く等の考えを示しております。所得
課税は総合課税、累進構造を原則としており、応
能負担の原則によって所得再分配機能を果たして
おり、公平の理念に合致しているものです。消費
課税については、我が国においては所得課税を補
完するものとして課税されております。こうした
現行税体系を形骸化し、逆進性の強い大型間接税
導入を行うとすれば、結果的には所得再分配機能
は極めて弱くなると考えられます。不公平税制を
温存したまま所得再分配機能を低下させるなら
ば、社会的に不公平が拡大し、税に対する国民の信
頼を著しく失墜させるものと言わざるを得ないの
であります。

高齢化社会に備えるとか国際化に対応するため
という名分だけが先行して、現在の不公平税制の
是正は行わず、しかも高齢化社会における負担や
給付のあり方を検討しないで安定的な税収確保だ
けを図ろうというのは、まさに本末転倒でありま
す。広く薄くという考え方は、一見もつともまし
く聞こえますが、所得の多い少ないにかかわら
ず、さらに所得のあるなしにかかわらず負担しな

ければならぬ大型間接税の導入には、結局、弱い
者いじめと言わざるを得ないのであります。さら
に、将来財政の需要を賄うために大型間接税の税
率を上げるということになれば、二重、三重に負
担の不公平を招くと思いますが、このことにつ
いて総理の御見解を伺いたいものであります。

近年、土地を持つ者と持たざる者との間に顕著
な格差があらわれ、資産については社会の平準化
とはとても言えない状況であります。所得、消
費、資産の間の均衡のとれた税体系の構築と言わ
れておりますが、資産についてはどのように抜本
的な改革を行っていくつもりか、総理の所見を
伺いたいものであります。

今回の住宅税制の改正案では、買いかえ特例を
原則廃止するものの、相続による居住用財産で三
十年にわたって居住していたものは認めるとされ
ております。相続で得た居住用財産に認められ
て、自力で得た居住用財産で三十年居住している
ものは、同じ三十年なのになぜ買いかえ特例が認
められないのかという素朴な疑問に対し、何とお
答えになるでしょうか、総理並びに大蔵大臣の所
見を伺いたいのであります。

土地税制については場当たり的な改革が多く、
今回も根本的な土地対策については何ら手を打た
ずに、税制で縛おうとする従来の発想を出ており
ません。土地問題の根本である地価の引き下げを
どのように行うつもりなのか、総理の所見を伺
いたいものであります。

国民に合意の得られる税制改革を行おうとする
ならば、まず直接税、中でも所得税の中に存在す
る不公平を是正すべきで、その際、分離課税や特
例措置によって狭められている課税ベースを拡大

し、累進構造の緩和を図るべきです。大型間接税
導入によって実質的な公平を図るというような強
弁をするのではなく、総合課税の再構築を行うこ
とに積極的に取り組むべきであると主張するもの
であります。

第三に、財政再建決議に関連して質問します。

総理は、五十四年の「財政再建に関する決議を
安定的な税収を確保するために間接税を導入する
決議」と読まれているようでありますが、全くのす
りかえでありまして、これは「増税なき財政再建」
を決議したものであります。すなわち、財政再建
にあつては、行政改革の徹底、税負担の公平の
確保、既存税制の見直し等を推進し、一般消費税
などの大型間接税の導入を行わないとしたもので
あることを確認しておきます。行政改革はまだ中
途の段階、既存税制における不公平税制の是正も
されないまま、決議の趣旨を曲げてまで、なぜ大
型間接税を導入しようとするのか、総理の
所見を伺いたいものであります。(拍手)

高齢化社会に備えて、あらゆる面で対応してい
かなければならないことは当然であります。ま
ず取り組まなければならないことは、どのような
高齢化社会を目指すのか、さらには、給付や負担
のあり方をどのようにしていくのか等の問題につ
いて、国民の前に明らかにすることでありま
す。そうでなければ、水膨れの行政、肥大化する行政
に陥ることは必至であります。アメリカにおいて
も大型間接税導入を見送った理由の一つとして、
大きな政府に陥ることが懸念されたからであると
聞いております。大きな政府を招かないため
は、行政改革の徹底が是が非でも必要であり、安
易な財源対策を講じることのないようにしなければ

ばなりません。総理の御見解を伺いたいものであります。

また、税収が好調であるにもかかわらず、六十二年三月限りのたばこ消費税の増税は、今回これで三度目の期限引き延ばしを図ろうとしており、また石油税についても、円高で税収が減ったことを理由に従価税から従量税に切りかえるなど、こうした財源あさりの朝令暮改が税に対する国民の不信を増幅させているのではないのでしょうか。あわせて総理並びに大蔵大臣の御見解をお伺いするものであります。

最後に、現在我が国は、著しい貿易不均衡がこれ以上拡大しないよう、また世界経済成長の牽引力としての役割を果たすため、内需拡大が要請されています。その原動力となるものは個人消費であり、逆に消費を冷やすような大型間接税を導入すべきではなく、むしろ所得減税を行って、消費の一層の喚起を図るべきであります。サラリーマンの中堅所得者層を中心に一兆円規模の所得税減税を行うとともに、三千五百億円程度の相続税減税を速やかに実施することを強く要求して、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣竹下登君登壇〕

○内閣総理大臣(竹下登君) 相続税の改正それから酒税の問題は切り離してやたらどうだ、こういう御意見でございました。

相続税の改正は、確かに早くやれという考え方がありますことは承知しております。しかし、抜本的な税制改革というのは、いつも申し上げますように、所得と消費と資産、この間で均衡がとれた安定的な税体系を構築する、そうなれば、資産課税の中心税目である相続税は他の税目と一体と

して検討していくというのが筋であろう、このような考え方であります。また、酒税の抜本的見直しにつきましては、ガット勸告への誠実な対応であると、こういう御意見でございました。この問題につきましては、六十三年度税制改正要綱におきまして方向を内外に明らかにしたというところでございます。

次が、売上税廃案、前総理発言等に関する御質疑でございます。

たびたび申し上げますように、中曽根前総理の発言は、当時の税制論議の中において時の内閣の考え方を国民に明らかにしたものとしまして重要な意味を持つものであることは私も十分承知しております。昨年二月には、この考え方に基づいていろいろ検討して売上税法を提出した次第であります。この法案は、さまざまな御批判があつて結局審議未了のまま廃案となつたところであります。が、国民の皆様への十分な理解を得るに至らなかつたというふうに私は思っております。しかし、このような論議を通じて国民の皆様方に、また国会におきましても、まさに所得、消費、資産等の間で均衡のとれた安定的な税体系を構築することの緊要性、これは大変に理解が盛り上がつてきたわけでございます。したがって、こうした経緯を踏まえまして、国民の理解を得られるような税制の確立という観点に立つて、間接税の問題につきましてもまず税制調査会の審議、そして特に国会での議論、これらを通じて成果を得るべく努力をしなければならぬ、これが我々の四年間に与えられた大きな仕事である、このように考えております。

それから、不公平税制の問題でございますが、

国民の理解と協力を確保する上で公平確保というのがなかったらそれはできないわけでございます。だから、今回の税制改革というのひびきやうどこから起こってきたかといへば、やはり不公平感ということが基本にあると思ひます。これをなくす、そうしなければ当然のこととして、所得、消費、資産の間で均衡のとれた税制の構築、これが出てくるわけでありまして。そういう面、そのほかにもまたやはり制度面、執行面、この努力を続けていくことも当然のことでございます。

それから、間接税の逆進性の問題でございますが、一般的に間接税の性格の一つとして負担の逆進性があることは、これは学問的にもだれも否定する者はおられません。本来、税制の所得再分配機能は、一つの税目のみを取り上げて議論すべきものではなくして、税制全体と、さらにどういうふうにして歳出がその裏づけになつていくかということを含めて考えるべき課題であると思つております。

それから、次が資産課税の抜本改正の問題でございます。

これも、「税制改革の基本課題」というペーパーによつてみましても、資産課税の中で、特に有価証券譲渡益に対する課税と公平な執行を担保する方策、相続税についての軽減措置、土地に関連する税制の見直し、これらがまず指摘されておるところでございますから、これから鋭意検討すべき課題であると思ひます。

それから、居住用財産の買いかえ特例の問題につきましましては、大蔵大臣からお答えがございまして、

が、地価の高騰の抑制を図るために、本院におきましても特別委員会ができていろいろそういう環境をつくつていただいておりますので、もろもろの施策を総合的に実施していきたい、このように思ひます。

それから、いつもおっしゃいますところのいわゆる総合課税の原則徹底の問題でございますが、個人所得課税は、個人のすべての所得を総合してこれに累進税率を適用することによっていわゆる負担能力に応じた負担を求める応能主義、これを基本とするものでありますし、このような考え方は、基本的には今後とも維持すべきである、このように考えております。そこで、いわゆる実質的課税の公平を実現するため、いま一つは政策的要請、こういうことについて例外的に総合課税によらない課税方式を採用することもある、このようにお考えいただきたいと思ひます。

それから、財政再建決議にお触れになりましたが、昭和五十四年十二月、当時私は大蔵大臣でありました、財政再建に関する決議、これはまさに、いわゆる一般消費税(仮称)によることなく、まず行政改革をやれ、そして経費の節減、歳出の節減合理化、そして税負担の公平の確保、既存税制の見直し等を抜本的に進める、こういう決議でございます。この決議に沿つて今日まで一生懸命やつてまいりました。他方、いまだ一方、抜本的税制改革、これはまた国民の税に対する不公平感を払拭いたしますとともに、たびたび申し上げます所得、消費、資産の間で均衡のとれた安定的な税体系の構築、こういうものがあるわけでございますので、引き続き検討を進めることであらうと思つております。したがって、財政再建を進めて

昭和六十三年二月十八日 衆議院会議録第六号

租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する森田景一君の質疑 租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する川端達夫君の質疑

九八

いくため、あのときのいわば行革をしつかりやれ、あるいは歳出削減合理化もお気を凝めるな、そして税制改正をやれ、これは、私はそういう意見に向かつて今後とも努力をしていくべきであると思っております。

それから、行政改革の徹底が必要だ、申すまでもありません。何だかこの行政改革が、国鉄あるいは電電、専売、これが民営化したというやれやれという考え方になるのが一番危険であります。せっかく押し上げてきた荷車でございますから、これががらがらと落ちないようにこれから頑張ります。御協力をお願いいたします。

それから、消費拡大のための所得税減税の問題でございますが、昨年九月、それこそ税制協議会あるいは幹事長・書記長会議等で積み上げてまいりました所得減税、来年度はさらにこれに地方税が加わってくるわけでございますが、そういう二兆円ということが消費拡大に役立つものであるというふうに私は期待をいたしておるところでございます。

以上で答えを終わります。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 酒税、相続税を抜本改正の一部としたいということにつきましては総理大臣がお答えになられたとおりでございますが、御指摘のように、酒税につきましてはガット等で各国からの関心が表明されておりますので、一月十二日に閣議決定をいたしましたときに、酒税につきましては今後の基本方針を閣議で決定をいたしました。関係諸国に通報をいたしてございます。それから、相続税につきましては、抜本の一部をお願いをいたしておりますが、東京等にお

いて土地価格のかなりの上昇がございましたこともありまして、新しい改正をいたしますときにその改正を何かの形で適及させる方法を検討させていただきますというふうに考えております。

それから、大型間接税の逆進性につきましては総理の御答弁がありました。

資産についての課税は、税制調査会で今検討中の主たる項目としては、有価証券譲渡益等に対する課税及びその公平な執行を担保する方法はどうあるべきか、あるいは相続税、土地に関連する税制等が検討の対象でございます。これに関連いたしまして、居住用財産の買いかえ特例で、どうして相続で得たものは三十年たてば特例を認め、そうでないものは認めないかというお尋ねがございまして、これは実は私どもの党内でも、政府部内でもいろいろ議論がございました。もともとこの買いかえの特例というのは、沿革的には非常にいい制度だと言われてきた時代があるのでござい

ますが、今回は、これが地価高騰を郊外へ伝染させるという批判がありまして変えさせていただくことになったのでありますが、議論としましては、親から受け継いで住んでいるところをそれでも売らなければならぬというものはよほどの事情があるんだらう、資産運用的な動機ではないだらう、こういう見方が強うございまして、相続については今までの制度も残そう、こういうことにいたしました経緯がございまして。

それから、たばこの消費税をまた延ばしたことにしておしかりがございました。これはまことにやむを得ない事情であったのでございまして、地方財政、殊に補助金等の整理合理化をいたしましたときに、地方財政の対策が必要であったとい

うことがございまして、適用期限を来年の三月三十一日まで延長することをお認め願いたいという私どものお願いでございます。

石油税につきましては、御承知のように、これは石油代替エネルギー対策等々の財源に使われておるわけでございますが、石油価格が非常に下がってきた、あるいは円高であるということで、どうも財源としていろいろ問題が出てまいりましたから一遍考え直さなければならぬところに来ておるのでございますが、それには時間を要しますので、さしずめ今回、一応暫定的に財源を確保する必要がありますということから、暫定的な措置をとらせていただきます。従量税化をいたしまして所要の税収を確保しよう、かように考えたわけでございます。御理解をお願いいたしたいと思っております。(拍手)

○副議長(多賀谷真裕君) 川端達夫君。

〔川端達夫君登壇〕

○川端達夫君 私は、民社党・民主連合を代表して、ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案について、竹下総理大臣並びに関係大臣に質問を行うものであります。

第一は、税制改革の手順についてであります。中曽根前内閣による税制改革は、公約違反、天下の悪税売上税の強引な導入をめぐり、国民の猛反対によりこれに失敗したにもかかわらず、マル優制度の廃止を強行し、結果として、重税感、不公平を一層拡大し、国民の期待を裏切るものとなりました。税制改革を進めるのであるなら、まず不公平税制の是正、中堅所得者層に重点を置いた所得税の減税等を出発点にすべきだと考えてお

ります。しかるに、竹下内閣は、国民各界各層の意見を十分に取り入れ、国民の納得のいく税体系を構築するところではおっしゃりながら、初めに大型間接税ありき、秋の法案成立ありきという意図がありありと見えております。このようなやり方は、国民合意の形成を認めない拙速なものであると批判せざるを得ません。

現在、全国各地で税調の地方公聴会が開かれております。参加したほとんどすべての人が異口同音に、イの一番に、そして切実に訴えていることは、不公平税制の是正ではありませんか。間接税の導入ではありませんか。本日に国民各界各層の意見を十分に取り入れるのならば、なぜ、不公平税制の是正を税制改革の出発点としないのか、間接税の議論が先行するのか、理解に苦しむものであります。一体竹下内閣が持っている税制改革の哲学とはいかなるものなのか、そして手順はどうあるべきとお考えなのか、明確な御所見を総理にお願いします。

第二は、新型間接税についてであります。既に、政府税制調査会において、その骨格は着々とつくられておるよう伺っております。総理は、高齢化社会の到来にふさわしい安定財源の確保という、あいまいかつ不明確な考えを持ち出して、新型間接税の導入を正当化しようとしておられます。しかし、具体的に肝心なことを何一つ明らかにされず、間接税導入というゴールだけを押しつけるのやり方は、本末転倒と批判せざるを得ません。高齢化社会というならば、将来の福祉ビジョンを明示し、国民負担率についてもきちんとした試算を示すのが順序だと考えます。財政再建計画も、赤字公債発行脱却は途中過程であり、

返却計画も含めた総合的な財政指標に基づいたものに作り直すべきではありませんか。行政改革も道半ばであり、五カ年計画を策定して実施すべきだと考えます。

また、昭和五十四年の国会決議においては、一般消費税によらず行政改革を先行せよというたわがていがありますが、最近、財政再建のためになかったら関係がないとか、直間比率の見直しのためであればいいという、詭弁とも言える論法で国会決議をじゅうりんしようとする動きがあります。この際、政府はこのような動きに対して断固たる姿勢で反省を求め、国会決議を守り、一般消費税は導入しないと明言されることを強く求めます。

これらの実行を骨抜きにした拙速な新型間接税の導入論は断じて容認できません。どうしても新税で国民に負担を求めようとするのであれば、国民に信を問うことが不可欠であると考えます。

以上の諸点につき総理及び大蔵大臣の答弁を求めます。

第三は、本法案の内容についてであります。この法案は、国民の求める所得減税、相続税減税を見送り、中途半端な土地税制改革を盛り込んでいるにすぎず、極めて遺憾であります。安易な財源探しの増税措置が盛り込まれているのも問題であります。本来一年限りとして導入されたたばこ消費税の増税延長、あるいは揮発油税、地方道路税、自動車重量税等の増税延長は、時限措置としての是非も含めた本論議を経ずして、情性的に追加されたものであります。石油税のあり方も、税収確保の観点からなし崩しに従量税に改めることは、皆さんの批判を免れるものではありません。また、各種の特別措置のあり方についての

論議も先送りされております。こうした場当たり的な、財源探しの税制改革の手法を現実に提示しながら、一方で広く国民の声を聞いて公平な税制改革を行いますと口で言われても、信用しろというのが無理というものではないでしょうか。十分に時間をかけてきちんとした論議を尽くしてやるべきだと考えますが、総理及び大蔵大臣の御所見を求めます。

第四に、所得税減税について質問いたします。中堅所得者に重点を置いた大幅減税は、一刻の猶予もならない緊急の課題であります。我が党は、働き盛りの勤労者の生活向上を目指し、一兆三千億の所得減税、六千億の政策減税の早急な実現を求めるのであります。現行十二段階の所得税率の六段階程度への簡素化、扶養控除に重点を置いた人的控除の引き上げを提唱いたします。さらに、寝たきり老人などに対する家族介護者の諸控除の引き上げ、住宅、パート、内職減税の拡充など、政策減税の実施を求めるのであります。

昨年、サラリーマンの必要経費申告制度が成立いたしました。しかし、要望の強かった通勤に用いる自動車の維持管理経費、ガソリン代、背広、靴の代金や職場内の交際費等々はすべて対象外とただけでなく、対象となる支出についても厳しい条件をつけ、実際にこの制度を利用できるサラリーマンはほとんどなく、かえって期待を踏みにじる結果になっております。一日も早く多くのサラリーマンが申告納税を行える措置を導入するよう求めるのであります。中堅所得者に厚い大幅所得減税を早期に実現すると、総理並びに大蔵大臣にこの場でお約束していただきたいと思っております。

第五に、法人税減税についてであります。

先進諸国の中で、我が国の法人税実効税率は五・一五％と著しく高くなっており、産業の国際競争力の低下と空洞化の加速の要因となっております。我が党は、四二％の基本税率を最終的に三七％に引き下げ、同時に、法定耐用年数の短縮、中小企業の投資減税の拡充を図るよう提唱しております。また、企業経営、経理の実態、実務を無視した賞与引当金の廃止や退職金引当金の圧縮により財源を確保しようとするやり方は、単なる数字のつじつま合わせであり、強く反対するものであります。法人税減税に臨む姿勢を総理、大蔵大臣に明らかにしていただくよう求めます。

第六は、相続税減税についてであります。政府の土地及び経済政策の無為無策により、大都市圏を中心に地価が異常に上昇したしており、土政策の根本方針を確立することもなく、単に土地譲渡益課税の仕組みを少々いじっただけでは、ほとんど効果は期待できないのではないのでしょうか。また、地価の高騰によって、相続税の支払いを通じて庶民の居住権、中小零細企業の事業継承権が侵害されております。相続税のために先祖代々受け継がれてきた零細企業がつぶれていく、ささやかなマイホームから一家が出ていかなければならない、こんなことを傍観することは決して許されるものではありません。昭和五十年以来据え置かれていた相続税の基礎控除額、配偶者控除額の引き上げは当然のこと、居住権と事業継承権を確立するため一定面積以下は非課税とするなど、抜本的な検討を早急に行うべきだと考えますが、政府の御見解をお伺いいたします。

最後に、税制改革の最大の課題である不公平税

制の是正についてお尋ねいたします。

我が国は世界に誇る平等社会を築き上げてきました。しかし、今やこの平等社会も崩壊寸前にあります。懸命に汗を流しても豊かな生活を送ることができない勤労者がいる反面、株式取引や土地取引によって法外な収入を得ている人もいます。持つ者と持たざる者の格差、すなわち資産格差はますます拡大しています。このような不公平が拡大してきたのも歴代内閣が資産課税を骨抜きにしたからではありませんか。我々は、資産課税の適正化を柱に、不公平税制の根本是正を求めるのであります。不公平の最たるものは、株式のキャピタルゲインが原則非課税となつてることです。国民のプライバシーに最大の配慮をしつつ、欧米諸国で実施されている納税者番号制を研究して、キャピタルゲイン課税のためカード制を導入すべきではありませんか。また、庶民の感覚から見ても非常識な土地保有、土地売買については、重税を課すべきだと考えるものであります。

税制は社会の鏡であり、不公平な税制が是正されなければ、社会の不公平はますます大きくなるものです。不公平税制は正に真剣に取り組まない内閣は、国民に敵対するものと断ぜざるを得ません。竹下総理並びに宮澤大蔵大臣の不公平税制は正にかけの決意のほどをお伺いいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣竹下登君登壇〕

○内閣総理大臣(竹下登君) まず、抜本的税制改革の哲学と手順、こういうことでございまして、まさに私がいつも申し上げておりますように、国民の税に対する不公平感、そこから出発す

昭和六十三年二月十八日 衆議院會議録第六号

租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する川端達夫君の質疑

一〇〇

ば、当然所得、消費、資産等の間で均衡のとれた税体系の構築、こういう結論に達していくわけでございます。これらの問題について、なかなかすぐ国会等の議論を得ながら、鋭意成果を得るべく努めてまいりたい、このような考え方であります。

それから、高齢化社会の到来と税制改革の問題につきまして、予算委員会等でも申し述べておりますが、長寿社会対策大綱というものを閣議決定しておる。この大綱につきましては貴党の永末委員の御質問等がございまして、厚生大臣が答弁を行いました。そして、言ってみれば社会保障の展望、こういうことについて今、厚生、大蔵両省が鋭意検討を進めておるといふことであります。

それから、国民負担率の問題でございますが、租税負担率と社会保障負担率を合わせたものは、究極的にはこれは国民が必要とする社会保障給付等公共支出の水準と裏腹になるものでございますので、したがって最終的には国民が選択すべき問題である。あらかじめ固定的にア priori に決めてかかるべきものではないというふうに私は考えておるところでございます。

それから、財政再建計画の問題につきまして、まず申しましておることは、特例公債依存体質からの脱却が一つ、次が公債依存度の引き下げ、こういう順番で進めておるところでございますので、まずはこの目標達成ということと努めてまいりたいと思っております。

それから、行革道半ばである、私もそう思います。したがって、この点については、たびたび申し上げますように、それこそ一瞬の気も緩めてはならない。それが、昨年末にも六三行革大綱を決

定したゆえんのものもそこにあるというふうに御理解をいただきたいと思っております。

それから、財政再建決議と税制改革の問題につきまして、これは、とにかくあの決議がございましたから一生懸命行政改革をやり、歳出の削減、合理化をやり、そして、さて税制の抜本改正、まさにその手順が今そこに来ておる問題であるというふうに御理解をいただきたいと思う次第であります。

それから、租税特別措置の改正案でございますが、これは、要するに基本的には、現在進めておる税制の抜本的改革との関連に留意しながらこのたびの問題を提案したものであるわけでございます。

中堅所得者への所得減税、この問題はたびたび御議論のある問題であります。昨年九月、いろいろ相談をいたしましてとにかく一兆五千四百億、そしてことしが地方税が加わりますから二兆円、こういう規模の所得減税というものを実施した。したがって、このことが私は消費の拡大に役立つであろうということを期待をいたしておるところであります。この税制問題というのは、絶えずおっしゃるとおりあるべき税制の姿というものをまず念頭に置いて、そこに減税あれば財源またなしの議論というものは、やはり私は実を結ばないことになるではないかという感じをいつも持つておるところでございます。

それから法人税についてのお考え方、よく聞かしていただいているお考え方でございます。これは税制調査会の抜本答申の中でも、課税ベースの思い切った拡大を図りながら、税率水準を引き下げる方向で検討を進めるべきである、こういう指

摘を既に受けておるところでございます。

相続税の問題等につきましては、いつも申し上げておりますように、いわば資産課税の大きな分野をなすものでございますので、抜本改正とともに審議すべき問題であると思っております。

それから、資産課税というもののについての御言及から不公平税制についての御論及がございました。私も御指摘の意味は理解をいたします。だからこそ所得、消費、資産等の間で均衡のとれた安定的財源が必要である、このように考えております。

以上でお答えを終わります。(拍手)

〔国務大臣(宮澤喜一君)登壇〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 高齢化社会に関する問題でございますが、私ども、現在六・六人の生産年齢人口が六十五歳以上の人を背負っておるわけでございますが、高齢化社会になりますと、それが三人に一人になるといふことはしばしば申し上げてまいりました。しかし、予算委員会におきまして、どうもそのような政府のビジョンというのはいささか具体的なものではないと信憑性がないという御指摘がございまして、総理が言われましたように、ただいま二〇〇〇年及び二〇一〇年の時点における高齢人口、勤労者数、あるいは社会保障の給付費等の見通しにつきまして政府部内で作業をいたしております。それにつきまして、国会に、作業ができましたらごらんをいただきたいというふうに考えております。

それから、国民負担率がどのぐらいであるかという点、どのぐらいが好ましいかということ、結局、給付と負担との関連、選択の問題になるわけでございますし、政府部内で将来どのぐら

いの負担が望ましい、あるいはそれ以上は望ましくないというようなことを正式に議論をいたしたことはございません。

ただ、先般、ことしになりましたから、「財政改革を進めるに当たっての基本的考え方」という中では、今後、租税負担と社会保障負担とを合わせた国民の負担が長期的にある程度上昇すること、高齢化社会への移行、国際的責任の増大等により、ある程度はやむを得ないと考えられるが、その上昇は極力抑制するように努めるといふことを申し上げております。一般的に、現在ヨーロッパ各国が到達した水準はやや高過ぎるのではないかと、それより低く抑えるべきではないかというのが多くの人の考え方でございますけれども、私も個人的にはそう考えておりますが、政府で正式に決定をしたことはございません。

財政再建につきましては、先般、財政演説の際にも申し上げたこととございますが、いろいろな事情から、昭和六十五年度には特例公債依存の体質から脱却したいという目標がやや現実の問題として射程に入りつつあると考えておりまして、そのように努力を続けたいと思っております。

その他の問題につきまして、総理が大部分お答えになれましたが、たばこ消費税、自動車関連諸税、石油税等の増税あるいは据え置きはどういうものかということで、たばこ消費税は、地方財政との関連で、先ほど申し上げましたような事情から、まことにどうも申し上げられないこととありますが、六十四年の三月三十一日まで延長させていただきますこととでございます。

それから、揮発油税、地方道路税、自動車重量税は、これは御承知のように、道路整備五カ年計

昭和六十三年二月十八日 衆議院會議録第六号

画、第十次の計画がスタートをいたします。それとの関連で適用期限をそれぞれ五年間延ばさせていただきますと考へております。

石油税につきましては、これは石油及び石油代替エネルギー対策の財源でございますが、近年、石油の価格が非常に最近下がっております。また、円高であるということから税収に大幅な狂いを生じておりました。再検討が必要なのでございますが、今回はとりあえず従量税という形にさせていただきますまして増収を図らせていただきます。このようにさせていただきますと考へておるわけでございます。

それから、サラリーマンにつきまして、いわゆる実額控除制度というものをとちやんとやるべきではないかという御指摘でございました。今回、我が国の所得税始まって以来初めてのことでございますが、何かやってみたいと考へまして、いろいろいろいろ議論をしております。当初考へたよりは実は構想としては少し縮んだ嫌いはございますが、とにかく限られた範囲で特定の支出控除について、これはそういうことが証明できればそういうことを認めようではないかという初めての制度を取り入れたところを、ひとつある程度の前進であるというふうに御評価をいただけないかと思ひます。

それから、法人税減税につきましては、軽減の必要性は私もまことに同感でございますが、それに関連して、いわゆる引当金等をわやみに落とすのはどうも問題があるぞという御指摘でございました。これは費用の期間配分でございますから、それ自身は政策税制ではないことは確かでございますけれども、中には見直していいものもあるのではないかと考へまして、先般、賞与引当金についてある程度の見直しをさせていただこうと提案をいたしましたところでございますが、全体につきまして、これ自身も政策税制だとは考へておりませんので、実態を見ながら見直しをしてみたいと思ひます。

それから、相続税につきまして、これも先ほど申し上げましたが、抜本改正をいたしたいと存じますが、土地価格等の問題もございすから何か適及の方法がないものかということ、それから小規模の住宅地につきましては、現在御承知のように削減の特例がございす。三〇%ないし四〇%の特例がございすから、これは御指摘のように残してまいりたいと思つております。

それから、不公平税制につきましては、結局キャピタルゲイン等々についてまんべんなく、行き当たりばったりでない行政を、どうやればキャピタルゲイン、キャピタルロスを把握できるかというところに尽きるわけでございまして、そのためにもどのような方法が可能であるかということについて、把握の方法につきましては、いま政府の税制調査会で鋭意御検討を願つておるところでございます。(拍手)

○副議長(多賀谷真穂君) 矢島恒夫君。

〔矢島恒夫君登壇〕

○矢島恒夫君 私は、日本共産党・革新共同を代表し、ただいま議題となりました租税特別措置法改正案について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

今、竹下内閣は、対米公約最優先、軍事費の増大、大企業業仕を貫く税制を抜本的改革と称して

大型間接税による増税を国民に押しつけようとしています。

そこで私は、まず第一に、新大型間接税導入問題について質問いたします。

本法案は、石油税を一年限りの臨時的措置として従量税に転換して約二・五倍の増税を行い、また、たばこ消費税の増税の一年延長など国民に増税を強制しようとしていますが、これらは明らかに六十四年度大型間接税導入を見込んでの布石ではありませんか。総理の明快な答弁を求めます。このような大型間接税導入の地ならしをしながら、今、自民党・竹下内閣は、国民に十分説明することなく、新大型間接税導入法案をこの秋までに成立、六十四年度実施というゴールを先に決め、その準備を着々と進めていることは極めて重大であります。

しかし、総理、さきの同時選挙で自民党衆議院議員の八五%に当たる二百五十七名、あなたを含めた関係の十六名までが大型間接税反対という公約や誓約書を出し、また反対集会にも列席しておられたではありませんか。だからこそ、自民党は三百余の議席を得たのであります。選挙のときに掲げた公約は、守り続けるのが当然の義務であります。ところが、竹下内閣は、政策の選択権は新しく指名された新内閣にあると言い、新大型間接税導入に向けて竹下流の渾身の努力を傾けています。しかし、総理、こぞってやらないと言っていることをやる選択権は、新内閣といえどもありません。問題は明瞭であります。竹下内閣は公約を守るのか、それともあえてその導入をするというのなら、その前に国会を解散し総選挙で正々堂々と国民に信を問うか、どちらかです。総

理、どちらを選択するのですか。言論、意味ともに明瞭に答弁していただきたいと思ひます。

(拍手)

また、自民党・竹下内閣は、歴代自民党内閣がみずからつくってきた不公平税制の責任を棚に上げ、直間比率の見直しの緊急性をしきりに説いていますが、一体大多数の国民が今大型間接税導入を求めているのでしょうか。

さらに、盛んに振りまいている高齢化社会対応論も、我が党議員が予算委員会でも追及し、宮澤大蔵大臣がそれについていみじくも老齢のこのみをして一方的な宣伝がなされているのではありませんか。竹下内閣がそれでもなお新大型間接税導入に固執しているのは、どう理屈づけようとその本当のねらいが軍拡財源と大企業減税のためにあることは明らかであります。私は、売上税法案を粉碎した国民は、竹下内閣がどのような名称や仕組みにしようと、国民に多大の犠牲を強いる新大型間接税の導入を絶対認めないし、我が党はその先頭に立って闘うことをここに表明するものであります。(拍手)

第二は、国民の切実な要求である所得税減税、相続税減税の見送りの問題であります。

本改正案は、「当面早急に実施すべき措置」として提案されてはいますが、それが本心であるなら、まずなすべきことは所得税減税、相続税減税ではありませんか。特に、六十二年度税収は予想を大幅に上回り、一兆九千億円の増収になる見込みになっております。また、六十三年度税収も、六十二年度当初予算より四兆円近くふえ、四十五兆円台に上る見通しになっているではありませんか。国

租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する矢島恒夫君の質疑

租税特別措置法の一部を改正する法律案

昭和六十三年二月十八日 衆議院會議録第六号

租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する矢島恒夫君の質疑

一〇二

民の期待にこたえるまさに好機であります。しかるに、竹下内閣は、秋の大型間接税導入と抱き合
わねにすることをねらい、この所得税減税や地価
暴騰の中で緊急に必要な相続税減税までも先送り
にしてしまったのであります。これは、減税を人
質に新大型間接税を導入しようとする竹下内閣の
こつかつな政治手法にはかならず、我が党は断じ
てこれを許すことはできません。総理の明確な答
弁を求めるものであります。

我が党は、税の総合制、累進制、生計費非課税
の原則を貫き、来年度四人世帯の課税最低限を三
百万円以上に引き上げる、所得税二兆二千億円、
住民税八千億円、増税なしの合計三兆円の大幅減
税とマル優制度の復活を強く求めるものでありま
す。

労働者の老後生活に関する調査報告で、高齢者
夫婦世帯のあるべき生計費は、税金などを除いて
月額二十二万円とされています。年額では二百六
十四万円となります。これから考えれば、標準四
人世帯の課税最低限を三百万円以上とすること
は、生計費非課税の原則からいっても十分論拠が
あり、当然ではないでしょうか。総理の答弁を求
めます。

さらに、パート、内職や業者、農家の家族専従
者を含めすべての婦人の非課税限度額を百二十万
円にする主婦減税、固定資産税の軽減、教育費控
除、単身赴任控除など、国民生活の実態に応じた
きめ細かな減税措置が必要であります。これらの
措置は、消費が落ち込んでいり、真の内需
拡大のためにも不可欠であります。米軍への思い
やりの何分の一かを勤労者に示す考えがあるのか

どうか、総理の姿勢をただすものでござります。
(拍手)

第三は、またまた大企業に対する特権的な減免
税を温存、拡大しようとするものであります。

地域活性化、内需拡大の名で、民活法による整
備支援策の対象拡大と期限延長、地域産業高度化
集積促進法に基づく法人への特別償却制度の拡
充、海外投資等損失準備金制度の延長等々、専ら
大企業に対する減免税拡大をさらに図ろうとして
います。これらは政府自身が嫌う税のゆがみ、ひ
ずみの拡大そのものではありませんか。大蔵大臣
の明確な答弁を求めるものであります。

また、世界に名立たる総合商社、三菱商事や日
商岩井など七大商社合計で年間売上高五十七兆二
千億円、経常利益二千億円もあるのに、これら七
社が払った法人税は、外国税額控除という仕組み
で、六十年度はゼロ、六十一年度はわずか百三十
三億円であります。我が党はこうした外国税額控
除制度の抜本的縮小を早くから要求してきまし
た。竹下首相はただいま、本来の趣旨を超えた控
除があり是正すると答弁されましたが、どの部分
についていつ是正するのか、答弁を求めます。

さらに、前法務委員長相沢自民党議員の株売買
益二億円脱税事件に見られるように、政治家の裏
金づくりとしてのうわさが絶えず、大金持ち優遇
で不公平税制の象徴であるキャピタルゲインの原
則課税化を実現すべきであります。

さらに、今日、大企業や大銀行などは、あり
余った金を財テク資金として転がし、大もうけを
しております。国債や社債、株などの売買の総額
は一兆円の一百万倍、すなわち一京円にも達しよう
としています。この売買にかかる有価証券取引税

の税率をわずか〇・一％上乗せするだけで数兆円
の財源が確保できるではありませんか。去る一月
二十九日の参議院本会議での我が党の小笠原議員
のこの指摘に対し、宮澤大蔵大臣は、「その増収
はほぼ三千億円ぐらい」と述べ、あたかも小笠原
議員の指摘が過大であるかのように答弁しまし
た。しかし、大蔵大臣は、あえて有価証券取引税
の課税対象全体の一部分にすぎない株式を取り出
して過小に言ったのであります。そこで改めて伺
います。昭和六十一年度で約二兆円、六十二、六
十三年度では数兆円になるのではないですか。お
答えいただきたい。

今日問題にすべきことは、税制改革の焦点が直
間比率の見直し、すなわち新大型間接税導入にあ
るのではなく、これら大企業、大資産家優遇の不
公平税制の是正による真の大幅減税の実現という
国民本位の税制改革にこそその焦点があるのであ
ります。総理の明確な答弁を求めます。

第四は土地税制の問題であります。

政府が本改正案で最大の目玉とする土地税制
は、今日の狂乱地価の原因と責任を明確にせず、
地価引き下げの抜本的対策も何ら明示しないま
ま、土地譲渡所得課税を昨年に引き続き緩和しよ
うとしています。竹下内閣は、宅地の供給促進策
を進めれば地価は下がるとの見地に立っておりま
すが、この見地は当たりにません。政府は、高度成
長期から現在まで、大都市周辺の農地を宅地化し
て都市のスプロール化を図ってきましたが、この
間地価は一貫して上がってきた事実一つとっても
それは明らかではありませんか。また、昨年の土
地譲渡所得課税の長短期区分の基準の短縮措置
は、所得税の税率引き下げと相乗して、高所得者

に大幅な減税をもたらしました。この措置が果た
して地価引き下げに効果があったのでしょうか。
このことを検証せず、今回優良住宅地等について
課税対象範囲を拡大し課税軽減することは、土地
供給促進の名のもとに専ら大土地所有者、資産家
を優遇する改悪措置ではありませんか。のみなら
ず、都心の地価高騰によって大もうけした大手不
動産会社やデベロッパーの再開発、宅地開発を一
層促進し、地価の高騰に拍車をかけるものではあり
ませんか。

また、居住用財産の買いかえ特例について、こ
の制度が都心から周辺地域の地価暴騰の輪を広げ
た元凶のように宣伝し、このたび原則課税にしよう
としていますが、その論拠を具体的に明示すべ
きであります。政府は、地価暴騰下で経営と生活
が困難になり、あるいは地上げ屋の圧力などでや
むなく郊外へ転居せざるを得なかった人々が多数
あることを無視するのですか。しかも税率を譲渡
益七千万円超何億円であっても低率の一五％とす
ることは、庶民を都心から追い出し、他方で高額
所得者優遇という不公平の拡大そのものではあり
ませんか。かかる土地税制の改悪をなぜあえて
「当面緊急に実施すべき措置」というのか、明確に
御説明いただきたいのであります。(拍手)

最後に私は、直間比率の見直し、すなわち大型
間接税導入に道を開き、議会制民主主義を踏みに
じる私的協議機関、税制協の即時解散を強く要求
するものでござります。日本共産党は、今全国
津々浦々で急速に広がっている、竹下内閣は公約
を守れ、さもなくば国民の信を問えという国民の
先頭に立ち、自民党・竹下内閣が企てる新大型間
接税の導入を断固阻止し、国民本位の税制改革実

現のために奮闘する決意であることを表明して、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣竹下登君登壇〕

○内閣総理大臣(竹下登君) 最初に、選挙公約の問題と最後の選挙の問題とからお答えをいたします。

私どもといたしましては、いろいろな経過を経て一生懸命法律案をつくった、しかし、これが結果として廃案になった。そうならば、与えられた大事な大事な四年という任期の中で、国民がいかにしたら理解してくれるか、その税制を一生懸命で構築していくというのがまず一番大事なことであるというふうに私は考えております。それが哲学でございます。したがって、不公平感というような問題が出てきたからこそ、いわば消費と資産と所得の間でどう均衡をとるか、こういう議論になっていくわけでございます。

それから、所得税減税問題というのは、たびたび申し上げましたように、九月に税制協議会で行ういろいろな御議論をいただき、また幹事長・書記長会談等も行いまして成案を得たものが、六十三年度には今年度は平年度化すると申しますか、いわゆる住民税が加わってくる、こういう経過を経ておるといふことを御理解をいただきたいと思っております。

それから、利子課税制度の見直しという問題につきましましては、これも昨年九月の税制改正で制度としては行われたということに尽きると思っております。

それから、課税最低限の問題からいろいろ御議論のありました問題、これらは特に国会等で御議論をいただければ結構な課題だと思っております。

いずれにせよ、国民本位の税制改革というものを目標といたしまして、やはり何回も何回も申し上げた方が徹底いたしますが、それこそ消費、所得、資産、ここにいかにかに均衡のとれた税制をつくるか、これは大事な大事なことでありまして、以上でお答えを終わります。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 租税特別措置の中でいろいろ毎年見直しをいたしておりますが、このたびは、御指摘のように地域の振興あるいは民間活力の推進等の場合に一定の特別措置を講じよう、こういうことをいたしております。それは、私どもは、地域の振興や民活が大事だと考えておりますからでありまして、大企業、大企業の利益を図ることではございません。

それから、外国税額控除でございますが、これは前国会に実は是正部分を御提出いたしておりますが、廃案になりました。大体ああいふ線で考えたと思っております。

それから、私が参議院で、有価証券取引の際に税率を〇・一％上乗せすると数兆円の財源があるというお尋ねがあつて、株式についてならば三千億円ぐらいではないかということをお尋ねいたしました。いや、ほかのものがあるだろうという今お尋ねでございますが、それは、例えば公社債でございますが、実は〇・一％上乗せするとおっしゃいましたが、公社債の負担は〇・〇一ないし〇・〇三でございますから、〇・一とおっしゃいますと十倍にすることになります。これは流通税としてはいかにも現実的でございます。

それから、居住用財産の買いかえにつきましましては、三千万円の控除があり、その後の譲渡益四千

万円までの部分が一〇％、四千万円超は一五％、従来この制度は非常にいい役割も果たしてまいりましたのですが、地価上昇を伝染させるという問題が起りましたので、今度こういうふうに変更しました。長く持つておりました土地でございますから、現実には買いかえが起りましたときにこの程度の課税はちょうど適当なところであると思ひます。(拍手)

〔国務大臣奥野誠亮君登壇〕

○国務大臣(奥野誠亮君) 地価対策もやはり需要と供給の關係に大きく支配されると考えますので、仮需要を抑制し、実需要を分散させ、土地の供給を増加していく、そのことを通じて地価の安定、ひいては地価の引き下げを図っていきたい、こう考えておるわけでございます。

そういうような意味合いで、長期保有の土地の譲渡所得課税につきましてさらに軽減をする、さらに対象範囲を広げることを通じて土地の供給の増加を図ろうとするわけでございます。軽減するわけでございますから、土地所有者の利益がふえることは、これはやむを得ないことだと考えるわけでございまして、そのような誘導政策を通じて土地の供給をさらに増加させたいと考えている点について御理解をいただきたいと思います。

居住用資産の買いかえの問題につきましましては、都心で居住用資産を売却して莫大な金を得る、それを都心で郊外において全部土地の購入に充ててしまふ。実需を超えて大きな土地の購入を図られるものでございまして、地価高騰に拍車をかける、また、そういう需要を当て込んで不動産業者があらかじめ土地を買ひあさっていく、こういう傾向もあったことから今回のような改正にさせて

いただいたわけでございます。

昨春秋、不動産鑑定士が一億円以上の土地の売買で調査いたしましたら、八割が不動産業者間の売買でございました。いわゆる土地転がしを通じて地価が上がっていくわけでございますので、監視区域を指定して、土地の高額の売買につきましまして引き下げを求めてまいったわけでございまして、そういう面についての融資を規制してもらうように大蔵省の御協力をいただいているところでございます。(拍手)

○副議長(多賀谷真稔君) これにて質疑は終了いたしました。

午後六時十八分散会

出席国務大臣

- | | |
|--------|--------|
| 内閣総理大臣 | 竹下登君 |
| 大蔵大臣 | 宮澤喜一君 |
| 法務大臣 | 林田修紀夫君 |
| 外務大臣 | 宇野宗佑君 |
| 文部大臣 | 中島源太郎君 |
| 厚生大臣 | 藤本孝雄君 |
| 農林水産大臣 | 佐藤隆君 |
| 通商産業大臣 | 田村元君 |
| 運輸大臣 | 石原慎太郎君 |
| 郵政大臣 | 中山正暉君 |
| 労働大臣 | 中村太郎君 |
| 建設大臣 | 越智伊平君 |

昭和六十三年二月十八日 衆議院會議録第六号 朗読を省略した議長の報告

自治大臣 梶山 静六君
国務大臣 伊藤宗一郎君
国務大臣 小淵 恵三君
国務大臣 奥野 誠亮君
国務大臣 粕谷 茂君
国務大臣 瓦 力君
国務大臣 高島 修君
国務大臣 中尾 栄一君
国務大臣 堀内 俊夫君
出席政府委員
大蔵省主税局長 水野 勝君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る十六日、本院は、中央社会保険医療協議会委員に伊東光晴君及び館龍一郎君を任命することと同意した旨内閣に通知した。
二、去る十六日、本院は、商品取引所審議会会長に別府正夫君を、同委員に神崎克郎君、久保田晃君、酒巻俊雄君及び杉山克己君を任命することと同意した旨内閣に通知した。

(通知書受領)

一、昨十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
昭和六十二年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(理事補欠選任)

一、昨十七日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

地方行政委員会

理事 山下八洲夫君(理事安田修三君昨十七日理事辞任につきその補欠)
予算委員会

理事

佐藤 信二君(理事奥田敬和君去る十六日委員長就任につきその補欠)
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

相沢 英之君

大蔵委員

辞任

葉梨 信行君

藤波 孝生君

上田 卓三君

早川 勝君

逢沢 一郎君

大野 功統君

緒方 克陽君

三野 優美君

社会労働委員

辞任

戸沢 政方君

商工委員

辞任

緒方 克陽君

早川 勝君

建設委員

辞任

榎本 和平君

環境委員

辞任

加藤 紘一君

予算委員

辞任

小此木彦三郎君

砂田 重民君

寺前 巖君

矢島 恒夫君

伊吹 文明君

柿澤 弘治君

石橋 大吉君

坂上 富男君

内閣委員

辞任

宮里 松正君

五十嵐広三君

大久保直彦君

林 義郎君

細谷 治嘉君

地方行政委員

辞任

石橋 一弥君

熊谷 弘君

高橋 一郎君

谷 洋一君

渡部 恒三君

渡辺 省一君

細谷 治嘉君

寺前 巖君

甘利 明君

江口 一雄君

佐藤 静雄君

自見庄三郎君

武部 勤君

五十嵐広三君

岡崎万寿秀君

外務委員

辞任

岡崎万寿秀君

寺前 巖君

商工委員

辞任

石橋 照久君

海部 俊樹君

佐藤 信二君

中山 太郎君

額賀福志郎君

穂積 良行君

牧野 隆守君

宮下 創平君

栗山 明君

補欠

江口 一雄君

松田 岩夫君

佐藤 静雄君

自見庄三郎君

甘利 明君

武部 勤君

五十嵐広三君

岡崎万寿秀君

渡部 恒三君

石橋 一弥君

高橋 一郎君

谷 洋一君

渡辺 省一君

細谷 治嘉君

寺前 巖君

補欠

寺前 巖君

岡崎万寿秀君

補欠

石橋 一弥君

谷 洋一君

小此木彦三郎君

浜田 幸一君

細田 吉藏君

愛野興一郎君

志賀 節君

砂田 重民君

渡辺 省一君

昭和六十三年二月十八日 衆議院會議録第六号 朗説を省略した議長の報告

愛野興一郎君	穂積 良行君
石橋 一弥君	石渡 照久君
小此木三郎君	佐藤 信二君
志賀 節君	牧野 隆守君
砂田 重民君	宮下 創平君
谷 洋一君	海部 俊樹君
浜田 幸一君	中山 太郎君
細田 吉藏君	額賀福志郎君
渡辺 省一君	栗山 明君
予算委員	
愛野興一郎君	補欠 岡島 正之君
小此木三郎君	鈴木 宗男君
志賀 節君	井出 正一君
砂田 重民君	石破 茂君
浜田 幸一君	松田 九郎君
林 義郎君	田中 直紀君
藤波 孝生君	石渡 照久君
細田 吉藏君	中村正三郎君
冬柴 鉄三君	沼川 洋一君
田中 慶秋君	神田 厚君
中路 雅弘君	藤原ひろ子君
正森 成二君	浦井 洋君
浦井 洋君	経塚 幸大君
井出 正一君	志賀 節君
石破 茂君	砂田 重民君
石渡 照久君	藤波 孝生君
岡島 正之君	愛野興一郎君
鈴木 宗男君	小此木三郎君
井出 正一君	林 義郎君
石破 茂君	細田 吉藏君
松田 九郎君	浜田 幸一君

沼川 洋一君 大久保直彦君
神田 厚君 田中 慶秋君
(議案送付)
一、去る十六日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
昭和六十二年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案
(議案通知書受領)
一、昨十七日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
昭和六十二年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案
(調査要求承認)
一、地方行政委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十七日これを承認した。
国政調査承認要求書
一、調査する事項
二、地方自治に関する事項
三、警察に関する事項
四、消防に関する事項
二、調査の目的
地方自治行政の実情を調査し、その健全なる発展に資するための対策樹立
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。
昭和六十三年二月十七日
地方行政委員長 松本 十郎
衆議院議長 原 健三郎殿
(答弁書受領)
一、去る十六日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員柴田睦夫君提出請願権問題に関する質問に対する答弁書
請願権問題に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和六十三年一月二十八日
提出者 柴田 睦夫
衆議院議長 原 健三郎殿
請願権問題に関する質問主意書
周知のように請願権は、諸国の憲法において伝統的な国民の参政権の権利として広く保障されている。我が国では、現行憲法が、請願権を侵すことのできない国民の基本的権利として保障(憲法第十六条)するとともに、この憲法規定を施行するため、一般法たる請願法(昭和二十二年法律第十三号)等を制定している。
私は、一九八四年、「国民の請願権問題に関する質問主意書」(昭和五十九年三月三十一日提出・質問第一〇号、以下「質問書」という。)で、現行請願法の解釈・運用全般について政府の見解をただしたところであるが、今日なお、請願法の立法趣旨はもとより、質問書に対する政府答弁(昭和五十九年五月八日受領・答弁第一〇号、以下「答弁

書」という。)に違背する事態が随所でみられる。そこで、以下質問する。
一 請願の相手方たる「官公署」について
現行請願法は、何人もすべての「官公署」に請願を提出することができる旨を定めている。この「官公署」について政府は、現行請願法が制定された当時の帝国議会での「公共組合等」を含むと答弁し(金森國務大臣)、私の質問書に対する答弁書では、「請願法(昭和二十二年法律第十三号)の「官公署」には、国及び地方公共団体の機関のほか、公権力の行使の事務をつかさどる公法人を含むものと考え」と答えている。
① 法律により直接に設立され又は特別の法律により政府が命ずる設立委員によつて設立すべきものとされる法人で、その新設・目的の変更・当該法律の定める制度の改廃等が総務庁の審査対象とされているいわゆる特殊法人は、政府が必要と認めて行う事務・事業のうち、「その性格が企業的经营になじむものであり、これを通常の行政機関に担当せしめては、各種の制度上の制約から能率的な経営を期待できない」などの理由で設立されたもの(総務庁「特殊法人総覧」)であるから、当然、請願法の「官公署」、つまり、政府が答弁書でいう「公権力の行使の事務をつかさどる公法人」に該当することは明白であると考えられるがどうか。これら特殊法人のうち請願法の「官公署」に該当しないものがあれば、当該法人名と「官公署」に該当しないとする法的根拠を法人ごとに明らかにしたい。

昭和六十三年二月十八日 衆議院會議録第六号 朗読を省略した議長の報告 昭和六十二年一般会計補正予算(第2号)及び同報告書

一〇六

② 民営化された国鉄・電電・専売の旧三公社の後継法人である日本国有鉄道清算事業団、北海道・東日本・東海・西日本・四国・九州の各旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、新幹線保有機構(以上旧国鉄関係)及び日本電信電話株式会社(旧電電公社関係)並びに日本たばこ産業株式会社(旧専売公社関係)が、請願法の「官公署」に該当するかどうかをめぐって若干の疑義が生じている。これら旧三公社の後継法人は、①に該当する特殊法人であり、かつ、専売やたばこ専売にかかる各種の規制や許可などの「公権力の行使の事務」(答弁書)をつかさどる「公法人」(同前)であるから、当然、請願法の「官公署」に該当すると考えるがどうか。これら旧三公社の後継法人のうち請願法の「官公署」に該当しないものがあれば、当該法人名と「官公署」に該当しないと法的根拠を法人ごとに明らかにされたい。

③ 日本銀行や下水道事業団など、①に該当する特殊法人ではないが、特別の法律に基づいて設置される広義の特殊法人たるいわゆる認可法人も、「国家経済総力ノ適切ナル發揮ヲ図ル為国家ノ政策ニ即シ通貨ノ調整、金融ノ調整及信用制度ノ保持育成」(日本銀行法第一条)などの「公権力の行使の事務」(答弁書)をつかさどる「公法人」(同前)であり、請願法の「官公署」に該当すると考えるがどうか。認可法人のうち請願法の「官公署」に該当しないものがあれば、当該法人名と「官公署」に該当

しないと法的根拠を法人ごとに明らかにされたい。

二 地方議会が関係行政庁に提出する意見書の扱いについて

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)は、その第九十九条第二項で、地方議会は「当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を関係行政庁に提出することができる」と定めている。だが、各省庁とも、地方議会の意見書の取扱いや処理にかかる法令上の規定が未整備であることもあつて、国会が、受理した意見書の処理内容を明らかにするよう資料要求してもその具体的な内容を明らかにできないなど、極めてさまざまな取扱いをしている。

地方議会の意見書は、地方自治法上の意見書であると同時に、請願法上の請願でもある。現に政府は、私の質問書に対する答弁書で「氏名及び住所を記載した文書であつて、官公署を提出先とし、かつ、請願としての内容を備えたものは、請願書である旨を明示していないものであつても、請願書として扱うべきものと考え」と答えている。したがつて各省庁は、地方議会の意見書を請願法上の請願として扱い、これを「誠実に処理しなければならない」(請願法第五条)ものと考えがどうか。

三 人格なき社団の請願について

法人が官公署に請願を提出する権利を有することは、憲法第十六条及び請願法の規定により明白であるが、法人格を取得していない労働組合など、いわゆる人格なき社団が請願権を行使

できるかどうかをめぐって若干の疑義が生じている。人格なき社団であつても、団体名及び主たる事務所の所在地(事務所がない場合は代表者の氏名及び住所)を記載した文書であつて、官公署を提出先とし、かつ、請願としての内容を備えたものは、請願法上の請願として「これを受理し誠実に処理しなければならない」(請願法第五条)ことはいふまでもないと思えるがどうか。

受けるべきものとされる法人には多種多様なものがあり、設立についてそのような取扱いがなされるということにより、これらの法人が当然に同法にいう「官公署」に当たるものであるということはできない。

二について

地方公共団体の議会の意見書の提出については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第二項の規定により認められているものであり、請願法の適用はないと考えるが、意見書の提出を受けた関係行政庁においてこれを誠実に処理すべきものであることはいふまでもない。

三について

いわゆる人格なき社団にあつては、例えばその代表者を請願者とし、その者の氏名及び住所を記載した文書によつて行われたものと認められ、その文書が官公署を提出先とし、かつ、請願としての内容を備えたものである場合は、請願としてこれを受理し、誠実に処理すべきものと考え。

昭和六十二年一般会計補正予算(第2号) 右 国会に提出する。

昭和六十三年一月二十五日

内閣総理大臣 竹下 登

内閣衆質一二二第四号

昭和六十三年二月十六日

内閣総理大臣 竹下 登

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員柴田睦夫君提出請願権問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員柴田睦夫君提出請願権問題に関する質問に対する答弁書

一について

請願法(昭和二十二年法律第十三号)にいう「官公署」については、昭和五十九年五月八日付け内閣衆質一〇一第一〇号の答弁書の一についてにおいて、「国及び地方公共団体の機関のほか、公権力の行使の事務をつかさどる公法人を含むものと考え」と述べたところであるが、法律により直接に設立される法人、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人及び設立について行政庁の認可を

昭和62年度一般会計補正予算
予 算 総 則 補 正

第1条 既定の昭和62年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

区 分	昭和62年度歳入 立予算額(千円)	補 正 額			改昭和62年度 予 算 額(千円)
		追 加 額(千円)	修正減少額(千円)	差 引 額(千円)	
歳 入	56,180,294,564	5,533,698,087	△3,489,836,895	2,083,861,142	58,214,155,706
歳 出	56,180,294,564	2,611,354,780	△577,493,638	2,083,861,142	58,214,155,706

第2条 「財政法」第14条の2の規定による既定の継続費の総額及び年割額の改定は、「乙号継続費補

正」に掲げるとおりとする。

第3条 「財政法」第15条第1項の規定により昭和62年度において国が債務を負担する行為の修正減少は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第4条 「財政法」第28条の規定による「歳入予算補正明細書」、各省各庁の「予定経費補正要求書」、「継続費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」並びに「国債・借入金現在高及び償還年次表に関する補正調書」は、別に添附する。

第5条 昭和62年度一般会計予算総則第6条第2項に定める「昭和62年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」第2条第1項の規定により公債を発行することができる限度額「4,981,000,000千円」を「3,658,000,000千円」に改める。

第6条 昭和62年度一般会計予算総則第10条第4項を削る。

甲号 歳入歳出予算補正
歳 入

主 管 部 課 項	補 正 額			
	追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)	
大 蔵 省 租 税 及 印 紙 収 入	3,550,000,000	△1,678,000,000	1,872,000,000	
租 税	3,532,000,000	△1,678,000,000	1,854,000,000	
所得税	281,000,000	△575,000,000	△294,000,000	
法人税	1,898,000,000	0	1,898,000,000	
酒 税	280,000,000	0	280,000,000	
たばこ消費税	0	△1,103,000,000	△1,103,000,000	
消費税	106,000,000	0	106,000,000	
酒 税	54,000,000	0	54,000,000	

[illegible]

建設省	雑収入	印紙収入		公共事業費負担金			歳入補正額總計	5,538,698,087	△ 3,499,896,895	2,038,861,142
		印紙収入	印紙収入							
		印紙収入	21,000,000	0		21,000,000				
		印紙収入	21,000,000	0		21,000,000				
		0	0	△	290	△	290			
		諸収入	0	0		0				
		0	0	△	290	△	290			
		0	0	△	290	△	290			
歳入補正額總計				5,538,698,087		△ 3,499,896,895			2,038,861,142	

所管	組	機	項	補正額			
				追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)	
国会	衆議院	衆議院施設費	衆議院施設費	147,424	△	80,737	66,687
			計	0	△	3,963	3,963
	参議院	参議院施設費	参議院施設費	147,424	△	84,700	62,724
			計	155,509	△	48,342	107,167
	参議院	参議院施設費	参議院施設費	0	△	455	455
			計	155,509	△	48,797	106,712
	国立国会図書館	国立国会図書館施設費	国立国会図書館施設費	51,648	△	79,649	28,001
			計	0	△	2,129	2,129
	国立国会図書館	国立国会図書館施設費	国立国会図書館施設費	51,648	△	81,778	30,130
			計	0	△	389	389
裁判官訴訟委員会	裁判官訴訟委員会	裁判官訴訟委員会	0	△	295	295	
		計	354,581	△	215,959	138,622	
裁判官弾劾裁判所	裁判官弾劾裁判所	裁判官弾劾裁判所	0	△	129,685	129,685	
		計	768,300	△	18,749	744,551	

昭和六十三年二月十八日 衆議院會議録第六号 昭和六十二年一般会計補正予算(第2号)及び同報告書

費 用 種 別	費 用 内 容	費 用 額	増 減	繰 越 額	繰 越 額
裁 判 所 施 設 費	裁 判 所 施 設 費	0	△	13,104	13,104
	計	0	△	6,016	6,016
	裁 判 所 施 設 費	763,300	△	167,554	595,746
	計	0	△	1,379	1,379
	裁 判 所 施 設 費	763,300	△	168,938	594,362
	計	0	△	22,791	22,791
	裁 判 所 施 設 費	0	△	44	44
	計	0	△	22,835	22,835
	裁 判 所 施 設 費	0	△	92,738	79,211
	計	0	△	1,436	1,436
内 閣 官 房 議 事 所 費	内 閣 官 房 議 事 所 費	13,527	△	94,174	80,647
	計	0	△	4,618	4,618
	内 閣 官 房 議 事 所 費	13,527	△	30,777	30,777
	計	0	△	129,569	116,042
	内 閣 官 房 議 事 所 費	0	△	334,548	334,548
	計	0	△	4,990	4,990
	内 閣 官 房 議 事 所 費	0	△	339,538	339,538
	計	0	△	16,129	16,129
	内 閣 官 房 議 事 所 費	0	△	24,858	14,128
	計	0	△	822,851	676,535
日 本 学 術 会 議 会 費	日 本 学 術 会 議 会 費	146,286	△	3,161	71,609
	計	0	△	7,078	5,465
	日 本 学 術 会 議 会 費	146,286	△	8,506	116
	計	0	△	1,626	1,626
	日 本 学 術 会 議 会 費	0	△	843,222	612,168
	計	0	△	3,808	925
	日 本 学 術 会 議 会 費	0	△	334,548	334,548
	計	0	△	4,990	4,990
	日 本 学 術 会 議 会 費	0	△	339,538	339,538
	計	0	△	16,129	16,129
公 害 等 調 整 委 員 会 費	公 害 等 調 整 委 員 会 費	231,059	△	843,222	612,168
	計	4,738	△	3,808	925
	公 害 等 調 整 委 員 会 費	0	△	334,548	334,548
	計	0	△	4,990	4,990
	公 害 等 調 整 委 員 会 費	0	△	339,538	339,538
	計	0	△	16,129	16,129
	公 害 等 調 整 委 員 会 費	0	△	24,858	14,128
	計	0	△	822,851	676,535
	公 害 等 調 整 委 員 会 費	0	△	3,161	71,609
	計	0	△	7,078	5,465

[illegible]

昭和六十三年二月十八日 衆議院會議録第六号 昭和六十二年度一般會計補正予算(案)(第2号)及び同報告書

防衛施設庁	昭和60年度潜水艦建造費	0	△	19,581	△	19,581
	昭和61年度乙型警備艦建造費	0	△	1,515	△	1,515
	施設整備備費	0	△	315,106	△	315,106
	装備品等整備諸費	0	△	6,444,841	△	6,444,841
	施設整備等附帯事務費	0	△	133,597	△	133,597
	研究開発費	0	△	716,790	△	716,790
	計	17,532,368	△	22,352,485	△	4,820,122
防衛施設庁	防衛施設管理費	0	△	38,481	△	38,481
	調達労務管理費	50,201	△	2,571	△	47,630
	施設運営等関連諸費	0	△	610,991	△	610,991
	提供施設移送整備費	0	△	35,625	△	35,625
	計	50,201	△	687,668	△	637,467
経済企画庁	経済企画研究所	0	△	129,394	△	129,394
	計	0	△	11,326	△	11,326
科学技術庁	科学技術振興費	44,631	△	100,049	△	55,418
	科学技術振興調整費	182,014	△	1,668,884	△	1,486,870
	科学技術振興調査促進費	0	△	294,000	△	294,000
	海洋開発調査研究促進費	4,387	△	107,822	△	102,935
	原子力平和利用研究促進費	302,984	△	3,244,043	△	2,941,109
	国立機関原子力試験研究費	0	△	62,588	△	62,588
	放射能調査研究費	0	△	22,915	△	22,915
	科学技術庁試験研究所	60,533	△	416,385	△	356,352
	科学技術庁試験研究所施設費	0	△	17,023	△	17,023
	資源調査所	3,238	△	3,739	△	446
	計	597,792	△	5,987,448	△	5,389,656
環境庁	環境計	849,717	△	145,712	△	704,005

沖 繩 開 発 庁	環境保全総合調査研究促進調査費	0	△	3,920	△	3,920
	国立機関公害防止等試験研究費	0	△	85,624	△	85,624
	公害防止等調査研究費	0	△	20,209	△	20,209
	自然公園等管理費	0	△	45,789	△	45,789
	自然公園等施設整備費	0	△	735	△	735
	環境片研究所	16,324	△	86,261	△	69,987
	計	866,041	△	388,250		477,791
	沖 繩 開 発 庁	56,146	△	36,859		19,287
	沖繩振興開発計画調査費	0	△	3,072	△	3,072
	沖繩保健衛生等対策諸費	0	△	636	△	636
	沖 縄 農 業 振 興 費	0	△	97	△	97
	沖繩開発事業指導監督費	0	△	1,801	△	1,801
	沖繩治 waters 事業工事諸費	4,458	△	772		3,681
	沖繩道路事業工事諸費	8,891	△	1,332		7,559
	沖繩港灣空港整備事業工事諸費	0	△	1,203	△	1,203
	沖繩公園事業工事諸費	910	△	212		698
	沖繩土地改良事業工事諸費	4,729	△	1,626		3,103
国 土 庁	計	75,129	△	47,610		27,519
	国土庁	912,507	△	123,522		788,985
	災害対策総合推進調整費	0	△	9,240	△	9,240
	国土計画基礎調査費	0	△	25,480	△	25,480
	定住構想推進調査費	0	△	14,770	△	14,770
	国土調査費	0	△	151,380	△	151,380
	小笠原諸島振興事業費	0	△	8,622	△	8,622
	離島振興事業費	824	△	268		556
	計	913,331	△	388,232		580,099
	総理府所管補正額合計	26,297,786	△	31,636,178	△	5,338,392

[illegible]

昭和六十二年二月十八日 衆議院會議録第六号 昭和六十二年度一般会計補正予算(第2号)及び同報告書

昭和六十三年二月十八日 衆議院會議録第六号 昭和六十二年一般會計補正予算(第2号)及び同報告書

一一八

農林水産省	農林水産本省	農林水産本省施設費	農林水産本省	農林水産本省施設費
児童保護費	10,371,366	△	28,032	10,343,334
特別児童扶養手当等給付諸費	6,383	△	145	6,188
児童扶養手当給付諸費	38,274	△	9,357,185	9,313,911
社会保険国庫負担金	606,967	△	15,615,594	15,008,627
厚生年金基金等助成費	188,610	△	23,276	165,384
国民健康保険助成費	226,987,763	△	3,097	226,984,666
国民年金国庫負担金	946,131	△	254,831	691,300
遺族及留守家族等援護費	0	△	22,596	22,596
中国帰国孤児定着促進セシタ一施設費	0	△	28	28
農業者年金実施費	3,867	△	3,552	315
計	258,372,331	△	41,473,967	216,898,364
厚生本省試験研究機関	0	△	108,451	108,451
血清等製造及検定費	0	△	11,809	11,809
厚生本省試験研究所施設費	0	△	104	104
計	0	△	120,364	120,364
検疫所	88,478	△	30,577	7,896
国立らい療養所	215,523	△	8,047	207,476
国立らい療養所施設費	0	△	2,739	2,739
計	215,523	△	10,836	204,687
国立更生援護機関	0	△	29,043	29,043
国立更生援護所運営費	0	△	438	438
国立更生援護所施設費	0	△	29,481	29,481
計	0	△	29,481	29,481
地方医師事務所	6,566	△	1,535	5,031
麻薬取締官事務所	10,949	△	10,639	310
厚生省所管補正額合計	258,643,842	△	41,677,399	216,966,443
農林水産本省	0	△	141,698	141,698
農林水産本省施設費	0	△	178	178

農 林 漁 業 金 融 費	0	△	1,615,179	△	1,615,179
農 業 保 險 費	0	△	48,197	△	48,197
農 林 漁 業 統 計 報 費	0	△	168,741	△	168,741
農 業 振 興 費	0	△	428,614	△	428,614
農 業 振 興 費	0	△	28,314	△	28,314
農 業 振 興 費	0	△	15,409	△	15,409
農 業 振 興 費	0	△	253,174	△	253,174
農 業 振 興 費	33,077,479	△	46,887	△	33,080,562
農 業 振 興 費	7,567,000	△	123	△	7,566,877
農 業 振 興 費	0	△	111,885	△	111,885
農 業 振 興 費	0	△	6,572,891	△	6,572,891
農 業 振 興 費	0	△	300,000	△	300,000
農 業 振 興 費	8,110,039	△	100,855	△	3,009,184
農 業 振 興 費	0	△	47,979	△	47,979
農 業 振 興 費	0	△	8,415	△	8,415
農 業 振 興 費	64,577	△	14,719	△	49,858
農 業 振 興 費	26,552	△	8,671	△	17,881
農 業 振 興 費	6,224	△	1,728	△	4,501
農 業 振 興 費	4,230,000	△	0	△	4,230,000
農 業 振 興 費	48,081,871	△	9,906,102	△	33,175,769
農 林 水 產 技 術 會 議	0	△	4,837	△	4,837
農 林 水 產 技 術 振 興 費	0	△	371,967	△	371,967
農 林 水 產 技 術 振 興 費	0	△	1,532	△	1,532
農 林 水 產 技 術 振 興 費	0	△	378,386	△	378,386
計					
農 林 水 產 本 省 試 驗 研 究 所	0	△	251,193	△	251,193
農 林 水 產 本 省 檢 査 指 導 機 關	0	△	113,507	△	113,507

地方農政局	農政局	地方農政局施設費	計	△	△	△
北海道統計情報事務所 食糧	計	北海道統計情報事務所	0	△	927	△
		食糧管理費	114,573,581	△	114,434	△
		食糧管理費	0	△	47,215	△
		食糧管理費	0	△	75	△
		食糧管理費	0	△	724	△
		食糧管理費	0	△	48,014	△
		食糧管理費	0	△	2,498	△
		食糧管理費	0	△	3,182	△
		食糧管理費	0	△	9,660	△
		食糧管理費	0	△	12,842	△
林野	計	林業振興費	0	△	35,823	△
		林業振興費	0	△	352,662	△
		林業振興費	0	△	1,463	△
		林業振興費	0	△	0	△
		林業振興費	877,000	△	49,925	△
		林業振興費	0	△	439,873	△
		林業振興費	0	△	29,382	△
		林業振興費	0	△	1,236	△
		林業振興費	0	△	24	△
		林業振興費	0	△	476,163	△
水産	計	水産施設費	0	△	29,382	△
		水産施設費	0	△	1,236	△
		水産施設費	0	△	24	△
		水産施設費	0	△	476,163	△
		水産施設費	0	△	4,394,841	△
		水産施設費	8,364,246	△	3,469,405	△
		水産施設費	1,606,216	△	1,606,216	△
		水産施設費	0	△	350	△
		水産施設費	0	△	0	△
		水産施設費	0	△	43,241	△
水産	計	水産施設費	0	△	25,576	△
		水産施設費	0	△	524	△
		水産施設費	0	△	524	△
		水産施設費	0	△	524	△
		水産施設費	0	△	524	△
		水産施設費	0	△	524	△
		水産施設費	0	△	524	△
		水産施設費	0	△	524	△
		水産施設費	0	△	524	△
		水産施設費	0	△	524	△

農 林 水 産 省 所 管 補 正 額 合 計		北 海 道 さ け ・ ま す ぶ 化 揚 計					
		0	△	15,992	△	15,992	
		13,852,402	△	5,487,328		8,365,134	
		177,384,914	△	16,640,620		160,744,294	
通 商 産 業 省	通 商 産 業 本 省	通 商 産 業 本 省 省 費	△	440,837	△	376,391	
		商 工 産 業 統 計 調 査 費	△	15,409	△	15,408	
		中 小 商 業 等 統 計 調 査 費	△	8,808	△	8,808	
		経 済 協 力 費	△	558,958	△	558,958	
		工 業 再 配 置 促 進 対 策 費	△	1,402		1,678,434	
		電 子 計 算 機 産 業 振 興 対 策 費	△	62,289	△	62,289	
		情 報 処 理 振 興 対 策 費	△	25,514	△	25,514	
		航 空 機 関 際 共 同 開 発 促 進 費	△	124,349	△	124,349	
		機 械 工 業 構 造 改 善 対 策 費	△	7,449	△	7,449	
		計	△	1,245,010		499,272	
		通 商 産 業 検 査 所 費	△	15,326	△	425	
		工 業 技 術 振 興 費	△	10,768	△	5,761	
		大 型 工 業 技 術 研 究 開 発 費	△	377,254	△	377,254	
		エ ネ ル ギ ー 技 術 研 究 開 発 費	△	118,177	△	118,177	
		工 業 技 術 研 究 開 発 費	△	98,099	△	98,099	
		工 業 技 術 研 究 所 設 置 費	△	294,770	△	294,770	
通 商 産 業 省	通 商 産 業 本 省	計	△	344	△	344	
		資 源 エ ネ ル ギ ー 片 費	△	894,412	△	889,395	
		エ ネ ル ギ ー 対 策 費	△	3,625		19,006	
		地 下 資 源 対 策 費	△	14,178	△	14,178	
		計	△	122,050	△	122,050	
中 小 企 業 庁	中 小 企 業 庁		△	139,348	△	117,217	
			△	1,098	△	1,098	

[illegible]

勞働保護官署	勞働保護官署	勞働統計調査費	0	△	39,505	△	39,505
職業安定官署	職業安定官署	職業安定官署	0	△	1,400	△	1,400
補正額合計	補正額合計	補正額合計	0	△	40,905	△	40,905
建設省	建設省	建設省	0	△	88,413	△	88,413
建設省	建設省	建設省	0	△	275,370	△	275,370
建設省	建設省	建設省	229,845	△	149,098		80,752
官庁管理費	官庁管理費	官庁管理費	0	△	23,727	△	23,727
土地區画整理組合貸付金	土地區画整理組合貸付金	土地區画整理組合貸付金	0	△	32,600	△	32,600
河川管理費	河川管理費	河川管理費	0	△	7,868	△	7,868
建設事業指導監督費	建設事業指導監督費	建設事業指導監督費	0	△	18,817	△	18,817
河川等災害復旧事業費	河川等災害復旧事業費	河川等災害復旧事業費	8,518,000		0		8,518,000
河川等災害関連事業費	河川等災害関連事業費	河川等災害関連事業費	3,249,000		0		3,249,000
計	計	計	11,986,845	△	232,105		11,764,740
国土地理院	国土地理院	国土地理院	59,276	△	178,062	△	118,786
建設本省試験研究所	建設本省試験研究所	建設本省試験研究所	81,643	△	63,271	△	31,628
地方建設局	地方建設局	地方建設局	194,109	△	18,468		176,641
公園事業工事諸費	公園事業工事諸費	公園事業工事諸費	0	△	898	△	898
計	計	計	194,109	△	19,366		174,743
建設省所管補正額合計	建設省所管補正額合計	建設省所管補正額合計	12,281,573	△	492,304		11,789,069
自治省	自治省	自治省	27,008	△	100,767	△	73,759
地方交付税交付金	地方交付税交付金	地方交付税交付金	902,053,339		0		902,053,339
計	計	計	902,080,347	△	100,767		901,979,580
消防庁	消防庁	消防庁	0	△	43,780	△	43,780
消防施設等整備費補助	消防施設等整備費補助	消防施設等整備費補助	0	△	478,444	△	478,444

自治省所管補正額合計	消 防 研 究 所	
	計	計
	2,145 2,145	△ △
	902,082,492	△ 524,645
		△ 625,412
		△ 901,457,080
歳 出 補 正 額 総 計	2,611,354,780	△ 577,492,688
		△ 2,033,861,142

所 管 組 織	項 目	總 額 (千円)	年 割 額						事 由
			昭和58年度 (千円)	昭和59年度 (千円)	昭和60年度 (千円)	昭和61年度 (千円)	昭和62年度 (千円)	昭和63年度 (千円)	
防衛本庁	昭和58年度甲型警備艦建造費	65,691,647	1,241,279	10,582,831	12,177,988	29,209,115	12,480,439	—	売上税が創設されなかつたことに伴い、総額及び年割額を改定する必要があるため
	定 額	△ 56,439	0	0	0	0	△ 56,439	—	
	修正減少	65,635,208	1,241,279	10,582,831	12,177,988	29,209,115	12,424,000	—	
	改 定								
昭和58年度甲型警備艦建造費	既 定	40,936,666	71,836	5,361,632	5,716,837	21,087,196	8,699,165	—	売上税が創設されなかつたことに伴い、総額及び年割額を改定する必要があるため
	修正減少	△ 50,828	0	0	0	0	△ 50,828	—	
	改 定	40,885,838	71,836	5,361,632	5,716,837	21,087,196	8,648,337	—	
	改 定								
昭和59年度甲型警備艦建造費	既 定	115,089,910	—	218,914	10,297,513	19,987,759	59,867,624	24,778,100	売上税が創設されなかつたことに伴い、総額及び年割額を改定する必要があるため
	修正減少	△ 920,884	—	0	0	0	△ 88,065	△ 882,819	
	改 定	114,179,026	—	218,914	10,297,513	19,987,759	59,779,559	23,945,281	
	改 定								
昭和59年度潜水艦建造費	既 定	30,251,520	41,048	6,924,745	9,925,145	13,360,582	—	—	売上税が創設されなかつたことに伴い、総額及び年割額を改定する必要があるため
	修正減少	△ 56,671	0	0	0	△ 56,671	—	—	
	改 定	30,194,849	41,048	6,924,745	9,925,145	13,303,911	—	—	
	改 定								

昭和六十二年二月十八日 衆議院會議録第六号 昭和六十二年度一般会計補正予算(第2号)及び同報告書

一一六

所 管	組 織	項 目	総 額 (千円)	年 割 額					事 由	
				昭 和 61 年 度 (千円)	昭 和 62 年 度 (千円)	昭 和 63 年 度 (千円)	昭 和 64 年 度 (千円)	昭 和 65 年 度 (千円)		
		昭和60年度甲型 警備艦建造費 既 定 修正減少 改 定	124,523,115 △ 2,941,476 121,581,639	— — —	180,339 0 180,339	9,543,748 0 9,543,748	21,304,792 △ 8,583 21,386,209	61,605,556 △ 1,221,247 60,384,309	31,288,680 △ 1,711,646 29,577,034	売上税が創設されなかつたことに伴 い、総額及び年割額を改定する必要があ るため
		昭和60年度潜水 艦建造費 既 定 修正減少 改 定	31,723,159 △ 338,595 31,380,564	— — —	82,301 0 82,301	7,806,108 0 7,806,108	10,785,696 △ 19,581 10,766,115	13,255,054 △ 319,014 12,936,040	— — —	売上税が創設されなかつたことに伴 い、総額及び年割額を改定する必要があ るため
		昭和61年度甲型 警備艦建造費 既 定 修正減少 改 定	44,017,869 △ 1,913,466 42,104,403	37,669 0 37,669	2,601,550 0 2,601,550	7,517,033 △ 88,542 7,478,491	23,311,849 △ 915,918 22,395,931	10,549,768 △ 959,011 9,590,757	売上税が創設されなかつたことに伴 い、総額及び年割額を改定する必要があ るため	
		昭和61年度乙型 警備艦建造費 既 定 修正減少 改 定	51,438,262 △ 2,200,445 49,237,817	480,444 0 480,444	7,514,695 1,515 7,513,180	23,745,351 △ 983,554 22,811,797	19,697,772 △ 1,265,376 18,432,396	— — —	売上税が創設されなかつたことに伴 い、総額及び年割額を改定する必要があ るため	
		昭和61年度潜水 艦建造費 既 定 修正減少 改 定	41,240,475 △ 1,896,402 39,344,073	143,808 0 143,808	2,836,863 0 2,836,863	13,119,962 △ 384,247 12,735,715	14,039,247 △ 317,214 13,722,033	11,095,595 △ 1,194,941 9,900,654	売上税が創設されなかつたことに伴 い、総額及び年割額を改定する必要があ るため	

所 管 組 織	項 目	総 額 (千円)	年 割 額					事 由
			昭 和 62 年 度 (千円)	昭 和 63 年 度 (千円)	昭 和 64 年 度 (千円)	昭 和 65 年 度 (千円)		
	昭和62年度乙型 警備艦建造費	既定 51,076,938	386,919	6,031,271	25,096,668	19,562,080	売上税が創設されなかったことに伴 い、総額及び年割額を改定する必要があるため	
	修正減少	△ 2,184,865	0	△ 5,768	929,492	△ 1,249,605		
	改定	48,892,073	386,919	6,025,503	24,167,176	18,312,475		
	昭和62年度潜水 艦建造費	既定 39,207,890	166,930	11,062,213	11,269,138	16,709,599	売上税が創設されなかったことに伴 い、総額及び年割額を改定する必要があるため	
	修正減少	△ 1,822,714	0	△ 381,397	301,026	△ 1,140,321		
	改定	37,385,166	166,930	10,680,846	10,968,112	15,569,278		

丁号 国庫債務負担行為補正

所 管 組 織	事 項	限 度 (千円)	行 為 年 度	国 庫 の 負 担 額	事 由
参 議 院	議 事 堂 中 央 塔 改 修 定	455,169	昭 和 62 年 度	昭 和 62 年 度 及 び 昭 和 63 年 度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
	修 正 減 少 定	△ 11,169	同	昭 和 63 年 度	
	改 定	444,000	—	—	
	国立国会図書館新館整備 既 定	2,683,067	昭 和 62 年 度	昭 和 62 年 度 及 び 昭 和 63 年 度	
国立国会図書館	修 正 減 少 定	△ 65,328	同	昭 和 63 年 度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
	改 定	2,617,739	—	—	
	国立国会図書館本館改修 既 定	552,214	昭 和 62 年 度	昭 和 62 年 度 及 び 昭 和 63 年 度	

昭和六十三年二月十八日 衆議院会議録第六号 昭和六十二年第一号会期開正会事(第2号)及び回覧記事

一一八

総 理 府	北海道開発庁	下水道事業費補助	修正減少	昭和62年度	昭和63年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額するため
		既 定	△ 14,775 537,439	—	—	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額するため
		修正減少	△ 49,000	同	昭和62年度及び昭和63年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額するため
		改 定	2,790,000	—	昭和63年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額するため
	防衛本庁	教育訓練用器材購入	52,878,066	昭和62年度	昭和62年度以降3箇年度以内	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額するため
		既 定	2,458,914	同	昭和63年度及び昭和64年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額するため
		修正減少	△ 50,419,152	—	—	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額するため
		改 定	927,286	昭和62年度	昭和63年度及び昭和64年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額するため
		既 定	927,286	同	同	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額するため
		修正減少	△ 0	—	—	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額するため
		改 定	237,709,493	昭和62年度	昭和62年度以降4箇年度以内	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額するため
		既 定	10,802,484	同	昭和63年度以降3箇年度以内	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額するため
		修正減少	△ 226,907,009	—	—	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額するため
		改 定	582,420	昭和62年度	昭和63年度及び昭和64年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額するため

修正 改定	△	582,420 0	同 —	同 —	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額するため
売上税の創設に伴う武器購入 (昭和61年度)に係る限度額の増額					
既定		7,204,088	昭和62年度	昭和62年度以内 降4箇年度以内	
修正 改定	△	7,204,088 0	同 —	同 —	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額するため
通信機器購入					
既定		64,852,908	昭和62年度	昭和62年度以内 降3箇年度以内	
修正 改定	△	2,982,184	同 —	昭和63年度及び昭和64年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額するため
売上税の創設に伴う通信機器 購入に係る限度額の増額					
既定		61,860,719	—	—	
修正 改定	△	1,267,067 0	昭和62年度 同 —	昭和63年度 同 —	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額するため
弾薬購入					
既定		144,984,635	昭和62年度	昭和62年度以内 降4箇年度以内	
修正 改定	△	6,323,386	同 —	昭和63年度以内 降8箇年度以内	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額するため
売上税の創設に伴う弾薬購入 (昭和60年度)に係る限度額の増額					
既定		138,661,299	—	—	
既定		212,598	昭和62年度	昭和62年度及び昭和63年度	

昭和六十三年二月十八日 衆議院會議録第六号 昭和六十二年一般会計補正予算(第二号)及び同報告書

一三〇

修正減少	△	212,598	昭和62年度	昭和62年度及び昭和63年度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
改定	0	—	—	—	
売上税の創設に伴う事業購入(昭和61年度)に係る限度額の増額					
既	定	1,942,094	昭和62年度	昭和63年度及び昭和64年度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少	△	1,942,094	同	同	
改定	0	—	—	—	
諸器材購入					
既	定	68,877,808	昭和62年度	昭和62年度以降3箇年度以内	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少	△	2,906,539	同	昭和63年度及び昭和64年度	
改定	68,471,269	—	—	—	
売上税の創設に伴う諸器材購入に係る限度額の増額					
既	定	841,479	昭和62年度	昭和63年度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少	△	841,479	同	同	
改定	0	—	—	—	
航空機購入					
既	定	387,303,082	昭和62年度	昭和62年度以降4箇年度以内	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少	△	17,720,526	同	昭和63年度以降3箇年度以内	
改定	369,582,556	—	—	—	
売上税の創設に伴う航空機購入(昭和60年度)に係る限度額の増額					
既	定	2,349,514	昭和62年度	昭和62年度及び昭和63年度	

修正減少 改定	△	2,849,514	0	同	同	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する 必要があるため
売上税の創設に伴う航空機購入(昭和61年度)に係る限度額の増額						
既		17,421,126		昭和62年度	昭和62年度以降3箇年度以内	
修正減少 改定	△	17,421,126	0	同	同	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する 必要があるため
船舶建造						
既		50,988,556		昭和62年度	昭和62年度以降3箇年度以内	
修正減少 改定	△	2,427,989		同	昭和63年度及び昭和64年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する 必要があるため
売上税の創設に伴う船舶建造(昭和60年度)に係る限度額の増額						
改定		48,560,617		—	—	
既		118,726		昭和62年度	昭和63年度	
修正減少 改定	△	118,726	0	同	同	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する 必要があるため
売上税の創設に伴う船舶建造(昭和61年度)に係る限度額の増額						
既		1,143,851		昭和62年度	昭和63年度	
修正減少 改定	△	1,143,851	0	同	同	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する 必要があるため
施設整備						
既		47,379,696		昭和62年度	昭和62年度及び昭和63年度	
修正減少 改定	△	2,256,181		同	昭和63年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する 必要があるため
		45,123,515		—	—	

昭和六十三年二月十八日 衆議院會議録第六号 昭和六十二年一般会計補正予算(第二号)及び同報告書

一三三

科学技術庁	理化学研究所 既 定	△	5,310,569	昭和62年度	昭和62年度以 降3箇年度以内	売上税が創設されなかつたこと及び事業計画を変更したこ とに伴い、限度額を減額するため
	修正 減少 定	△	5,041,684	同	昭和62年度及 び昭和63年度	
	改 定	67,221,270		—	昭和63年度及 び昭和64年度	
	提供施設整備 既 定	72,262,964		昭和62年度	昭和62年度以 降3箇年度以内	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する 必要があるため
防衛施設庁	修正 減少 定	△	1,060,289	同	昭和62年度及 び昭和63年度	
	改 定	0		—	昭和63年度及 び昭和64年度	
	既 定	1,060,289		昭和62年度	昭和62年度以 降3箇年度以内	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する 必要があるため
	売上税の創設に伴う研究開発 に係る限度額の増額	51,686,528		—	昭和62年度及 び昭和64年度	
研 究 開 発	修正 減少 定	△	2,583,326	同	昭和62年度以 降3箇年度以内	
	改 定	54,249,849		昭和62年度	昭和62年度以 降3箇年度以内	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する 必要があるため
	既 定	428,892		昭和62年度	昭和62年度以 降3箇年度以内	
	売上税の創設に伴う装備品等 整備に係る限度額の増額	0		—	昭和63年度及 び昭和64年度	
装 備 等 整 備	修正 減少 定	△	10,638,131	同	昭和62年度及 び昭和63年度	
	改 定	216,986,320		—	昭和63年度及 び昭和64年度	
	既 定	428,892		昭和62年度	昭和62年度以 降3箇年度以内	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する 必要があるため
	売上税の創設に伴う装備品等 整備に係る限度額の増額	428,892		同	昭和63年度及 び昭和64年度	
既 定	修正 減少 定	△	428,892	同	昭和62年度及 び昭和63年度	
	改 定	0		—	昭和63年度及 び昭和64年度	
	既 定	54,249,849		昭和62年度	昭和62年度以 降3箇年度以内	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する 必要があるため
	売上税の創設に伴う研究開発 に係る限度額の増額	2,583,326		同	昭和62年度及 び昭和64年度	

修正減少 改定	△	252,884	同	昭和63年度及び昭和64年度	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額するため
売上税の創設に伴う理化学研究所出資に係る限度額の増額		5,057,685	—	—	
既	△	50,600	昭和62年度	昭和63年度	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額するため
修正減少 改定	△	50,600	同	同	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額するため
宇宙開発事業団出資		0	—	—	
既		91,942,168	昭和62年度	昭和62年度以降5箇年度以内	
修正減少 改定	△	4,375,617	同	昭和63年度以降4箇年度以内	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額するため
売上税の創設に伴う宇宙開発事業団出資(昭和69年度)に係る限度額の増額		87,566,551	—	—	
既		84,568	昭和62年度	昭和62年度及び昭和63年度	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額するため
修正減少 改定	△	34,568	同	同	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額するため
売上税の創設に伴う宇宙開発事業団出資(昭和60年度)に係る限度額の増額		0	—	—	
既		379,422	昭和62年度	昭和62年度以降4箇年度以内	
修正減少 改定	△	379,422	同	同	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額するため
売上税の創設に伴う宇宙開発事業団出資(昭和61年度)に係る限度額の増額		0	—	—	
既		1,679,196	昭和62年度	昭和62年度以降3箇年度以内	

昭和六十三年二月十八日 衆議院會議録第六号 昭和六十二年第一般會計補正予算(案)(第2号)及び同案の件

一三四

修正減少 改定	△	1,679,196	昭和62年度	昭和62年度以降3箇年度以内	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
海洋科学技術センター出資 既		6,510,000	昭和62年度	昭和62年度以降4箇年度以内	
修正減少 改定	△	310,000	同	昭和65年度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
売上税の創設に伴う海洋科学技術センター出資に係る限度額の増額 既		6,200,000	同	同	
修正減少 改定	△	625,000	昭和62年度	昭和64年度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
日本原子力研究所出資 既		22,507,607	昭和62年度	昭和62年度以降4箇年度以内	
修正減少 改定	△	1,021,189	同	昭和63年度以降3箇年度以内	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
売上税の創設に伴う日本原子力研究所出資(昭和60年度)に係る限度額の増額 改定		21,486,418	同	同	
既		26,795	昭和62年度	昭和68年度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少 改定	△	26,795	同	同	
売上税の創設に伴う日本原子力研究所出資(昭和61年度)に係る限度額の増額 既		594,606	昭和62年度	昭和68年度及び昭和64年度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少 改定	△	594,606	同	同	

動力炉・核燃料開発事業団出資	既 定	5,576,040	昭 和 62 年 度	昭和 62 年度 以降 3 箇年度以内 昭和 63 年度 及び 昭和 64 年度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
売上税の創設に伴う動力炉・核燃料開発事業団出資(昭和 60 年度)に係る限度額の増額	既 定	32,980	昭 和 62 年 度	昭和 63 年 度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
売上税の創設に伴う動力炉・核燃料開発に係る限度額の増額	既 定	130,821	昭 和 62 年 度	昭和 63 年 度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
航空宇宙研究設備整備	既 定	648,228	昭 和 62 年 度	昭和 62 年度 及び 昭和 63 年 度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
放射線医学研究設備整備	既 定	3,089,600	昭 和 62 年 度	昭和 62 年度 以降 4 箇年度以内 昭和 63 年度 及び 昭和 65 年度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少	△	147,600	同	昭和 63 年 度	
修正減少	△	2,952,000	同	昭和 63 年 度	

法 務 省	法 務 本 省	売上税の創設に伴う防災科学技術研究設備整備に係る限度額の増額	既 定	25,461	昭 和 62 年 度	昭 和 63 年 度	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要があるため
		修正減少	△	25,461	同	同	
		改 定	0	—	—	—	
		無機材質研究設備整備	既 定	179,550	昭 和 62 年 度	昭 和 62 年 度 及 び 昭 和 63 年 度	
		修正減少	△	8,550	同	昭 和 63 年 度	
沖 縄 開 発 庁	公立学校施設整備費補助	改 定	171,000	—	—	—	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要があるため
		既 定	505,519	昭 和 62 年 度	昭 和 62 年 度 及 び 昭 和 63 年 度	昭 和 63 年 度	
		修正減少	△	24,072	同	—	
		改 定	481,447	—	—	—	
		公立学校施設整備費負担	既 定	1,653,990	昭 和 62 年 度	昭 和 62 年 度 及 び 昭 和 63 年 度	
国 営 公 園 整 備	修正減少	△	78,761	同	—	—	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要があるため
		改 定	1,575,229	—	—	—	
		既 定	515,250	昭 和 62 年 度	昭 和 62 年 度 及 び 昭 和 63 年 度	昭 和 63 年 度	
		修正減少	△	20,250	同	—	
		改 定	495,000	—	—	—	
法 務 省 法 務 本 省	法 務 省 法 務 本 省	法 務 省 法 務 本 省	既 定	8,238,000	昭 和 62 年 度	昭 和 62 年 度 以 降 3 箇 年 度 以 内	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要があるため
		法 務 省 法 務 本 省	既 定	8,238,000	昭 和 62 年 度	昭 和 62 年 度 以 降 3 箇 年 度 以 内	

外務省	外務本省	修正減少	△	392,047	同	昭和63年度及び昭和64年度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
		改定		7,840,953	—	—	
		国際協力事業団出張		2,735,272	昭和62年度	昭和62年度及び昭和63年度	
		既			同	昭和63年度	
		修正減少	△	130,251	同	—	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
		改定		2,605,021	—	—	
文部省	文部本省	公立学校施設整備補助		14,086,000	昭和62年度	昭和62年度及び昭和63年度	
		既			同	昭和63年度	
		修正減少	△	480,000	同	—	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
		改定		14,506,000	—	—	
		公立学校施設整備費負担		42,366,000	昭和62年度	昭和62年度及び昭和63年度	
		既			同	昭和63年度	
		修正減少	△	1,777,000	同	—	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
		改定		40,589,000	—	—	
		社会体育施設整備補助		1,592,850	昭和62年度	昭和62年度及び昭和63年度	
		既			同	昭和63年度	
		修正減少	△	75,850	同	—	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
		改定		1,517,000	—	—	
	文部本省所轄機関	国立青少年教育施設整備		1,867,619	昭和62年度	昭和62年度及び昭和63年度	
		既			同	昭和63年度	
		修正減少	△	89,867	同	—	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
		改定		1,797,732	—	—	

農林水産省	農林水産本省	国際花と緑の博覧会政府出展施設整備						
		既	定	1,470,000	昭和62年度	昭和62年度以降3箇年度以内	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額するため	
		修正減改	少	△ 70,000	同	昭和64年度		
		国際花と緑の博覧会事業費補助	定	1,400,000	—	—		
		既	定	792,225	昭和62年度	昭和62年度及び昭和63年度	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額するため	
		修正減改	少	△ 37,725	同	昭和63年度		
		直轄海岸保全施設整備事業	定	754,500	—	—	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額するため	
		既	定	1,538,000	昭和62年度	昭和62年度以降3箇年度以内	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額するため	
		修正減改	少	△ 71,000	同	昭和64年度		
		売上税の創設に伴う直轄海岸保全施設整備事業に係る限度額の増額	改	1,467,000	—	—	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額するため	
		既	定	29,588	昭和62年度	昭和63年度	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額するため	
		修正減改	少	△ 29,588	同	同		
	水産庁	売上税の創設に伴う漁業取締船建造に係る限度額の増額	改	0	—	—	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額するため	
		既	定	50,675	昭和62年度	昭和63年度		
		修正減改	少	△ 50,675	同	同	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額するため	
		売上税の創設に伴う工業用水の増額	改	0	—	—		
		既	定	42,215	昭和62年度	昭和63年度及び昭和64年度		
通商産業省	通商産業本省							

運 輸 省	運 輸 本 省	中 小 企 業 庁	修 正 減 少 定 改	△	42,215 0	同 —	同	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する 必要があるため
			中 小 企 業 事 業 団 出 資 定	1,721,000	昭 和 62 年 度	昭和62年度及び 昭和63年度		
			修 正 減 少 定 改	△	45,515 1,675,485	同 —	昭和62年度及び 昭和68年度	
			既	1,249,000	昭 和 62 年 度	昭和62年度及び 昭和63年度		
			修 正 減 少 定 改	△	25,687 1,223,383	同 —	昭和62年度及び 昭和68年度	
			既	13,568,980	昭 和 62 年 度	昭和62年度以 降3箇年度以内		
			航 空 機 購 入 定	△	95,982 13,472,948	同 —	昭和64年度	
			修 正 減 少 定 改	△	2,614,831	昭 和 62 年 度	昭和62年度以 降3箇年度以内	
			既	124,516 2,490,315	同 —	昭和64年度		
			修 正 減 少 定 改	△	1,182,120	昭 和 62 年 度	昭和62年度及 び昭和63年度	
既	45,758 1,136,362	同 —	昭和68年度					

昭和六十二年二月十八日 衆議院會議録第六号 昭和六十二年度一般会計補正予算(案)及び同報告書

一四〇

郵 政 省	電 波 研 究 所	小型巡視船代船建造	既 定	1,420,114	昭 和 62 年 度	昭和62年度及 び昭和63年度	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する 必要があるため
		修正減少	△	67,625	同	昭和63年度	
		改 定	1,352,489	—	—	—	
		売上税の創設に伴う大型巡視 船建造に係る限度額の増額					
		既 定	134,237	昭 和 62 年 度	昭和63年度		売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する 必要があるため
		修正減少	△	134,237	同	同	
		改 定	0	—	—	—	
		静止気象衛星打上げ等					
		既 定	385,446	昭 和 62 年 度	昭和62年度以 降3箇年度以内		売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する 必要があるため
		修正減少	△	14,526	同	昭和63年度及 び昭和64年度	
郵 政 省	電 波 研 究 所	改 定	370,920	—	—	—	
		売上税の創設に伴う静止気象 衛星打上げ等(昭和60年度)に 係る限度額の増額					
		既 定	13,027	昭 和 62 年 度	昭和63年度		売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する 必要があるため
		修正減少	△	13,027	同	同	
		改 定	0	—	—	—	
		売上税の創設に伴う静止気象 衛星打上げ等(昭和61年度)に 係る限度額の増額					
		既 定	181,235	昭 和 62 年 度	昭和62年度以 降3箇年度以内		売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する 必要があるため
		修正減少	△	181,235	同	同	
		改 定	0	—	—	—	
		衛星搭載用機器研究開発					
郵 政 省	電 波 研 究 所	既 定	110,880	昭 和 62 年 度	昭和62年度及 び昭和63年度		

建設省	建設本省	修正減少	△	同	昭和63年度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
既	改	定	105,600	—	—	
既	改	定	1,470,000	昭和62年度	昭和62年度以降3箇年度以内	
既	修正減少	少	70,000	同	昭和64年度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
既	修正減少	少	1,400,000	—	—	
既	修正減少	少	782,225	昭和62年度	昭和62年度及び昭和63年度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
既	修正減少	少	37,725	同	昭和63年度	
既	修正減少	少	754,500	—	—	
既	修正減少	少	14,558,317	昭和62年度	昭和62年度以降3箇年度以内	
既	修正減少	少	693,255	同	昭和63年度及び昭和64年度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
既	修正減少	少	13,865,062	—	—	
既	修正減少	少	120,625	昭和62年度	昭和63年度	
既	修正減少	少	120,625	同	同	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
既	修正減少	少	0	—	—	
既	修正減少	少	2,085,000	昭和62年度	昭和62年度以降3箇年度以内	

昭和六十二年二月十八日 衆議院會議録第六号 昭和六十二年度一般会計補正予算(第2号)及び同報告書

一 四二一

修正減少	△	80,000	昭和62年度	昭和64年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
改定		2,005,000	—	—	
海岸保全施設整備事業費補助					
既定		791,375	昭和62年度	昭和62年度以降3箇年度以内	
修正減少	△	12,875	同	昭和63年度及び昭和64年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
改定		778,500	—	—	
国営公園整備					
既定		8,376,000	昭和62年度	昭和62年度以降5箇年度以内	
修正減少	△	65,000	同	昭和63年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
改定		8,311,000	—	—	
下水道事業費補助					
既定		94,822,000	昭和62年度	昭和62年度以降5箇年度以内	
修正減少	△	2,193,000	同	昭和63年度及び昭和64年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
改定		92,629,000	—	—	
売上税の創設に伴う下水道事業費補助に係る限度額の増額					
既定		443,000	昭和62年度	昭和63年度	
修正減少	△	443,000	同	同	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
改定		0	—	—	

昭和六十二年一般会計補正予算(第2号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、予算作成後に生じた事由により、第二次の補正を行い、歳出面において、給与改善費、国民健康保険特別交付金、義務的経費等の追加を行う一方、既定経費の節減及び予備費の減額を行い、歳入面において、租税及印紙収入の増収を見込むとともに、前年度剰余金の受入れを行うほか、その他収入の減収を見込み、あわせて公債の減額を行うなど所要の補正措置を講ずるものである。

なお、継続費及び国庫債務負担行為について、売上税が創設されなかつたことに伴い、所要の修正減少を行うこととしている。

本補正の結果、昭和六十二年一般会計歳入歳出予算は次のとおりとなる。(原則として単位未満四捨五入)

歳入	歳出
成立予算	成立予算
補正第2号	補正第2号
追加	追加
修正減少	修正減少
計	計
歳入	歳出
一般会計補正予算の概要は次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)	
1 租税及印紙収入	一、八九三、〇〇〇百万円
2 政府資産整理収入	二、一六二百万円
3 雑収入	四九三、二六五百万円
4 公債金	一、三三二、〇〇〇百万円
5 前年度剰余金受入	一、九三三、九六五百万円
計	二、〇三三、八六一百万円
歳出	
1 災害復旧費の追加	二、三、三一一百万円
(1) 災害復旧等事業費	二、一、九八八百万円
(2) 公立文教施設災害復旧費	三、三三三百万円
2 給与改善費	七六、七〇七百万円

昭和六十三年二月十八日 衆議院会議録第六号 昭和六十二年一般会計補正予算(第2号)及び同報告書 昭和六十二年特別会計補正予算(特第2号)及び同報告書 一四三

3 義務的経費の追加

4 国民健康保険特別交付金

5 食糧管理特別会計へ繰入

6 漁船再保険及漁業共済保険特別会計へ繰入等

7 自動車損害賠償責任再保険特別会計へ繰入

8 国債整理基金特別会計へ繰入

9 地方交付税交付金

10 その他の経費

(1) 国際分担金及び拠出金

(2) 北海道東北開発公庫補給金

(3) 中小企業信用保険公庫出資金

(4) 国民金融公庫補給金

(5) 中小企業金融公庫補給金

(6) 水田農業確立対策費

(7) 大豆及なたね生産者団体等交付金

(8) 補給業救済対策費

(9) さけ・ます漁業協力事業費

(10) 外航船舶建造融資利子補給金

(11) その他

12 既定経費の節減

13 予備費の減額

計

補正予算の可決理由

本補正予算は、予算成立後に生じた事由に基づき、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十三年二月十八日

衆議院議長 原 健三郎殿

昭和六十二年特別会計補正予算(特第2号)

国会に提出する。

昭和六十三年一月二十五日

内閣総理大臣 竹下 登

一三八、三四〇百万円

一〇〇、八〇〇百万円

一一四、五七四百万円

六、九三一百万円

二四三、八〇〇百万円

八八〇、七五六百万円

九〇二、〇五三百万円

一二四、〇八三百万円

八、三五九百万円

五、四九七百万円

一六、二〇〇百万円

二、九八二百万円

一〇、八〇四百万円

三三、〇七七百万円

七、五六七百万円

一、六〇六百万円

一、四三三百万円

一九、〇一六百万円

一七、五四二百万円

四二七、四九四百万円

一五〇、〇〇〇百万円

二、〇三三、八六一百万円

予算委員長 奥田 敬和

予算委員長 奥田 敬和

三

に掲げるとおりとする。

第6条 昭和62年度特別会計予算総則第20条第1項の資金及び積立金の長期運用予定額の規定中、資金運用部資金の一般会計において新たに発行される昭和62年度の国債（昭和62年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律）第2条第1項の規定により発行される国債債権を含む。）に対する運用「2,800,000,000千円」を「3,303,000,000千円」に、資金運用部資金の「国債債権整理基金特別会計法」第5条第1項の規定による起債に充当するための運用「3,184,883,000千円」を「3,681,883,000千円」に改める。

所 管	特 別 会 計	款	項	補 正 額		
				追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)
総理府、大蔵省及 交通商産省	電源開発促進対策 電源多様化勘定 歳 出		電源多様化対策費	0	△ 13,750	△ 13,750

総理府、大蔵省及び自治省	交付税及び譲与税配付金 交付税及び譲与税配付金勘定	入	他 会 計 よ り 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入	902,053,339	0	902,053,339
大 蔵 省 造 幣 局	歳 入	出	租	税	0	$\Delta 183,800,000$	$\Delta 183,800,000$
			借	入	0	$\Delta 230,420,000$	$\Delta 230,420,000$
			入	金	0	$\Delta 230,420,000$	$\Delta 230,420,000$
			歳 入	補 正 額	902,053,339	$\Delta 414,220,000$	487,833,339
大 蔵 省	歳 入	出	地方交付税交付金	地方交付税交付金	671,633,339	0	671,633,339
			歳 出	補 正 額	671,633,339	$\Delta 183,800,000$	$\Delta 183,800,000$
			補助貨幣回収準備資金より受入	補助貨幣回収準備資金より受入	0	$\Delta 82,490$	$\Delta 82,490$
			事業収入	事業収入	0	$\Delta 12,254$	$\Delta 12,254$
大 蔵 省	歳 入	出	雑収入	雑収入	2,480,200	0	2,480,200
			歳 入	補 正 額	2,480,200	$\Delta 94,744$	2,385,456
			事業収入	事業収入	0	$\Delta 12,254$	$\Delta 12,254$
			雑収入	雑収入	2,480,200	0	2,480,200
大 蔵 省	歳 入	出	事業収入	事業収入	2,897,710	$\Delta 12,254$	2,885,456
			雑収入	雑収入	2,897,710	$\Delta 12,254$	2,885,456

印 刷 局		事 業 収 入		事 業 収 入		△ 47,721		△ 47,721	
歳 入	歳 出	事 業 収 入	事 業 収 入	0	0	△ 47,721	△ 47,721	△ 47,721	△ 47,721
国 債 整 理 基 金		他 会 計 よ り 受 入		他 会 計 よ り 受 入		△ 324,805,315		599,092,090	
歳 入	歳 出	公 債 金	公 債 金	1,000,000,000	1,000,000,000	△ 231,055,599	△ 231,055,599	768,944,401	768,944,401
国 債 整 理 基 金		資 産 処 分 収 入		株 式 売 払 収 入		0		3,105,180,000	
歳 入	歳 出	配 当 金 収 入	配 当 金 収 入	3,105,180,000	3,105,180,000	0	0	3,105,180,000	3,105,180,000
国 債 整 理 基 金		運 用 収 入		運 用 収 入		0		11,200,000	
歳 入	歳 出	前 年 度 剩 余 金 受 入	前 年 度 剩 余 金 受 入	11,200,000	11,200,000	0	0	11,200,000	11,200,000
国 債 整 理 基 金		雑 収 入		雑 収 入		0		38,209,588	
歳 入	歳 出	歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額	38,209,588	38,209,588	0	0	38,209,588	38,209,588
国 債 整 理 基 金		前 年 度 剩 余 金 受 入		前 年 度 剩 余 金 受 入		0		17,001,307	
歳 入	歳 出	雑 収 入	雑 収 入	17,001,307	17,001,307	0	0	17,001,307	17,001,307
国 債 整 理 基 金		歳 入 補 正 額		歳 入 補 正 額		0		1,579,495	
歳 入	歳 出	歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額	1,579,495	1,579,495	0	0	1,579,495	1,579,495
国 債 整 理 基 金		歳 入 補 正 額		歳 入 補 正 額		△ 555,860,914		4,536,206,881	
歳 入	歳 出	歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額	5,092,067,745	5,092,067,745	△ 555,860,914	△ 555,860,914	4,536,206,881	4,536,206,881
国 債 整 理 基 金		歳 入 補 正 額		歳 入 補 正 額		△ 554,281,473		2,213,881,612	
歳 入	歳 出	歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額	2,768,168,085	2,768,168,085	△ 554,281,473	△ 554,281,473	2,213,881,612	2,213,881,612
国 債 整 理 基 金		歳 入 補 正 額		歳 入 補 正 額		0		19,864,341	
歳 入	歳 出	歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額	19,864,341	19,864,341	0	0	19,864,341	19,864,341
国 債 整 理 基 金		歳 入 補 正 額		歳 入 補 正 額		0		19,864,341	
歳 入	歳 出	歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額	19,864,341	19,864,341	0	0	19,864,341	19,864,341

文 部 省	国 立 学 校	入	他 会 計 よ り 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入	6,144,367	△ 8,404,637	△ 2,260,270
歳 出	歳 入	運 用 収 入	運 用 収 入	運 用 収 入	53,360,127	0	53,360,127
		雑 収 入	雑 収 入	雑 収 入	2,096	0	2,096
		歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額	73,226,564	0	73,226,564
		事 務 取 扱 費	事 務 取 扱 費	事 務 取 扱 費	0	△ 9,160	△ 9,160
		諸 支 出 金	諸 支 出 金	諸 支 出 金	1,019,399	△ 10,727	1,009,172
		国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 へ 繰 入	国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 へ 繰 入	国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 へ 繰 入	43,141,806	△ 238	43,141,568
		予 備 費	予 備 費	予 備 費	0	△ 175,000,000	△ 175,000,000
		歳 出 補 正 額	歳 出 補 正 額	歳 出 補 正 額	44,161,705	△ 175,020,125	△ 130,858,420
文 部 省	国 立 学 校	入	他 会 計 よ り 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入	6,144,367	△ 8,404,637	△ 2,260,270
歳 出	歳 入	運 用 収 入	運 用 収 入	運 用 収 入	53,360,127	0	53,360,127
		雑 収 入	雑 収 入	雑 収 入	2,096	0	2,096
		歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額	73,226,564	0	73,226,564
		事 務 取 扱 費	事 務 取 扱 費	事 務 取 扱 費	0	△ 9,160	△ 9,160
		諸 支 出 金	諸 支 出 金	諸 支 出 金	1,019,399	△ 10,727	1,009,172
		国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 へ 繰 入	国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 へ 繰 入	国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 へ 繰 入	43,141,806	△ 238	43,141,568
		予 備 費	予 備 費	予 備 費	0	△ 175,000,000	△ 175,000,000
		歳 出 補 正 額	歳 出 補 正 額	歳 出 補 正 額	44,161,705	△ 175,020,125	△ 130,858,420
文 部 省	国 立 学 校	入	他 会 計 よ り 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入	6,144,367	△ 8,404,637	△ 2,260,270
歳 出	歳 入	運 用 収 入	運 用 収 入	運 用 収 入	53,360,127	0	53,360,127
		雑 収 入	雑 収 入	雑 収 入	2,096	0	2,096
		歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額	73,226,564	0	73,226,564
		事 務 取 扱 費	事 務 取 扱 費	事 務 取 扱 費	0	△ 9,160	△ 9,160
		諸 支 出 金	諸 支 出 金	諸 支 出 金	1,019,399	△ 10,727	1,009,172
		国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 へ 繰 入	国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 へ 繰 入	国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 へ 繰 入	43,141,806	△ 238	43,141,568
		予 備 費	予 備 費	予 備 費	0	△ 175,000,000	△ 175,000,000
		歳 出 補 正 額	歳 出 補 正 額	歳 出 補 正 額	44,161,705	△ 175,020,125	△ 130,858,420
文 部 省	国 立 学 校	入	他 会 計 よ り 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入	6,144,367	△ 8,404,637	△ 2,260,270
歳 出	歳 入	運 用 収 入	運 用 収 入	運 用 収 入	53,360,127	0	53,360,127
		雑 収 入	雑 収 入	雑 収 入	2,096	0	2,096
		歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額	73,226,564	0	73,226,564
		事 務 取 扱 費	事 務 取 扱 費	事 務 取 扱 費	0	△ 9,160	△ 9,160
		諸 支 出 金	諸 支 出 金	諸 支 出 金	1,019,399	△ 10,727	1,009,172
		国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 へ 繰 入	国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 へ 繰 入	国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 へ 繰 入	43,141,806	△ 238	43,141,568
		予 備 費	予 備 費	予 備 費	0	△ 175,000,000	△ 175,000,000
		歳 出 補 正 額	歳 出 補 正 額	歳 出 補 正 額	44,161,705	△ 175,020,125	△ 130,858,420
文 部 省	国 立 学 校	入	他 会 計 よ り 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入	6,144,367	△ 8,404,637	△ 2,260,270
歳 出	歳 入	運 用 収 入	運 用 収 入	運 用 収 入	53,360,127	0	53,360,127
		雑 収 入	雑 収 入	雑 収 入	2,096	0	2,096
		歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額	73,226,564	0	73,226,564
		事 務 取 扱 費	事 務 取 扱 費	事 務 取 扱 費	0	△ 9,160	△ 9,160
		諸 支 出 金	諸 支 出 金	諸 支 出 金	1,019,399	△ 10,727	1,

船員保険 歳入	保険 歳入	健康施設 歳出補正額	健康施設		△	△
			8,716	△		
0	0	606,967	283,436	283,436	△	8,716
0	0	13,340	610,989	4,022	△	△
0	0	13,340	22,235	22,235	△	△
0	0	22,595	360	360	△	△
0	0	22,595	22,595	22,595	△	△
2,039,607	2,039,607	0	0	2,039,607	△	2,039,607
5,366,084	5,366,084	627,749	4,738,335	4,738,335	△	4,738,335
7,405,691	7,405,691	627,749	6,777,942	6,777,942	△	6,777,942
7,505,691	7,505,691	587,976	6,917,715	6,917,715	△	6,917,715
0	0	26,549	26,549	26,549	△	△
0	0	13,224	13,224	13,224	△	△
0	0	100,000	100,000	100,000	△	△
7,505,691	7,505,691	727,749	6,777,942	6,777,942	△	6,777,942
1,947,167	1,947,167	298,718	1,648,449	1,648,449	△	1,648,449

昭和六十三年二月十八日 衆議院會議録第六号 昭和六十二年度特別会計補正予算(特第2号)及び同報告書

一五〇

歳 出	歳 出 補 正 額	△	298,718	△	1,648,449
一般会計より受入	1,947,167	△	298,718	△	1,648,449
療養所経営費	1,947,167	△	261,487	△	1,685,680
看護婦等養成費	0	△	25,526	△	25,526
施設整備費	0	△	11,705	△	11,705
歳出補正額	1,947,167	△	298,718	△	1,648,449
国民年金勘定					
国民年金勘定出	0	△	88,335	△	88,335
福祉施設費等業務勘定へ繰入	0	△	88,335	△	88,335
歳入	946,131	△	254,831	△	691,300
一般会計より受入	946,131	△	254,831	△	691,300
一般会計より受入	0	△	88,335	△	88,335
国民年金勘定より受入	0	△	88,335	△	88,335
歳入補正額	946,131	△	343,166	△	602,965
農業					
農業出	946,131	△	254,769	△	691,362
業務取扱費	946,131	△	254,769	△	691,362
施設整備費	0	△	62	△	62
福祉施設費	0	△	88,335	△	88,335
歳出補正額	946,131	△	343,166	△	602,965
食糧管理勘定					
食糧管理勘定入	0	△	84,535,648	△	84,535,648
食糧管理収入	0	△	84,535,648	△	84,535,648
国内米売払代	114,573,581	0	0	△	114,573,581
一般会計より受入	114,573,581	0	0	△	114,573,581
農林水産省					

昭和六十三年二月十八日 衆議院會議録第六号 昭和六十二年度特別会計補正予算(特第2号)及び同報告書

一五二

[illegible]

昭和六十二年二月十八日 衆議院會議録第六号 昭和六十二年度特別会計補正予算(特第2号)及び同報告書

歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出
雑 収 入	雑 収 入	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	雑 収 入	雑 収 入	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	雑 収 入	雑 収 入
423,929	423,929	966,088	966,088	0	0	966,088	966,088	423,929	423,929
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額
14,098,907	14,098,907	17,288,678	17,288,678	3,189,771	3,189,771	3,189,771	3,189,771	3,189,771	3,189,771
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事 務 費	事 務 費	サ イ ト 及 倉 庫 運 営 費	サ イ ト 及 倉 庫 運 営 費	249,453	249,453	249,453	249,453	249,453	249,453
0	0	22,179	22,179	22,179	22,179	22,179	22,179	22,179	22,179
0	0	918,139	918,139	918,139	918,139	918,139	918,139	918,139	918,139
0	0	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
0	0	3,189,771	3,189,771	3,189,771	3,189,771	3,189,771	3,189,771	3,189,771	3,189,771
歳 出 補 正 額	歳 出 補 正 額	歳 出 補 正 額	歳 出 補 正 額	歳 出 補 正 額	歳 出 補 正 額	歳 出 補 正 額	歳 出 補 正 額	歳 出 補 正 額	歳 出 補 正 額
187,673,573	187,673,573	14,493,085	14,493,085	173,180,488	173,180,488	173,180,488	173,180,488	173,180,488	173,180,488
0	0	14,483,085	14,483,085	173,180,488	173,180,488	173,180,488	173,180,488	173,180,488	173,180,488
食糧証券及借入金収入	食糧証券及借入金収入	食糧証券及借入金収入	食糧証券及借入金収入	721,500,000	721,500,000	721,500,000	721,500,000	721,500,000	721,500,000
0	0	721,500,000	721,500,000	721,500,000	721,500,000	721,500,000	721,500,000	721,500,000	721,500,000
歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額
187,673,573	187,673,573	735,993,085	735,993,085	548,319,512	548,319,512	548,319,512	548,319,512	548,319,512	548,319,512
0	0	6,953,413	6,953,413	6,953,413	6,953,413	6,953,413	6,953,413	6,953,413	6,953,413
0	0	541,366,099	541,366,099	541,366,099	541,366,099	541,366,099	541,366,099	541,366,099	541,366,099
0	0	548,319,512	548,319,512	548,319,512	548,319,512	548,319,512	548,319,512	548,319,512	548,319,512
歳 出 補 正 額	歳 出 補 正 額	歳 出 補 正 額	歳 出 補 正 額	歳 出 補 正 額	歳 出 補 正 額	歳 出 補 正 額	歳 出 補 正 額	歳 出 補 正 額	歳 出 補 正 額
6,750,970	6,750,970	4,558,413	4,558,413	2,192,457	2,192,457	2,192,457	2,192,457	2,192,457	2,192,457
漁業共済保険収入	漁業共済保険収入	漁業共済保険収入	漁業共済保険収入	漁業共済保険収入	漁業共済保険収入	漁業共済保険収入	漁業共済保険収入	漁業共済保険収入	漁業共済保険収入
6,750,970	6,750,970	4,558,413	4,558,413	2,192,457	2,192,457	2,192,457	2,192,457	2,192,457	2,192,457
漁船再保険及漁業共済保 険	漁船再保険及漁業共済保 険	漁船再保険及漁業共済保 険	漁船再保険及漁業共済保 険	漁船再保険及漁業共済保 険	漁船再保険及漁業共済保 険	漁船再保険及漁業共済保 険	漁船再保険及漁業共済保 険	漁船再保険及漁業共済保 険	漁船再保険及漁業共済保 険
6,750,970	6,750,970	4,558,413	4,558,413	2,192,457	2,192,457	2,192,457	2,192,457	2,192,457	2,192,457

昭和六十三年二月十八日 衆議院會議録第六号 昭和六十二年度特別会計補正予算(特第2号)及び同報告書

運輸省	自動車損害賠償責任再保険	歳出	事業収入	0	△	108,281	△	108,281
	保険勘定入	他会計より受入	一般会計より受入	238,100,000	0	0	238,100,000	238,100,000
	238,100,000	238,100,000	0	0	0	0	238,100,000	238,100,000
	保障勘定入	他会計より受入	一般会計より受入	5,700,000	0	0	5,700,000	5,700,000
	5,700,000	5,700,000	0	0	0	0	5,700,000	5,700,000
郵政省	郵政事業入	業務収入	業務収入	728,154	△	898,506	△	170,352
		業務収入	業務収入	0	△	357,784	△	357,784
		業務収入	業務収入	0	△	540,722	△	540,722
		業務収入	業務収入	728,154	0	0	728,154	728,154
		業務収入	業務収入	22,494,718	0	0	22,494,718	22,494,718
		業務収入	業務収入	22,494,718	0	0	22,494,718	22,494,718
		業務収入	業務収入	0	△	1,600,000	△	1,600,000
		業務収入	業務収入	0	△	1,600,000	△	1,600,000
		業務収入	業務収入	28,222,872	△	2,498,506	20,724,366	20,724,366
		業務収入	業務収入	206,559	△	1,976,911	△	1,770,352
		業務収入	業務収入	22,494,718	0	0	22,494,718	22,494,718
		業務収入	業務収入	22,701,277	△	1,976,911	20,724,366	20,724,366

丁号 国庫債務負担行為補正

[illegible]

所 管	特 別 会 計	事 項	限 度 額 (千円)	行 為 年 度	国 庫 の 負 担 率	事 由
総理府、大蔵省 及び通商産業省	電源開発促進対 策 電源多様化勘 定	動力炉・核燃料開発 事業団出資 既 定 修正減少 改 定	77,027,395 8,667,995 78,859,900	昭 和 62 年 度 同 —	昭和 62 年度 以 降 5 箇年度 以 内 昭和 63 年 度 以 降 4 箇年度 以 内 —	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要が あるため
		売上税の創設に伴う 動力炉・核燃料開発 事業団出資（昭和 69 年度）に係る限度額 の増額 既 定 修正減少 改 定	668,945 668,945 0	昭 和 62 年 度 同 —	昭 和 63 年 度 同 —	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要が あるため

法 務 省	登 記 局	施 設 備 定	既 定	昭 和 62 年 度	昭 和 62 年 度 以 降 5 箇 年 度 以 内	売 上 税 が 創 設 さ れ な か っ た こ と に 伴 い、限 度 額 を 減 額 す る 必 要 が あ る た め
大 蔵 省	印 刷 局	売 上 税 の 創 設 に 伴 う 動 力 炉・核 燃 料 開 発 事 業 団 出 資 (昭 和 60 年 度) に 係 る 限 度 額 の 増 額	既 定	2,805,883	昭 和 62 年 度 以 降 5 箇 年 度 以 内	売 上 税 が 創 設 さ れ な か っ た こ と に 伴 い、限 度 額 を 減 額 す る 必 要 が あ る た め
		修 正 減 少	△	2,805,883	同	
		改 定	0	—	—	
		既 定	1,557,687	昭 和 62 年 度	昭 和 63 年 度 以 降 3 箇 年 度 以 内	
		修 正 減 少	△	1,557,687	同	売 上 税 が 創 設 さ れ な か っ た こ と に 伴 い、限 度 額 を 減 額 す る 必 要 が あ る た め
		改 定	0	—	—	
		既 定	2,210,382	昭 和 62 年 度	昭 和 62 年 度 以 降 3 箇 年 度 以 内	
		修 正 減 少	△	105,256	昭 和 63 年 度 及 び 昭 和 64 年 度	
		改 定	2,105,126	—	—	売 上 税 が 創 設 さ れ な か っ た こ と に 伴 い、限 度 額 を 減 額 す る 必 要 が あ る た め
		既 定	100,000	昭 和 62 年 度	昭 和 62 年 度 及 び 昭 和 63 年 度	
		修 正 減 少	△	4,762	昭 和 63 年 度	
		改 定	95,238	—	—	
		施 設 既 定	1,772,000	昭 和 62 年 度	昭 和 62 年 度 及 び 昭 和 63 年 度	売 上 税 が 創 設 さ れ な か っ た こ と に 伴 い、限 度 額 を 減 額 す る 必 要 が あ る た め

大蔵省及び建設省	特定国有財産整備	特定施設整備	修正減少 改定	△	昭和62年度 —	昭和63年度 —	
文 部 省	国立学校	科学衛星及びロケット製作	修正減少 改定	84,381 1,687,619	昭和62年度 —	昭和63年度 —	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
			既定	40,777,991	昭和62年度	昭和62年度及び昭和63年度	
			修正減少 改定	1,772,257 89,005,734	同	昭和63年度 —	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
			既定	338,766	昭和62年度	昭和63年度	
			修正減少 改定	338,766 0	同	同	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
			既定	7,650,185	昭和62年度	昭和62年度及び昭和63年度	
			修正減少 改定	364,295 7,285,900	同	昭和63年度 —	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
			既定	187,800	昭和62年度	昭和63年度	
			修正減少 改定	197,800 0	同	同	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
			既定	85,469,040	昭和62年度	昭和62年度以降4箇年度以内	
大蔵省及び建設省	特定国有財産整備	特定施設整備	修正減少 改定	2,484,240 82,984,900	同	昭和63年度以内 —	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
			既定				

農 林 水 産 省	食 糧 管 理 業 務 勘 定	施 設 整 備	売上税の創設に伴う施設整備に係る限度額の増額		昭和62年度及び昭和63年度	昭和62年度及び昭和63年度及び昭和64年度以内	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
			既 定	修正減少改定			
厚 生 省	国 立 病 院 勘 定	国立病院特別施設整備	168,614	△ 166,614	昭和62年度及び昭和63年度	昭和62年度及び昭和63年度及び昭和64年度以内	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
			0	0	同	同	
			10,815,000	△ 515,000	昭和62年度	昭和62年度以降3箇年度以内	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
			10,800,000	△ 10,800,000	同	同	
厚 生 省	国 立 病 院 勘 定	国立病院特別施設整備	18,670,000	△ 889,048	昭和62年度	昭和62年度及び昭和63年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
			17,780,952	△ 17,780,952	同	同	
			500,000	△ 23,810	昭和62年度	昭和62年度及び昭和63年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
			476,190	△ 476,190	同	同	
農 林 水 産 省	食 糧 管 理 業 務 勘 定	国立療養所特別施設整備	15,810,000	△ 752,857	昭和62年度	昭和62年度及び昭和63年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
			15,057,148	△ 15,057,148	同	同	
			15,810,000	△ 752,857	昭和62年度	昭和62年度及び昭和63年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
			15,057,148	△ 15,057,148	同	同	

国有林野事業 国有林野事業 勘定	既定	156,000	昭和62年度	昭和62年度及 昭和63年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
	修正減少 改定	△ 7,429 148,571	同 —	—	
低額林等地としらえ 事業	既定	99,420	昭和62年度	昭和62年度及 昭和63年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
	修正減少 改定	△ 4,735 94,685	同 —	—	
国営かんがい、排水事 業	既定	630,000	昭和62年度	昭和62年度及 昭和63年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
	修正減少 改定	△ 30,000 600,000	同 —	—	
村山北部農業水利 事業鶴巻田頭首工 建設工事	既定	147,000	昭和62年度	昭和62年度及 昭和63年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
	修正減少 改定	△ 7,000 140,000	同 —	—	
会津北部農業水利 事業大松沢第1号 橋建設工事	既定	68,125	昭和62年度	昭和63年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
	修正減少 改定	△ 68,125 0	同 —	—	

売上税の創設に伴う会津北部農業水利事業日中ダム係四期建設工事に係る限度額の増額	既 定 修正減少 改 定	△ 28,925 0	昭 和 62 年 度 同 —	昭 和 63 年 度 同 —	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要があるため
浅瀬石川農業水利事業二庄内ダム建設工事	既 定 修正減少 改 定	△ 225,000 4,500,000	昭 和 62 年 度 同 —	昭和62年度以降3箇年度以内 昭 和 64 年 度 —	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要があるため
迫川上流農業水利事業菅沼ダム第三期建設工事	既 定 修正減少 改 定	△ 275,000 5,500,000	昭 和 62 年 度 同 —	昭和62年度以降3箇年度以内 昭 和 64 年 度 —	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要があるため
山王海農業水利事業丸ダム第二期建設工事	既 定 修正減少 改 定	△ 145,000 2,900,000	昭 和 62 年 度 同 —	昭和62年度以降8箇年度以内 昭 和 64 年 度 —	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要があるため
山王海農業水利事業山王海等水陸道建設工事	既 定	788,000	昭 和 62 年 度	昭和62年度以降3箇年度以内	

修正減少 改定	△	昭 和 62 年 度	昭 和 64 年 度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
会津宮川農業水利 事業宮川隧道建設 工事	38,000 750,000	—	—	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
既 定	525,000	昭 和 62 年 度	昭 和 62 年 度 以 降 3 箇年度以内	
修正減少 改定	△ 25,000 500,000	同 —	—	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
売上税の創設に伴 う会津宮川農業水 利事業新宮川ダム 付普通道路第2号隧 道建設工事に係る 限度額の増額	既 定 38,250	昭 和 62 年 度	昭 和 63 年 度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少 改定	△ 38,250 0	同 —	同 —	
田沢疏水農業水利 事業右岸幹線愛宕 隧道第二期建設工 事	既 定 504,000	昭 和 62 年 度	昭 和 62 年 度 及 び 昭 和 63 年 度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少 改定	△ 24,000 480,000	同 —	—	
田沢疏水農業水利 事業右岸幹線神代 取水工建設工事	既 定 281,000	昭 和 62 年 度	昭 和 62 年 度 及 び 昭 和 63 年 度	
修正減少 改定	△ 11,000 220,000	同 —	昭 和 63 年 度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため

売上税の創設に伴う田沢ダム農業用水変換工事関係の増額	既 定 修正減少 改 定	△ 24,000 0	昭和62年度 同 —	昭和63年度 同 —	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要があるため
売上税の創設に伴う新庄農業用水関係の増額	既 定 修正減少 改 定	△ 95,500 0	昭和62年度 同 —	昭和65年度 同 —	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要があるため
田沢ダム農業用水変換工事関係の増額	既 定 修正減少 改 定	△ 1,638,000 78,000 1,560,000	昭和62年度 同 —	昭和62年度以降4箇年度以内 昭和65年度 —	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要があるため
売上税の創設に伴う大田農業用水関係の増額	既 定 修正減少 改 定	△ 35,438 35,438 0	昭和62年度 同 —	昭和64年度 同 —	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要があるため
田沢ダム農業用水変換工事関係の増額	既 定	473,000	昭和62年度	昭和62年度及び昭和63年度	

修正減少 改定	△	28,000 450,000	昭和62年度 —	昭和63年度 —	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
売上税の創設に伴う灌漑用水利用事業の増額					
既定		51,250	昭和62年度	昭和64年度	
修正減少 改定	△	51,250 0	同 —	同 —	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
売上税の創設に伴う新津田揚水機場事業の増額					
既定		28,888	昭和62年度	昭和63年度	
修正減少 改定	△	28,888 0	同 —	同 —	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
農業水利事業の増額					
既定		599,000	昭和62年度	昭和62年度及び昭和63年度	
修正減少 改定	△	29,000 670,000	同 —	昭和63年度 —	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
売上税の創設に伴う農業水利事業の増額					
既定		214,100	昭和62年度	昭和64年度	
修正減少 改定	△	214,100 0	同 —	同 —	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため

西蒲原排水農業水 利事業農道上隧道第 三期建設工事	既 定	956,000	昭 和 62 年 度	昭和62年度及 び昭和63年度	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少 改 定	△	46,000	同	昭和68年度	
910,000					
西蒲原排水農業水 利事業農道上隧道第 三期建設工事	既 定	620,000	昭 和 62 年 度	昭和62年度以 降3箇年度以内	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少 改 定	△	30,000	同	昭和64年度	
590,000					
売上税の創設に伴 う西蒲原排水農業 水利事業農道上隧道 第二期建設工事に係 る限度額の増額	既 定	115,713	昭 和 62 年 度	昭和65年度	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少 改 定	△	115,713	同	同	
0					
瀬川下流農業水 利事業農道上隧道 第二期建設工事	既 定	6,899,000	昭 和 62 年 度	昭和62年度以 降5箇年度以内	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少 改 定	△	329,000	同	昭和66年度	
6,570,000					
売上税の創設に伴 う瀬川下流農業水 利事業農道上隧道 第二期建設工事に係 る限度額の増額	既 定	21,500	昭 和 62 年 度	昭和68年度	

修正減少 改定	△	21,500 0	昭和62年度 —	昭和63年度 —	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
豊川総合用水農業 水利事業大原調整 池建設工事	既定	1,786,000	昭和62年度	昭和62年度以 降5箇年度以内	
修正減少 改定	△	86,000 1,710,000	同 —	昭和66年度 —	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
豊川総合用水農業 水利事業宮ヶ池調 整池建設工事	既定	709,000	昭和62年度	昭和62年度以 降4箇年度以内	
修正減少 改定	△	34,000 675,000	同 —	昭和65年度 —	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
豊川総合用水農業 水利事業狭川等 水路第二期建設工 事	既定	709,000	昭和62年度	昭和62年度以 降4箇年度以内	
修正減少 改定	△	34,000 675,000	同 —	昭和65年度 —	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
売上税の創設に伴 う豊川総合用水農 業水利事業第二期 建設工事の増額	既定	75,675	昭和62年度	昭和63年度	
修正減少 改定	△	75,675 0	同 —	同 —	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため

売上税の創設に伴う豊川総合用水農水路事業大川瀬導水路建設工事に係る限度額の増額	既 定	54,000	昭和 62 年度	昭和 64 年度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少	△	54,000	同	同	
改 定	0		—	—	
尾張西部農業水利事業日光川河口排水機場建設工事	既 定	735,000	昭和 62 年度	昭和 62 年度及び昭和 63 年度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少	△	35,000	同	—	
改 定	700,000		—	—	
東播磨川代々門扉建設工事	既 定	943,000	昭和 62 年度	昭和 62 年度以降 3 箇年度以内	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少	△	45,000	同	—	
改 定	898,000		—	—	
東播磨川瀬ダム門扉建設工事	既 定	457,000	昭和 62 年度	昭和 62 年度及び昭和 63 年度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少	△	22,000	同	昭和 63 年度	
改 定	435,000		—	—	
東播磨川瀬導水路事業大川瀬建設工事	既 定	309,000	昭和 62 年度	昭和 62 年度以降 3 箇年度以内	

昭和六十三年二月十八日 衆議院会議録第六号 昭和六十二年度特別会計補正予算(第三号)及び同報告書

一四〇

修正減少 改定	△ 15,000 294,000	昭和62年度 —	昭和64年度 —	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
売上税の創設に伴う東播磨大川瀬ダム第二期建設工事に係る限度額の増額				
既定	27,150	昭和62年度	昭和63年度	
修正減少 改定	△ 27,150 0	同 —	同 —	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
日野川農業水利事業補正第二期建設工事				
既定	3,602,000	昭和62年度	昭和62年度以降3箇年度以内	
修正減少 改定	△ 172,000 3,430,000	同 —	昭和64年度 —	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
売上税の創設に伴う南紀用水農業水利事業島ノ瀬ダム建設工事に係る限度額の増額				
既定	71,388	昭和62年度	昭和63年度	
修正減少 改定	△ 71,388 0	同 —	同 —	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
売上税の創設に伴う南予農業水利事業南予陸道建設工事に係る限度額の増額				
既定	12,888	昭和62年度	昭和63年度	
修正減少 改定	△ 12,888 0	同 —	同 —	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため

東伯農業水利事業 西高尾ダム建設工 事	既 定	5,922,000	昭 和 62 年 度	昭和 62 年度 以 降 5 箇年度以内	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要が あるため
修正減 少	△	282,000	同	昭 和 66 年 度	
改 定		5,640,000	—	—	
上場農業水利事業 松浦川揚水機場第 二期建設工事	既 定	630,000	昭 和 62 年 度	昭和 62 年度 及 び 昭 和 63 年 度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要が あるため
修正減 少	△	80,000	同	昭 和 63 年 度	
改 定		600,000	—	—	
上場農業水利事業 松浦川揚水機場受 電施設建設工事	既 定	210,000	昭 和 62 年 度	昭和 62 年度 及 び 昭 和 63 年 度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要が あるため
修正減 少	△	10,000	同	昭 和 63 年 度	
改 定		200,000	—	—	
売上税の創設に伴 う上場農業水利事 業の増額	既 定	35,250	昭 和 62 年 度	昭 和 63 年 度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要が あるため
修正減 少	△	35,250	同	同	
改 定		0	—	—	
売上税の創設に伴 う上場農業水利事 業の増額	既 定	35,000	昭 和 62 年 度	昭 和 63 年 度	

昭和六十三年二月十八日 衆議院会議録第六号 昭和六十一年度特別会計補正予算(第二号)及び同報告書

一七二

修正減少 改定	△	35,000	昭和62年度 —	昭和63年度 —	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要があるため
売上税の創設に伴う松浦川幹線用水路建設工事の増額		0			
既定	△	25,000	昭和62年度 同	昭和63年度 同	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少 改定		25,000	—	—	
筑後川下流白石農 業水利事業有明建設 工事		0			
既定		688,000	昭和62年度	昭和62年度及 び昭和63年度	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少 改定	△	33,000	同	昭和63年度 —	
池田台地農業水利 事業東部幹線建設 工事		650,000	—	—	
既定		567,000	昭和62年度	昭和62年度及 び昭和63年度	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少 改定	△	27,000	同	昭和63年度 —	
売上税の創設に伴う利根川幹線用水路建設工事の増額		540,000	—	—	
既定		18,000	昭和62年度	昭和63年度	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少 改定	△	13,000	同	同	
		0	—	—	

大野山流農業水利事業大塚ダム建設工事	既 定	2,174,000	昭 和 62 年 度	昭和 62 年度 以降 3 箇年度以内	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
改正 減少 定	△	104,000	同	昭 和 64 年 度	
改 定	2,070,000				
売上税の創設に伴う国債の増額	既 定	18,600	昭 和 62 年 度	昭 和 63 年 度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
改正 減少 定	△	18,600	同	同	
改 定	0				
国営農用地開発事業	既 定	767,000	昭 和 62 年 度	昭和 62 年度 以降 3 箇年度以内	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
飯山開拓建設事業	改正 減少 定	37,000	同	昭 和 64 年 度	
飯山幹線第 1 号橋梁上部工建設工事	改 定	730,000			
売上税の創設に伴う国債の増額	既 定	44,275	昭 和 62 年 度	昭 和 64 年 度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
改正 減少 定	△	44,275	同	同	
改 定	0				
売上税の創設に伴う国債の増額	既 定	180,250	昭 和 62 年 度	昭 和 65 年 度	

修正減少 改定	△ 180,250 0	昭和62年度 —	昭和65年度 —	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
売上税の創設に伴う農用地開発事業に係る限度額の増額	既 定 16,125	昭和62年度	昭和63年度	
修正減少 改定	△ 16,125 0	同	同	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
北海道国営かんがい排水事業 北空知農業水利事業 北空知道庁首工門扉建設工事	既 定 986,000	昭和62年度	昭和62年度以降3箇年度以内	
修正減少 改定	△ 46,000 820,000	同	昭和64年度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
売上税の創設に伴う北空知農業水利事業建設工事に係る限度額の増額	既 定 73,750	昭和62年度	昭和64年度	
修正減少 改定	△ 73,750 0	同	同	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
売上税の創設に伴う千歳農業水利事業千歳排水機場建設工事に係る限度額の増額	既 定 26,550	昭和62年度	昭和64年度	
修正減少 改定	△ 26,550 0	同	同	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため

沖繩国営かんがい排水事業	既 定	5,250,000	昭 和 62 年 度	昭和62年度以降3箇年度以内	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
宮良川農業水利事業底層ダム第二期建設工事	修正減少 改 定	△ 250,000 5,000,000	同 —	昭和64年度	
受託工事	既 定	798,000	昭 和 62 年 度	昭和62年度及び昭和63年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
会津北部農業水利事業大谷沢第1号橋建設工事	修正減少 改 定	△ 38,000 760,000	同 —	昭和63年度	
売上税の創設に伴う会津北部農業水利事業大谷沢第1号橋建設工事に係る限度額の増額	既 定	67,450	昭 和 62 年 度	昭和63年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少 改 定	△ 67,450 0	同 —			
売上税の創設に伴う会津北部農業水利事業大谷沢第1号橋建設工事に係る限度額の増額	既 定	29,825	昭 和 62 年 度	昭和63年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少 改 定	△ 29,825 0	同 —			

売上税の創設に伴う農業用水利事業関係の増額	既 定	39,000	昭 和 62 年 度	昭 和 64 年 度	売上税が創設されたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
売上税の創設に伴う農業用水利事業関係の増額	修正減少	39,000	同	同	
売上税の創設に伴う農業用水利事業関係の増額	改 定	0	—	—	
売上税の創設に伴う農業用水利事業関係の増額	既 定	6,975	昭 和 62 年 度	昭 和 63 年 度	売上税が創設されたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
売上税の創設に伴う農業用水利事業関係の増額	修正減少	6,975	同	同	
売上税の創設に伴う農業用水利事業関係の増額	改 定	0	—	—	
豊川総合用水農業用水利事業大原調整池建設工事	既 定	2,195,000	昭 和 62 年 度	昭和62年度以降5箇年度以内	売上税が創設されたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
豊川総合用水農業用水利事業大原調整池建設工事	修正減少	105,000	同	昭 和 66 年 度	
豊川総合用水農業用水利事業大原調整池建設工事	改 定	2,090,000	—	—	
豊川総合用水農業用水利事業大原調整池建設工事	既 定	867,000	昭 和 62 年 度	昭和62年度以降4箇年度以内	売上税が創設されたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
豊川総合用水農業用水利事業大原調整池建設工事	修正減少	42,000	同	昭 和 65 年 度	
豊川総合用水農業用水利事業大原調整池建設工事	改 定	825,000	—	—	
豊川総合用水農業用水利事業大原調整池建設工事	既 定	867,000	昭 和 62 年 度	昭和62年度以降4箇年度以内	売上税が創設されたことに伴い、限度額を減額する必要があるため

修正減少 改定	△ 42,000 825,000	同 —	昭和65年度 —	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
売上税の創設に伴う豊川総合用水農業水利事業第二期建設工事の増額	既定 修正減少 改定	昭和62年度 同 —	昭和63年度 同 —	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
売上税の創設に伴う豊川総合用水農業水利事業第二期建設工事の増額	既定 修正減少 改定	昭和62年度 同 —	昭和64年度 同 —	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
東播磨用水農業水利事業川代ダム工事建設工事	既定 修正減少 改定	昭和62年度 同 —	昭和62年度以降3箇年度以内 昭和64年度 —	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
東播磨用水農業水利事業大川瀬ダム工事建設工事	既定 修正減少 改定	昭和62年度 同 —	昭和62年度及び昭和63年度 昭和63年度 —	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため

事業年度	事業内容	事業費(千円)	事業年度	事業内容	事業費(千円)
昭和62年度	東播用水利事業大川瀬工事	303,000	昭和62年度以降3箇年度以内	東播用水利事業大川瀬工事	303,000
昭和62年度	東播用水利事業大川瀬工事	15,000	昭和62年度以降3箇年度以内	東播用水利事業大川瀬工事	15,000
昭和62年度	東播用水利事業大川瀬工事	288,000	昭和62年度以降3箇年度以内	東播用水利事業大川瀬工事	288,000
昭和62年度	東播用水利事業大川瀬工事	26,600	昭和62年度以降3箇年度以内	東播用水利事業大川瀬工事	26,600
昭和62年度	東播用水利事業大川瀬工事	0	昭和62年度以降3箇年度以内	東播用水利事業大川瀬工事	0
昭和62年度	東播用水利事業大川瀬工事	1,900	昭和62年度以降3箇年度以内	東播用水利事業大川瀬工事	1,900
昭和62年度	東播用水利事業大川瀬工事	1,900	昭和62年度以降3箇年度以内	東播用水利事業大川瀬工事	1,900
昭和62年度	東播用水利事業大川瀬工事	0	昭和62年度以降3箇年度以内	東播用水利事業大川瀬工事	0
昭和62年度	東播用水利事業大川瀬工事	19,558,627	昭和62年度以降3箇年度以内	東播用水利事業大川瀬工事	19,558,627
昭和62年度	東播用水利事業大川瀬工事	848,149	昭和62年度以降3箇年度以内	東播用水利事業大川瀬工事	848,149
昭和62年度	東播用水利事業大川瀬工事	18,710,478	昭和62年度以降3箇年度以内	東播用水利事業大川瀬工事	18,710,478
昭和62年度	東播用水利事業大川瀬工事	14,817,000	昭和62年度以降3箇年度以内	東播用水利事業大川瀬工事	14,817,000
昭和62年度	東播用水利事業大川瀬工事	282,000	昭和62年度以降3箇年度以内	東播用水利事業大川瀬工事	282,000
昭和62年度	東播用水利事業大川瀬工事	14,585,000	昭和62年度以降3箇年度以内	東播用水利事業大川瀬工事	14,585,000

港湾改修事業費補助	既 定	9,389,000	昭 和 62 年 度	昭和 62 年 度 及 昭 和 63 年 度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
	修 正 減 少 改 定	△ 299,000	同	—	
	既 定	9,640,000	—	—	
港湾環境整備事業費補助	既 定	1,132,000	昭 和 62 年 度	昭和 62 年 度 及 昭 和 63 年 度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
	修 正 減 少 改 定	△ 42,000	同	—	
	既 定	1,090,000	—	—	
沖繩直轄港湾改修事業	既 定	1,703,000	昭 和 62 年 度	昭和 62 年 度 及 昭 和 63 年 度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
	修 正 減 少 改 定	△ 43,000	同	—	
	既 定	1,660,000	—	—	
特定港湾施設工事勘定	既 定	840,000	昭 和 62 年 度	昭和 62 年 度 及 昭 和 63 年 度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
	修 正 減 少 改 定	△ 40,000	同	—	
	既 定	800,000	—	—	
エネルギー港湾施設工事	既 定	525,000	昭 和 62 年 度	昭和 62 年 度 及 昭 和 63 年 度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
	修 正 減 少 改 定	△ 25,000	同	—	
	既 定	500,000	—	—	

昭和六十三年二月十八日 衆議院會議録第六号 昭和六十二年度特別会計補正予算(特第2号)及び同報告書

一〇〇

郵 政 省 郵 政 事 業	三陽港整備工事	既 定	昭 和 62 年 度	昭和62年度及 び昭和68年度 昭 和 68 年 度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
空 港 整 備	修正減少 改 定	△ 60,000	同	昭和62年度及 び昭和68年度 昭 和 68 年 度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
	既 定	1,200,000	—	—	
	既 定	17,777,550	昭 和 62 年 度	昭和62年度以 降4箇年度以内	
	修正減少 改 定	△ 887,050	同	昭和63年度及 び昭和65年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
航 空 路 整 備	修正減少 改 定	△ 16,940,500	—	—	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
	既 定	91,750	昭 和 62 年 度	昭 和 68 年 度	
	修正減少 改 定	△ 91,750	同	同	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
	既 定	0	—	—	
事業用品購入調製等	修正減少 改 定	△ 145,646	同	昭和62年度及 び昭和63年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
	既 定	2,912,928	—	—	
	修正減少 改 定	△ 275,717	同	同	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
	既 定	6,510,288	—	—	
機械器具整備	修正減少 改 定	△ 537,046	同	昭和62年度及 び昭和68年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
	既 定	11,277,970	昭 和 62 年 度	昭 和 68 年 度	
	修正減少 改 定	△ 10,740,824	—	—	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
	既 定	—	—	—	

局舎等施設整備	既 定	68,107,220	昭 和 62 年 度	昭和 62 年 度 以 降 3 箇年度以内	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要が あるため
	修 正 減 少	△ 2,687,386	同	昭和 63 年 度 及 び 昭和 64 年 度	
	改 定	65,449,834	—	—	
	売上税の創設に伴う 局舎等施設整備に係 る限度額の増額				
簡易生命保険及 郵便年金 保 險 勘 定	既 定	732,690	昭 和 62 年 度	昭 和 63 年 度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要が あるため
	修 正 減 少	△ 732,690	同	同	
	改 定	0	—	—	
	簡易保険郵便年金補 社事業団出資				
労働保険 勘 定	既 定	10,164,971	昭 和 62 年 度	昭和 62 年 度 以 降 3 箇年度以内	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要が あるため
	修 正 減 少	△ 174,763	同	昭和 63 年 度 及 び 昭和 64 年 度	
	改 定	9,990,208	—	—	
	労働保険 勘 定				
労働保険 勘 定	既 定	664,653	昭 和 62 年 度	昭和 62 年 度 及 び 昭和 63 年 度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要が あるため
	修 正 減 少	△ 31,650	同	昭和 63 年 度	
	改 定	633,003	—	—	
	雇用促進事業団出資				
局舎施設整備	既 定	61,390,616	昭 和 62 年 度	昭和 62 年 度 以 降 3 箇年度以内	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要が あるため
	修 正 減 少	△ 1,983,776	同	昭和 63 年 度 及 び 昭和 64 年 度	
	改 定	—	—	—	
	雇用促進事業団出資				

昭和六十三年二月十八日 衆議院會議録第六号 昭和六十二年度特別会計補正予算(特第2号)及び同報告書

一八二

建設省	道路整備	改定 売上税の創設に伴う 雇用促進事業団出資 に係る限度額の増額	59,406,840	—	—	
		既 定	223,604	昭和 62 年度	昭和 63 年度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
		修正減少	△ 223,604	同	同	
		改 定	0	—	—	
	直轄道路新設及び改築事業	既 定	127,768,000	昭和 62 年度	昭和 62 年度以 降 5 箇年度以内	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
		修正減少	△ 2,670,381	同	昭和 63 年度及 び昭和 64 年度	
		改 定	125,092,619	—	—	
	売上税の創設に伴う 直轄道路新設及び改 築事業に係る限度額 の増額	既 定	4,356	昭和 62 年度	昭和 63 年度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
		修正減少	△ 4,356	同	同	
		改 定	0	—	—	
	直轄道路共同済事業	既 定	7,526,000	昭和 62 年度	昭和 62 年度以 降 3 箇年度以内	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
		修正減少	△ 270,286	同	昭和 63 年度及 び昭和 64 年度	
		改 定	7,255,714	—	—	
	売上税の創設に伴う 直轄道路共同済事業 に係る限度額の増額	既 定	77,125	昭和 62 年度	昭和 63 年度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
		修正減少	△ 77,125	同	同	
		改 定	0	—	—	

直轄道路修繕事業	昭 和 62 年 度	昭 和 62 年 度 及 昭 和 63 年 度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
既 定	420,000		
修正減少 改 定	△ 20,000	昭 和 63 年 度	
一般国道改修費補助	400,000	—	
既 定	28,250,000	昭 和 62 年 度 以 降 5 箇年度以内	
修正減少 改 定	△ 404,857	昭 和 63 年 度	
地方道改修費補助	22,845,143	—	
既 定	28,580,000	昭 和 62 年 度 以 降 5 箇年度以内	
修正減少 改 定	△ 319,429	昭 和 63 年 度	
北海道直轄道路改築 事業	28,280,571	—	
既 定	16,670,000	昭 和 62 年 度 以 降 5 箇年度以内	
修正減少 改 定	△ 201,429	昭 和 63 年 度	
北海道直轄道路修繕 事業	16,468,571	—	
既 定	940,000	昭 和 62 年 度 及 昭 和 63 年 度	
修正減少 改 定	△ 44,762	昭 和 63 年 度	
街路事業費補助	895,288	—	
既 定	48,273,000	昭 和 62 年 度 以 降 5 箇年度以内	

修正減少 改定	△	178,000	昭和62年度	昭和63年度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
離島道路事業費補助 既定		48,100,000	—	—	
修正減少 改定	△	1,784,000	昭和62年度	昭和62年度及び昭和63年度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少 改定		12,048	同	—	
沖繩直轄道路改築事業 既定		1,771,952	—	—	
修正減少 改定	△	2,270,000	昭和62年度	昭和62年度及び昭和63年度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少 改定		60,476	同	昭和63年度	
道路改築附帯工事 既定		2,208,524	—	—	
修正減少 改定	△	11,037,000	昭和62年度	昭和62年度以降3箇年度以内	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少 改定		465,905	同	昭和63年度及び昭和64年度	
修正減少 改定		10,571,095	—	—	
売上税の創設に伴う道路改築附帯工事に係る限度額の増額 既定		225,547	昭和62年度	昭和63年度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少 改定	△	225,547	同	同	
修正減少 改定		0	—	—	
道路改築受託工事 既定		38,734,000	昭和62年度	昭和62年度以降3箇年度以内	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少 改定	△	1,844,476	同	昭和63年度及び昭和64年度	
修正減少 改定		36,889,524	—	—	

水 勘 定	治 水 勘 定	売上税の創設に伴う 道路改築工事に係る 限度額の増額	既 定	修 正 減 少 改 定	△	761,250	昭 和 62 年 度 同	—	昭 和 63 年 度 同	—	売上税が創設されなかったに伴い、 限度額を減額する必要が あるため
直轄河川改修事業	既 定	売上税の創設に伴う 河川改修事業に係る 限度額の増額	改 定	修正減少	△	829,000	同	—	昭 和 62 年 度 以 降 5 箇 年 度 以 内 昭 和 63 年 度 及 び 昭 和 64 年 度	—	売上税が創設されなかったに伴い、 限度額を減額する必要が あるため
河川改修費補助	既 定	売上税の創設に伴う 河川改修費補助(昭 和60年度)に係る限 度額の増額	改 定	修正減少	△	343,588	同	—	昭 和 63 年 度 及 び 昭 和 64 年 度 同	—	売上税が創設されなかったに伴い、 限度額を減額する必要が あるため
既 定	修正減少	売上税の創設に伴う 河川改修費補助(昭 和60年度)に係る限 度額の増額	改 定	修正減少	△	98,250	同	—	昭 和 62 年 度 以 降 5 箇 年 度 以 内 昭 和 63 年 度 及 び 昭 和 64 年 度	—	売上税が創設されなかったに伴い、 限度額を減額する必要が あるため
既 定	修正減少	売上税の創設に伴う 河川改修費補助(昭 和60年度)に係る限 度額の増額	改 定	修正減少	△	24,200	同	—	昭 和 62 年 度 同	—	売上税が創設されなかったに伴い、 限度額を減額する必要が あるため

売上税の創設に伴う河川改修費補助(昭和61年度)に係る限度額の増額	既 定 修正減少 改 定	19,989 19,989 0	昭和62年度 同 —	昭和63年度 同 —	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
都市河川改修費補助	既 定 修正減少 改 定	14,047,000 284,500 —	昭和62年度 同 —	昭和62年度以降5箇年度以内 昭和63年度及び昭和64年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
売上税の創設に伴う都市河川改修費補助に係る限度額の増額	既 定 修正減少 改 定	74,420 74,420 0	昭和62年度 同 —	昭和63年度及び昭和64年度 同 —	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
北海道直轄河川改修事業	既 定 修正減少 改 定	4,880,000 25,000 4,655,000	昭和62年度 同 —	昭和62年度以降5箇年度以内 昭和63年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
直轄流況調整河川事業	既 定 修正減少 改 定	11,188,000 245,000 —	昭和62年度 同 —	昭和62年度以降3箇年度以内 昭和63年度及び昭和64年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
	改 定	10,898,000	—	—	

売上税の創設に伴う 直轄流通調整河川事 業に係る限度額の増 額	既 定 修正減少 改 定	143,425 143,425 0	昭 和 62 年 度 同	昭 和 63 年 度 同	売上税が創設されたことに伴い、限度額を減額する必要が あるため
沖縄直轄河川総合開 発事業	既 定 修正減少 改 定	1,880,000 90,000 1,800,000	昭 和 62 年 度 同	昭和62年度以 降3箇年度以内 昭 和 64 年 度	売上税が創設されたことに伴い、限度額を減額する必要が あるため
売上税の創設に伴う 沖縄直轄河川総合開 発事業に係る限度額 の増額	既 定 修正減少 改 定	125,000 125,000 0	昭 和 62 年 度 同	昭 和 63 年 度 同	売上税が創設されたことに伴い、限度額を減額する必要が あるため
河川総合開発事業費 補助	既 定 修正減少 改 定	16,103,579 464,000 15,639,579	昭 和 62 年 度 同	昭和62年度以 降5箇年度以内 昭 和 64 年 度	売上税が創設されたことに伴い、限度額を減額する必要が あるため
売上税の創設に伴う 河川総合開発事業費 の増額	既 定 修正減少 改 定	1,172,766 1,172,766 0	昭 和 62 年 度 同	昭 和 63 年 度 同	売上税が創設されたことに伴い、限度額を減額する必要が あるため

治水ダム建設事業費補助

既 定 13,880,000 昭 和 62 年 度 昭和 62 年 度 以
修正減少 294,000 同 降 5 箇年度以内
改 定 13,545,000 昭 和 64 年 度

売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要があるため

売上税の創設に伴う治水ダム建設事業費の増額

既 定 218,350 昭 和 62 年 度 昭 和 63 年 度
修正減少 218,350 同 同
改 定 0 同

売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要があるため

直轄砂防事業

既 定 6,222,000 昭 和 62 年 度 昭和 62 年 度 以
修正減少 119,000 同 降 3 箇年度以内
改 定 6,103,000 昭 和 63 年 度 及
昭 和 64 年 度

売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要があるため

売上税の創設に伴う直轄砂防事業の増額

既 定 55,075 昭 和 62 年 度 昭和 63 年 度
修正減少 55,075 同 同
改 定 0 同

売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要があるため

直轄地すべり対策事業

既 定 1,860,000 昭 和 62 年 度 昭和 62 年 度 以
修正減少 65,000 同 降 3 箇年度以内
改 定 1,795,000 昭 和 64 年 度

売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要があるため

売上税の創設に伴う砂防事業費補助(昭和59年度)に係る限度額の増額	既 定 修正減少 改 定	6,000 6,000 0	昭和62年度 同 —	昭和63年度 同 —	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要があるため
売上税の創設に伴う砂防事業費補助(昭和61年度)に係る限度額の増額	既 定 修正減少 改 定	7,682 7,682 0	昭和62年度 同 —	昭和63年度 同 —	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要があるため
地すべり対策事業費補助	既 定 修正減少 改 定	662,521 9,450 653,071	昭和62年度 同 —	昭和62年度以降3箇年度以内 昭和63年度及び昭和64年度 —	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要があるため
売上税の創設に伴う地すべり対策事業費補助に係る限度額の増額	既 定 修正減少 改 定	4,146 4,146 0	昭和62年度 同 —	昭和63年度 同 —	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要があるため
河川改修附帯工事	既 定 修正減少 改 定	886,000 16,000 320,000	昭和62年度 同 —	昭和62年度及び昭和63年度 昭和63年度 —	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要があるため

河川改修受託工事					
既 定	7,847,000	昭 和 62 年 度	昭和 62 年 度 以 降 3 箇年度以内	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため	
修 正 減 少	△ 379,000	同	昭和 63 年 度 及 び 昭 和 64 年 度		
改 定	7,468,000	—	—		
売上税の創設に伴う河川改修受託工事に係る限度額の増額					
既 定	111,575	昭 和 62 年 度	昭 和 63 年 度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため	
修 正 減 少	△ 111,575	同	同		
改 定	0	—	—		
売上税の創設に伴う河川改修受託工事に係る限度額の増額					
既 定	24,450	昭 和 62 年 度	昭 和 63 年 度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため	
修 正 減 少	△ 24,450	同	同		
改 定	0	—	—		
特定多目的ダム建設工事勘定					
多目的ダム建設事業					
紀の川大滝ダム建設工事					
既 定	6,711,000	昭 和 62 年 度	昭和 62 年 度 以 降 3 箇年度以内	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため	
修 正 減 少	△ 201,000	同	昭和 63 年 度 及 び 昭 和 64 年 度		
改 定	6,510,000	—	—		
球磨川(川辺川)ダム建設工事					
既 定	3,731,000	昭 和 62 年 度	昭和 62 年 度 以 降 3 箇年度以内		

修正減少 改定	△	75,000	同	昭和64年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
瀬田川竜門ダム建設工事 既定		8,856,000	—	—	
修正減少 △	387,000	同	昭和62年度以内 昭和63年度以内 昭和64年度及び昭和65年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため	
改定	8,128,000	—	—	—	
売上税の創設に伴う岩木川浅瀬石川ダム建設工事に係る限度額の増額 既定	224,000	昭和62年度	昭和63年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため	
修正減少 △	224,000	同	同	—	
改定	0	—	—	—	
矢作川河口堰建設工事 既定	3,208,000	昭和62年度	昭和62年度以降3箇年度以内	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため	
修正減少 △	158,000	同	昭和64年度	—	
改定	3,050,000	—	—	—	
売上税の創設に伴う矢作川河口堰建設工事に係る限度額の増額 既定	156,000	昭和62年度	昭和63年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため	
修正減少 △	156,000	同	同	—	
改定	0	—	—	—	
小瀬川弥栄ダム建設工事 既定	7,401,000	昭和62年度	昭和62年度以降3箇年度以内	—	

昭和六十三年二月十八日 衆議院会議録第六号 昭和六十二年度特別会計補正予算(特第2号)及び同報告書

一九二

修正減少 定	△	353,000	昭和62年度	昭和63年度及び 昭和64年度	売上税が創設されなかつたに伴い、限度額を減額する必要があるため
改定		7,048,000	—	—	
売上税の創設に伴う小瀬川弥栄ダム建設工事に係る限度額の増額					
既定		21,900	昭和62年度	昭和63年度	売上税が創設されなかつたに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少 改定	△	21,900 0	同 —	同 —	
最上川寒河江ダム建設工事					
既定		3,790,000	昭和62年度	昭和62年度以降3箇年度以内	売上税が創設されなかつたに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少 改定	△	82,000	同	昭和63年度及び 昭和64年度	
売上税の創設に伴う最上川寒河江ダム建設工事に係る限度額の増額					
改定		3,708,000	—	—	
既定		33,850	昭和62年度	昭和63年度	売上税が創設されなかつたに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少 改定	△	33,850 0	同 —	同 —	
売上税の創設に伴う最上川寒河江ダム建設工事に係る限度額の増額					
既定		86,576	昭和62年度	昭和63年度	売上税が創設されなかつたに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少 改定	△	86,576 0	同 —	同 —	

相模川宮ヶ瀬ダム 建設工事	既 定	31,168,000	昭 和 62 年 度	昭和 62 年度 以 降 5 箇年度以内	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要が あるため
修正減少	△	1,323,000	同	昭和 63 年度、 昭和 65 年度 及 び 昭和 66 年度	
改 定	29,845,000	—	—	—	
橋田川蓮ダム建設 工事	既 定	3,851,000	昭 和 62 年 度	昭和 62 年度 及 び 昭和 63 年度	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要が あるため
修正減少	△	89,000	同	昭 和 63 年 度	
改 定	3,762,000	—	—	—	
雄物川玉川ダム建 設工事	既 定	4,491,000	昭 和 62 年 度	昭和 62 年度 以 降 3 箇年度以内	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要が あるため
修正減少	△	153,000	同	昭和 63 年度 及 び 昭和 64 年度	
改 定	4,338,000	—	—	—	
売上税の創設に伴 う雄物川玉川ダム 建設工事に係る限 度額の増額	既 定	41,550	昭 和 62 年 度	昭 和 63 年 度	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要が あるため
修正減少	△	41,550	同	同	
改 定	0	—	—	—	
青田川入田原ダム 建設工事	既 定	3,647,000	昭 和 62 年 度	昭和 62 年度 及 び 昭和 63 年度	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要が あるため
修正減少	△	110,000	同	昭 和 63 年 度	
改 定	3,537,000	—	—	—	

昭和六十三年二月十八日 衆議院會議録第六号 昭和六十二年度特別会計補正予算(特第2号)及び同報告書

一九四

阿武隈川セキ宿ダム建設工事	既 定	16,486,000	昭 和 62 年 度	昭和 62 年度 以降3箇年度以内	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少	△	600,000	同	昭 和 64 年 度	
改 定	15,886,000				
売上税の創設に伴う阿武隈川セキ宿ダム建設工事に係る限度額の増額	既 定	11,000	昭 和 62 年 度	昭 和 63 年 度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少	△	11,000	同	同	
改 定	0				
信濃川三國川ダム建設工事	既 定	513,000	昭 和 62 年 度	昭和 62 年度 及び 昭和 63 年 度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少	△	10,000	同	昭 和 63 年 度	
改 定	503,000				
売上税の創設に伴う信濃川三國川ダム建設工事に係る限度額の増額	既 定	400,125	昭 和 62 年 度	昭 和 63 年 度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少	△	400,125	同	同	
改 定	0				
大井川長島ダム建設工事	既 定	8,420,000	昭 和 62 年 度	昭和 62 年度 以降3箇年度以内	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少	△	318,000	同	昭 和 63 年 度 及び 昭和 64 年 度	
改 定	8,102,000				

売上税の創設に伴う大井川長島ダム建設工事に係る限度額の増額	既 定 修正減少 改 定	81,250 81,250 0	昭和62年度 同	昭和63年度 同	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
太田川温井ダム建設工事	既 定 修正減少 改 定	6,164,000 80,000 6,084,000	昭和62年度 同	昭和62年度以降5箇年度以内 昭和63年度及び昭和64年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
黒部川宇奈月ダム建設工事	既 定 修正減少 改 定	6,409,000 301,000 6,108,000	昭和62年度 同	昭和62年度以降4箇年度以内 昭和63年度及び昭和65年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
売上税の創設に伴う黒部川宇奈月ダム建設工事に係る限度額の増額	既 定 修正減少 改 定	24,750 24,750 0	昭和62年度 同	昭和63年度 同	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため
荒川荒川調節池総合開発建設工事	既 定 修正減少 改 定	2,682,000 48,000 2,634,000	昭和62年度 同	昭和62年度及び昭和63年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要があるため

昭和六十三年二月十八日 衆議院会議録第六号 昭和六十二年度特別会計補正予算(特第2号)及び同報告書

売上税の創設に伴う荒川荒川開港工事の増額	既 定	77,000	昭和62年度	昭和63年度	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少	△	77,000	同	同	
改 定	0	—	—	—	
赤川月山ダム建設工事	既 定	2,240,000	昭和62年度	昭和62年度及び昭和63年度	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少	△	54,000	同	同	
改 定	2,186,000	—	—	—	
売上税の創設に伴う赤川月山ダム建設工事(昭和60年度)に係る限度額の増額	既 定	49,225	昭和62年度	昭和63年度	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少	△	49,225	同	同	
改 定	0	—	—	—	
売上税の創設に伴う赤川月山ダム建設工事(昭和61年度)に係る限度額の増額	既 定	126,688	昭和62年度	昭和63年度及び昭和64年度	売上税が創設されなかったに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少	△	126,688	同	同	
改 定	0	—	—	—	
庄内川小里川ダム建設工事	既 定	1,456,000	昭和62年度	昭和62年度以降3箇年度以内	

修正減少 改定	△	35,000	同	昭和63年度及 び昭和64年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要が あるため
吉野川蓄滞ダム建 設工事		1,421,000	—	—	
既 定		1,398,000	昭和62年度	昭和62年度及 び昭和63年度	
修正減少 改定	△	17,000	同	昭和63年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要が あるため
山国川中津大堰建 設工事		1,376,000	—	—	
既 定		2,381,000	昭和62年度	昭和62年度以 降3箇年度以内	
修正減少 改定	△	114,000	同	昭和63年度及 び昭和64年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要が あるため
既 定		2,267,000	—	—	
売上税の創設に伴 う山国川中津大堰 建設額の増額		131,200	昭和62年度	昭和63年度	
既 定		131,200	同	同	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要が あるため
修正減少 改定	△	0	—	—	
北海道多目的ダム建 設事業		4,304,000	昭和62年度	昭和62年度以 降3箇年度以内	
石狩川定山溪ダム 建設工事		205,000	同	昭和63年度及 び昭和64年度	売上税が創設されなかったことに伴い、限度額を減額する必要が あるため
修正減少 改定	△	4,089,000	—	—	

昭和六十三年二月十八日 衆議院會議録第六号 昭和六十二年度特別会計補正予算(特第2号)及び同報告書

一九八

後志利別川美利河 ダム建設工事	既 定	8,596,000	昭 和 62 年 度	昭和62年度以 降3箇年度以内	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要が あるため
修正減少	△	410,000	同	昭和63年度及 び昭和64年度	
改 定		8,186,000	—	—	
沙流川総合開発建 設工事	既 定	5,466,000	昭 和 62 年 度	昭和62年度以 降3箇年度以内	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要が あるため
修正減少	△	261,000	同	昭和63年度及 び昭和64年度	
改 定		5,205,000	—	—	
売上税の創設に伴 う石狩川通里ダム 建設工事に係る限 度額の増額	既 定	166,000	昭 和 62 年 度	昭 和 63 年 度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要が あるため
修正減少	△	166,000	同	—	
改 定		0	—	—	
沖繩多目的ダム建設 事業	既 定	75,000	昭 和 62 年 度	昭 和 63 年 度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要が あるため
売上税の創設に伴 う沖縄北部河川総 合開発建設工事に 係る限度額の増額	修正減少	75,000	同	—	
改 定	△	0	—	—	

漢那河地川漢那ダム建設工事	既 定	2,940,000	昭 和 62 年 度	昭和 62 年度 以 降 3 箇年度以内	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
売上税の創設に伴う漢那河地川漢那ダム建設工事に係る限度額の増額	修正減少 改 定	△ 140,000 2,800,000	同	—	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
売上税の創設に伴う漢那河地川漢那ダム建設工事に係る限度額の増額	既 定	140,000	昭 和 62 年 度	昭 和 63 年 度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少 改 定	△ 140,000 0	同	同	—	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
ダム事業受託工事	既 定	1,008,000	昭 和 62 年 度	昭和 62 年度 以 降 3 箇年度以内	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少 改 定	△ 48,000 960,000	同	同	昭和 63 年度 及 び 昭和 64 年 度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
売上税の創設に伴うダム事業受託工事に係る限度額の増額	既 定	7,125	昭 和 62 年 度	昭 和 63 年 度	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため
修正減少 改 定	△ 7,125 0	同	同	—	売上税が創設されなかつたことに伴い、限度額を減額する必要があるため

昭和六十三年二月十八日 衆議院會議録第六号 昭和六十二年度特別会計補正予算(特第2号)及び同報告書

昭和六十二年度特別会計補正予算(特第2号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、一般会計予算補正等に関連して、交付税及び譲与税配付金特別会計、国債整理基金特別会計等二十七特別会計について所要の補正措置を講ずるものである。

なお、電源開発促進対策特別会計等十七特別会計においては、所要の国庫債務負担行為の修正減少を行うこととしている。

主な特別会計補正予算の概要は次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

交付税及び譲与税配付金勘定

成立予算

一七、一四二、四三二

一七、〇五〇、四三二

補正第2号

追加

九〇二、〇五三

六七一、六三三

修正減少

△ 四一四、二二〇

△ 一八三、八〇〇

計

一七、六三〇、二五五

一七、五三八、二五五

2 国債整理基金特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

成立予算

四〇、一三五、二六二

四〇、一三五、二六二

補正第2号

追加

五、〇九二、〇六七

二、七六八、一六三

修正減少

△ 五五五、八六一

△ 五五四、二八二

計

四四、六七一、四六八

四二、三四九、一四三

3 食糧管理特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

(1) 国内米管理勘定

成立予算

三、〇四〇、三六一

三、〇四〇、三六一

補正第2号

追加

一三九、四五六

一九、五四五

修正減少

△ 四二七、九九五

△ 三〇八、〇八四

計

二、七五一、八二二

二、七五一、八二二

(2) 国内麦管理勘定

成立予算

二七四、〇八六

二七四、〇八六

補正第2号

追加

一、〇九一

〇

修正減少

△ 七二、四二二

△ 七二、三二一

計

二〇二、七六五

二〇二、七六五

(3) 輸入食糧管理勘定

成立予算

五四一、一六四

五四一、一六四

補正第2号

追加

五、四二七

一七一、八七一

修正減少

△ 五九、四七七

△ 二二六、一五四

計

四八七、一三四

四八六、八八一

(4) 農産物等安定勘定

成立予算

四、三四〇

四、三四〇

補正第2号

追加

〇

一、七二七

修正減少

△ 二、六一三

△ 四、三四〇

計

一、七二七

一、七二七

(5) 輸入飼料勘定

成立予算

一九三、三三四

一九三、三三四

補正第2号

追加

三、三八〇

一一、五二六

修正減少	△ 八六、一八三	△ 九五、四三五
計	一一〇、五一一	一一〇、四〇五
(6) 業務勘定		
成立予算	一五三、九四三	一五三、九四三
修正第2号		
追加	一四、〇九九	〇
修正減少	△ 一七、二八八	△ 三、一八九
計	一五〇、七五四	一五〇、七五四
(7) 調整勘定		
成立予算	三、九六三、一六九	三、九六三、一六九
修正第2号		
追加	一八七、六七三	〇
修正減少	△ 七三五、九九三	△ 五四八、三二〇
計	三、四一四、八四九	三、四一四、八四九
4 自動車損害賠償責任再保険特別会計		
歳入(百万円)		歳出(百万円)
(1) 保険勘定		
成立予算	一、八九〇、一〇四	五八三、二五七
修正第2号		
追加	二三八、一〇〇	〇
修正減少	〇	〇
計	二、一二八、二〇四	五八三、二五七
(2) 保障勘定		
成立予算	一〇三、三二〇	九、一七一
修正第2号		
追加	五、七〇〇	〇

修正減少

計

一〇九、〇二〇

九、一七一

以上のほかに、電源開発促進対策特別会計のうち電源多様化勘定、造幣局特別会計、印刷局特別会計、外国為替資金特別会計、国立学校特別会計、厚生保険特別会計のうち健康勘定、年金勘定及び業務勘定、船員保険特別会計、国立病院特別会計、国民年金特別会計のうち国民年金勘定及び業務勘定、漁船再保険及漁業共済保険特別会計のうち漁業共済保険勘定、国有林野事業特別会計のうち国有林野事業勘定、国営土地改良事業特別会計、アルコール専売事業特別会計、郵政事業特別会計並びに労働保険特別会計の修正を行っている。

また、売上税が創設されなかつたことに伴い、国庫債務負担行為の修正減少を行うのは、電源開発促進対策特別会計、登記特別会計、印刷局特別会計、特定国有財産整備特別会計、国立学校特別会計、国立病院特別会計、食糧管理特別会計、国有林野事業特別会計、国営土地改良事業特別会計、特許特別会計、港湾整備特別会計、空港整備特別会計、郵政事業特別会計、簡易生命保険及郵便年金特別会計、労働保険特別会計、道路整備特別会計及び治水特別会計である。

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、予算成立後に生じた事由に基づき、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十三年二月十八日

予算委員長 奥田 敬和

衆議院議長 原 健三郎殿

昭和六十二年度政府関係機関補正予算(機第2号)

右

国会に提出する。

昭和六十三年一月二十五日

内閣総理大臣 竹下 登

昭和六十三年二月十八日 衆議院會議録第六号 昭和六十二年政府関係機関補正予算(案)及び関係報告書

二〇二

昭和62年度政府関係機関補正予算

予算総則補正

次に掲げる各政府関係機関の昭和62年度収入支出予算補正は、「甲号収入支出予算補正」に掲げるとおりとする。

国民金融公庫
中小企業金融公庫
北海道東北開発公庫

甲号 収入支出予算補正

政府関係機関	款	項	補		正		額	
			追加	額(千円)	修正減少	額(千円)	差引	額(千円)
国民金融公庫収入	事業益金収入	事業益金	0	0	△ 2,527,896		△ 2,527,896	
		事業益金		0	△ 2,527,896		△ 2,527,896	
		一般会計より受入	3,414,000	2,982,000	△ 386,143	195,772	3,028,867	2,786,228
		運費用収入		432,000		0		432,000
		雑収入		0		189,371		189,371
支出	事業益金	事業益金	3,414,000		△ 2,913,039		500,961	
		事業益金		1,264,370	△ 417,645		846,725	
		事業益金		0	△ 130,000		△ 130,000	
		事業益金	1,264,370		△ 547,645		716,725	
		事業益金		0				
中小企業金融公庫収入	事業益金収入	事業益金	0	0	△ 12,155,215		△ 12,155,215	
		事業益金		0	△ 12,155,215		△ 12,155,215	
		一般会計より受入	14,208,088	10,804,000	△ 478,656	385,356	13,729,432	10,418,044
		一般会計より受入		10,804,000	△ 385,356			
		一般会計より受入		0	△ 91,050		△ 91,050	

昭和六十二年政府関係機関補正予算(機第2号)に関する報告書

本補正予算は、国民金融公庫、中小企業金融公庫及び北海道東北開発公庫について所要の補正措置を講ずるものである。

1 国民金融公庫

政府関係機関補正予算の概要は次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

成立予算	収入(百万円)	支出(百万円)
補正第2号	三六九、六六六	三八一、四七二

追加	三、四四	一、二六四
修正減少	二、九三	五四八

中小企業金融公庫

成立予算	収入(百万円)	支出(百万円)
	三五四、六七〇	三六六、四七四

補正第2号
追加
一四、二〇八
四〇九

[illegible]

計 修正減少

3 北海道東北開発公庫

收入(百万円)

五八、九四〇

追加	五、六八七
修正減少	二、二三六
	△

計 六三 四〇一

本補正予算は、予算成立後に生じた事由に基づき、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十三年二月十八日

衆議院議長 原 健三郎殿

予算委員長 奥田 敬和

昭和六十三年二月十八日 衆議院會議録第六号 昭和六十二年度政府関係機関補正予算(機第2号)及び同報告書

昭和六十三年二月十八日 衆議院會議録第六号

漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案

右国会に提出する。

昭和六十三年一月二十五日

内閣総理大臣 竹下 登

漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律

1 政府は、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるため、昭和六十二年において、一般会計から、六十七億五千八百七十万円を限り、同特別会計の漁業共済保険勘定に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定において決算上の剰余を生じた場合には、漁船再保険及漁業共済保険特別会計法(昭和十二年法律第二十四号)第三条ノ五第一項の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和六十二年における異常な赤潮による養殖はまちの大量死亡等により漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定に生ずる保険金の支払財源の不足に充てるため、同年度において、一般会計から同勘定に資金を繰り入れる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案及び同報告書 地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

1 本案は、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定に生ずる保険金の支払財源の不足に充てるため、一般会計から同勘定に資金を繰り入れようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるため、昭和六十二年において、一般会計から、六十七億五千八百七十万円を限り、同勘定に繰り入れることができることとする。

2 1による一般会計からの繰入金については、後日、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定において決算上の剰余を生じた場合には、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならないこととする。

議案の可決理由

昭和六十二年における異常な赤潮による養殖はまちの大量死亡等により漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定に生ずる保険金の支払財源の不足に充てるため、昭和六十二年において、一般会計から同勘定に資金を繰り入れることは、時宜に適する措置と認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

昭和六十二年補正予算(第二号)において、一般会計から漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定への繰入金六十七億五千八百七十万円を計上している。

二〇四

昭和六十三年二月十六日

大蔵委員長 越智 通雄
衆議院議長 原 健三郎殿

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和六十三年一月二十五日

内閣総理大臣 竹下 登

地方交付税法等の一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百

別表の道府県の項中

3 その他の諸費

(1) 經常経費

(2) 投資的経費

人口 一人につき

面積 一平方キロメートルにつき

人口 一人につき

面積 一平方キロメートルにつき

人口 一人につき

面積 一平方キロメートルにつき

人口 一人につき

面積 一平方キロメートルにつき

人口 一人につき

面積 一平方キロメートルにつき

人口 一人につき

面積 一平方キロメートルにつき

人口 一人につき

面積 一平方キロメートルにつき

人口 一人につき

面積 一平方キロメートルにつき

人口 一人につき

面積 一平方キロメートルにつき

人口 一人につき

面積 一平方キロメートルにつき

人口 一人につき

面積 一平方キロメートルにつき

人口 一人につき

十二号)の一部を次のように改正する。
附則第四条第一項第一号中「昭和六十二年度の算定については、同年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額は、同年度の一般会計の当初予算に計上された所得税、法人税及び酒税の収入見込額とし、昭和六十一年度における交付税でまだ交付していない額として加算する額は、五千七百六億円とする。」を削り、同項第二号中「六兆四千四百四十三億五千五百万円」を「五兆九千九百三十九億三千五百万円」に改め、同条第三項中「千六百六十億円」を「千三百三十億円」に、「千七百七十五億円」を「千三百三十五億円」に改める。

年 度	控 除 額
昭和六十六年度	三千五百四十一億円
昭和六十七年度	四千六百九十一億円
昭和六十八年度	五千七百七十六億円
昭和六十九年度	五千五百十二億円
昭和七十年年度	五千九百八十八億円
昭和七十一年度	六千四百六十七億円
昭和七十二年度	七千二十八億七千万円
昭和七十三年度	七千二百三十二億七千万円
昭和七十四年度	六千六百四十五億円
昭和七十五年度	六千三百九十五億五千五百万円

附則第七條を次のように改める。

(一般会計からの繰入金)

第七條 第四條の規定による一般会計からの繰入金の額は、同條の規定により算定した額に、昭和六十二年度にあつては三千三百十七億八千万円を、昭和六十六年度及び昭和六十七年度にあつてはそれぞれ千三百三十億円を、昭和六十八年度にあつては千三百三十五億円を加算した額とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、第一條の規定による改正後の地方交付税法の規定は、昭和六十二年度分の地方交付税から適用する。

理 由

地方財政の状況にかんがみ、普通交付税の額の算定に用いる単位費用の一部を改定するとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金に減額する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地方財政の状況にかんがみ、普通交

付税の額の算定に用いる単位費用の一部を改定するとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を減額する等の措置を講じようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

1 地方交付税の総額の特例

(一) 補正予算(第2号)により昭和六十二年度の地方交付税交付金の交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れが増額されることに伴い、同特別会計における借入金を二千三百四億二千万円減額すること。

(二) 昭和六十六年度分から昭和六十八年度分までの地方交付税の総額については、昭和六十六年度及び昭和六十七年度にあつてはそれぞれ千三百三十億円を、昭和六十八年度にあつては千三百三十五億円を加算した額とすること。

2 基準財政需要額の算定方法の改正

財源対策債の縮減に伴い必要となる財源を措置するため、昭和六十二年度分の普通交付税の額の算定に用いる単位費用の一部を改定することとすること。

二 議案の可決理由

地方財政の状況にかんがみ、普通交付税の額の算定に用いる単位費用の一部を改定すると

もに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を減額する等の措置を講じようとする本案は、妥当と認め、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

昭和六十二年特別会計補正予算(特第2号)の交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定の歳出に、地方交付税交付金の追加額として六千七百十六億三千三百三十三万九千円が計上されている。

右報告する。

昭和六十三年二月十七日

地方行政委員長 松本 十郎

衆議院議長 原 健三郎殿

昭和六十三年二月十八日 衆議院会議録第六号

地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和六十三年二月十八日 衆議院會議録第六号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒 105

東京都港区虎ノ門一丁目一番四号
大蔵省印刷局
官報課
電話 三(五七)三三三

定価
四四〇円
四四〇円部